



政党を より強くするための 女性のエンパワーメント

女性の政治参加促進のための
ガイドブック

日本語仮訳版の作成に当たって

本書は、平成 24 年 3 月、国連開発計画（UNDP）が発行した『政党をより強くするための女性のエンパワーメント：女性の政治参加促進のためのガイドブック』について、著作権者である国連開発計画の許可のもとに、内閣府の責任において原文（英語版）を仮訳したものである。

女性の政治分野への参画については、国連においても各国の取組の促進を図っており、本書は、その一環として発行されたものである。

本書の内容の詳細に関しては、下記 URL より原文に当たられたい。

【参考：原典】 Empowering Women for Stronger Political Parties (February 2012, UNDP)

<http://www.undp.org/content/undp/en/home/librarypage/womens-empowerment/empower-women-political-parties/>

平成 25 年 3 月

内閣府男女共同参画局

〔 東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1 〕
〔 (代表) 03 - 5253 - 2111 〕



国連開発計画 (UNDP)
全米民主国際研究所 (NDI)

政党を より強くするための 女性のエンパワーメント

女性の政治参加促進のための
ガイドブック



政党を
より強くするための
女性のエンパワーメント

女性の政治参加促進のための
ガイドブック

主な執筆者

Julie Ballington

寄稿及びケーススタ ディの執筆者

Randi Davis

Mireya Reith

Lincoln Mitchell

Carole Njoki

Alyson Kozma

Elizabeth Powley

原稿の整理編集

Manuela Popovici

デザイン

Suazion, Inc.

表紙画像

UNCDF AdamRogers

制作

Graphics Service
Bureau, Inc.

謝辞

国連開発計画（UNDP）及び全米民主国際研究所（NDI）は、本書の出版に貢献したすべての人に感謝したい。

本書は、Winnie Byanyima、Randi Davis 及び Kristin Haffert によって構想され、彼らによる貴重な情報や助言の提供により、この出版が実現した。

本書に掲載された独自のケーススタディや概要の立案・調査は、Mireya Reith、Elizabeth Powley、Carole Njoki、及び Marilyn Achiron からの助言を得て、Lincoln Mitchell が行った。Julie Ballington と Manuela Popovici の指導により、刊行が実を結ぶに至った。

フィードバックとコメントが、Suki Beavers、Shari Bryan、Drude Dahlerup、Randi Davis、Kevin Deveaux、Aleida Ferreyra、Simon Alexis Finley、Geraldine Fraser-Moleketi、Kristin Haffert、Oren Ipp、Linda Maguire、Susan Markham、Mireya Reith、Carmina Sanchis Ruescas、Kristen Sample、Louise Sperl、及び Ken Wollack から得られた。

すべてのケーススタディの実施に当たって、時間と知識を提供してくれた数多くの面接調査対象者並びにフィールド調査の円滑化に手を貸してくれた NDI のローカルスタッフ及び地域スタッフにも感謝しなければならない。ケーススタディの最終調整を補佐してくれた UNDP と NDI の国別事務所のスタッフの努力にも御礼を申し上げる。

2012年2月

ISBN: 978-0-9848059-5-2

© 国連開発計画及び全米民主国際研究所。無断複写・複製・転載を禁ず。本出版物又はその一部は、事前に国連開発計画から許可を得ない限り、何らかのシステムを利用しての複製若しくは保存、何らかの形式による、又は電子的であれ機械的であれ、何らかの媒体による伝達、写真複写その他を行ってはならない。

本文書に記載されている意見、分析及び提言は、必ずしも国連開発計画若しくはその執行理事会又は加盟国の意見を反映してはいない。無断複写・複製・転載を禁ず。

目次

序文 国連開発計画 (UNDP)	II	パート B : ケーススタディ	49
序文 全米民主国際研究所 (NDI)	III	ケーススタディー覧	51
略語表	IV	アルメニア共和国 :	
概要	1	クォータ制実施を要求するための連携の構築	52
序論	7	オーストラリア連邦 :	
		政治における女性の進出を促進するための 党内クォータ制と資金調達ネットワーク	55
パート A : 好事例の概要	13	ブルキナファソ :	
		自主的な政党クォータ制と法制化された政党クォータ制	59
I. 党内組織	15	カンボジア王国 :	
男女共同参画のための組織基盤の構築	15	政党内での、及び公選職へと、 女性の進出を促進するための女性会組織	63
重要な論点	15	カナダ :	
採用された戦略	17	資金調達ネットワークと候補者指名規則を利用した 女性候補者の支援	67
II. 選挙前の期間	21	クロアチア共和国 :	
(1) 候補者の募集と指名	21	候補者クォータ制と能力増進研修に対する女性会の支援	73
重要な論点	21	エルサルバドル共和国 :	
採用された戦略	25	解放後の政治において女性の参加を促進するための戦略	77
(2) 政党と選挙運動の資金調達	28	インド (コラム) :	
重要な論点	28	クォータ制、議席枠及び政党	81
採用された戦略	29	インドネシア共和国 (コラム) :	
III. 選挙期間	33	候補者の募集と政党クォータ制	83
選挙運動と選挙の準備	33	メキシコ合衆国 :	
重要な論点	33	クォータ制と研修のための国家資金を通じた、 女性代表の支援	85
採用された戦略	34	モロッコ王国 :	
IV. 選挙後の期間	39	党の候補者クォータ制を促進するための 党派横断的現状改革主義	90
ジェンダーに対応力のある統治	39	ペルー共和国 (コラム) :	
重要な論点	39	女性フォーラムによるクォータ制の提唱	94
採用された戦略	40	ルワンダ共和国 :	
結論	45	憲法を用いた、紛争後に女性が獲得したものの制度化	95
章末注	47	セルビア共和国 (コラム) :	
		政治的変革のための女性会の結集	99
		南アフリカ共和国 :	
		女性の結集と政治課題の転換	101
		南部アフリカ (コラム) :	
		移行期間の梃子としての活用と党による男女共同参画の 実践の制度化に関して地域が学んだ教訓	105
		スペイン :	
		女性にとっての政治環境を変えるための 男性との連携した努力	107
		東ティモール民主共和国 (コラム) :	
		女性候補者の募集を進めるためのインセンティブの創設	111
		英国 :	
		勝てる議席への女性候補者の指名	112
		アメリカ合衆国 :	
		資金調達ネットワークと党大会のジェンダー衡平方針	115

序文

国連開発計画 (UNDP)

男女共同参画と女性のエンパワーメントは人権であるにとどまらず、包摂的で公正で持続可能な開発を達成する上で不可欠でもある。女性の政治参加はこういった目標の達成にとって中心的課題であり、政党はこうした参加を促進し、育む上で最も重要な組織の1つである。世界の議会の議席に占める女性の割合が20%に満たないことで、女性への政治的なエンパワーメントを支援するために政党がもっと多くのことをなす必要がある—とともに、こうした努力に対して支援を受けるべきである—ことは明らかである。

世界的に見ると、政党の党員の40～50%が女性であるにもかかわらず、党内で指導的な地位に就いている女性は10%程度に過ぎない。政党における方針決定機構への女性の平等な参加を確保することは、政党の中での一究極的には社会全体の中での一男女共同参画の促進に不可欠である。

国連開発計画 (UNDP) と全米民主国際研究所 (NDI) は18ヵ月間にわたって、女性への政治的エンパワーメントを促進するための政党活動に関する20件のケーススタディを編纂した。これらのケーススタディ及びその他の例に依拠し、UNDP と NDI は女性の政治生活を振興するために政党が取り得る具体的な措置を明らかにした。本書『政党をより強くするための女性のエンパワーメント：女性の政治参加促進のためのガイドブック』は、この研究の成果であり、政党改革のために簡潔で焦点を絞った選択肢を提供する。

本ガイドブックは、選挙前と選挙後も含めた選挙のサイクルの様々な段階において、女性の参加をサポートするために政党が取り得る様々な取組を明らかにし、分類する初めての本である。

本ガイドブックは、政党の党員で特に指導的役割を果たしている人々並びに市民団体及び男女共同参画の活動家に向けたものである。また、世界的な政党の基盤組織や連盟がそれらの憲章や活動に男女共同参画を規範として取り入れることを後押しすることも目的としている。

最後に、本ガイドブックは、女性の政治参加に関して政党のプログラム作成を支援する国際機関や開発機関にとっても貴重な助言を供する。

政治から行政、民間部門、市民団体に至るすべてのガバナンス組織において女性が真の発言力をもった時に、女性は公の対話に男性と平等に参加し、自身と家族、コミュニティ、そして国の未来を左右する決定に影響力を及ぼすことができるようになるのである。



国連開発計画 (UNDP)
総裁 Helen Clark

序文

全米民主国際研究所 (NDI)

政党は、女性が公選職と政治的指導者の地位に就くための主な、かつ最も直接的な媒体であるため、政党の構造、政策、慣行及び価値観は、自国の政治に女性がどの程度参加するかということに深刻な影響を及ぼす。

女性の政治参加を真剣に考えている政党は、選挙における立場を強め、新たな投票者集団を獲得し、有権者との関係を強化することにより利益を得る。加えて、新しい側面やアイデアを提示できる政党は、投票率が低下しつつある時代において、活気のあるエネルギーあるイメージを掲げる。成果の中には劇的なものもあれば、不明確なものも、徐々に達成されるものもあるが、政党にとってすべての成果を勘案すれば、どのような場合においても得るものが多い。

政党が利益を得るのは、女性が選挙プロセスと統治プロセスに参加するだけでなく、これらのプロセスに影響力を及ぼす時である。政治に関わる女性の数を増やすという表面的な努力だけで、何ら真の質的な影響力や意思決定権限を与えなければ、新たな又は直接的に得られる利益を生み出しそうにはない。こうした努力の典型的な例には、党則上何の権限も影響力もない女性会、候補者名簿におけるいわゆる「女性枠」に据える者の選定；選ばれるやいなや女性当選者を重視しないこと；女性候補を勝ち目のない選挙区に据えること；土壇場になって候補者名簿の有望な位置から女性を外すこと；などがある。

世界の潮流としては、男女の等価性と平等に基づく民主的統治へと向かっている。女性のよう、伝統的に過少代表であるグループに手をさしのべることは、現在、政党と、政党活動の土俵となる立法機関が民主的に機能するための最低限の基準と見なされている。

本書『政党をより強くするための女性のエンパワーメント：女性の政治参加促進のためのガイドブック』は、政党と、女性の政治への関与を高めるために政党と協力する人々が、選挙のサイクル全般を通じて、また政党での様々な役割にまたがって用いる戦略を見つけ出せるようなやり方で構成されている。女性の参加は、候補者になるだけでなく、政党の黨員、指導者、そして当選者になることによっても促進することができる。

男性と女性が民主主義的プロセスに積極的に参加できる、より開かれた政治環境を創り出すために、全米民主国際研究所は25年以上にわたり、80カ国以上の720を上回る政党や組織と協力してきた。我々は、本ガイドブックがこの努力に寄与することを期待している。



全米民主国際研究所 (NDI)
所長 Ken Wollack

略語表

ANC	African National Congress (アフリカ民族会議)、南アフリカ共和国	NOW	National Organization for Women (全米女性機構)、米国
ANCWL	African National Congress Women's League (アフリカ民族会議女性同盟)、南アフリカ共和国	NWPC	National Women's Political Caucus (全米女性政治連盟)、米国
ALP	Australian Labor Party (オーストラリア連邦労働党)	OAS	Organization of American States (米州機構)
ASPARLEXSAL	Association of Salvadoran Women Parliamentarians and Ex-Parliamentarians, El Salvador (エルサルバドル共和国現職・元女性議員協会)、エルサルバドル共和国	ODIHR	OSCE's Office for Democratic Institutions and Human Rights (OSCE (欧州安全保障協力機構) の民主制度・人権事務所)
BJP	Bhatariya Janata Party, India (インド人民党)、インド	OSCE	Organization for Security and Co-operation in Europe (欧州安全保障協力機構)
BPfA	Beijing Platform for Action (北京行動綱領)	PAC	Citizens' Action Party (市民行動党)、コスタリカ共和国
CDP	Congress for Democracy and Progress (民主主義進歩会議)、ブルキナファソ	PAN	National Action Party (国民行動党)、メキシコ合衆国
CDU	Christian Democratic Union (キリスト教民主同盟)、ドイツ連邦共和国	PDIP	Democratic Party of Struggle (闘争民主党)、インドネシア共和国
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約))	PPC	Christian People's Party (キリスト教人民党)、ペルー共和国
COFIPE	Federal Code on Electoral Institutions and Procedures (選挙の制度及び手続きに関する連邦法)、メキシコ合衆国	PPS	Party of Progress and Socialism (進歩社会主義党)、モロッコ王国
CPP	Cambodian People's Party (カンボジア人民党)	PR	Party of the Republic (共和党)、ブラジル連邦共和国
CSO	Civil Society Organization (市民団体)	PRD	Party of the Democratic Revolution (民主革命党)、メキシコ合衆国
CSV	The Christian Social People's Party (キリスト教社会党)、ルクセンブルク大公国	PRI	Institutional Revolutionary Party (制度的革命党)、メキシコ合衆国
DAW	United Nations Division for the Advancement of Women (国連婦人の地位向上部)	PSOE	Socialist Workers' Party (社会労働者党)、スペイン
EMB	Electoral Management Body (選挙管理団体)	PUSC	Christian-Social Unity Party (キリスト教社会統一党)、コスタリカ共和国
EMILY's List	Early Money is Like Yeast (初期資金はイースト菌がパンを膨らませるように選挙運動資金を膨らませる (エミリーズ・リスト))	RPF	Rwandan Patriotic Front (ルワンダ愛国戦線)
ERA	Equal Rights Amendment (平等憲法修正条項)、米国	SADC	Southern African Development Community (南部アフリカ開発共同体)
EU	European Union (欧州連合)	SDP	Social Democratic Party (社会民主党)、クロアチア共和国
FMLN	Farabundo Marti Front for National Liberation (ファラブンド・マルティ民族解放戦線)、エルサルバドル共和国	SDWF	Social Democratic Women's Forum (社会民主主義女性フォーラム)、クロアチア共和国
FRELIMO	Liberation Front of Mozambique (モザンビーク解放戦線)	SIW	Socialist International Women (社会主義女性インターナショナル)
IPU	Inter-Parliamentary Union (列国議会同盟)	SRP	Sam Rainsy Party (サム・ランシー党)、カンボジア王国
IDEA	International Institute for Democracy and Electoral Assistance (民主主義・選挙支援国際研究所)	UNDP	United Nations Development Programme (国連開発計画)
IRI	International Republican Institute (共和党国際研究所)	UNTAET	United Nations Transitional Administration in East Timor (国連東ティモール暫定行政機構)
MP	Member of Parliament (国会議員)	USFP	Socialist Union of Popular Forces (人民勢力社会主義同盟)、モロッコ王国
NDI	National Democratic Institute for International Affairs (全米民主主義国際研究所)	WLCB	Women's Leadership Coordination Board (女性指導者調整委員会)、アルメニア共和国
NDP	New Democratic Party (新民主党)、カナダ	WLF	Women's Leadership Forum (女性リーダーシップ・フォーラム)、アルメニア共和国
NFDW	National Federation of Democratic Women (全米民主主義女性連合)、米国	WNC	Women's National Coalition (女性全国同盟)、南アフリカ共和国
NLWN	National Labor Women's Network (全国女性労働者ネットワーク)、オーストラリア連邦		

概要



UNDP PAKISTAN

女性が政治活動に参加する権利は、いくつかの国際条約によって保障されている。だが、抽象的な権利を現実へと変えるためには、現場での困難な作業が必要である。政党が女性の政治参加への鍵であるのは、選挙に向けて候補者を募集し、選定して、国の政策のアジェンダを決定するのが政党だからである。しかし政党内では、女性は草の根レベルや支援的役割において過剰代表となり、権力のある地位においては過少代表となる傾向にある。既成の影響力あるネットワークに参入できず、資源が極めて限られ、ロールモデルやメンターもほとんどおらず、時には家庭やコミュニティのサポートさえ限られているため、女性の政党への参加が男性を大幅に下回ってきたのは無理からぬことである。

女性が政党にどのように参加しているか—そして、政党が女性の関与をどのように奨励し、育み、男女共同参画の問題をどのように組み込んでいるか—が、女性の政治的エンパワーメントの主な決定要因である。これらは、広く社会で男女共同参画

の問題が取り上げられることを確保する上での鍵でもある。政治的プロセスへの女性の関与を促進するための戦略を効果的なものにしようとするなら、選挙サイクルの具体的な段階—選挙前、選挙期間中、選挙後—にまたがって政党が取り得る措置、並びに政党そのものの組織及び資金調達とその戦略とをリンクさせるべきである。

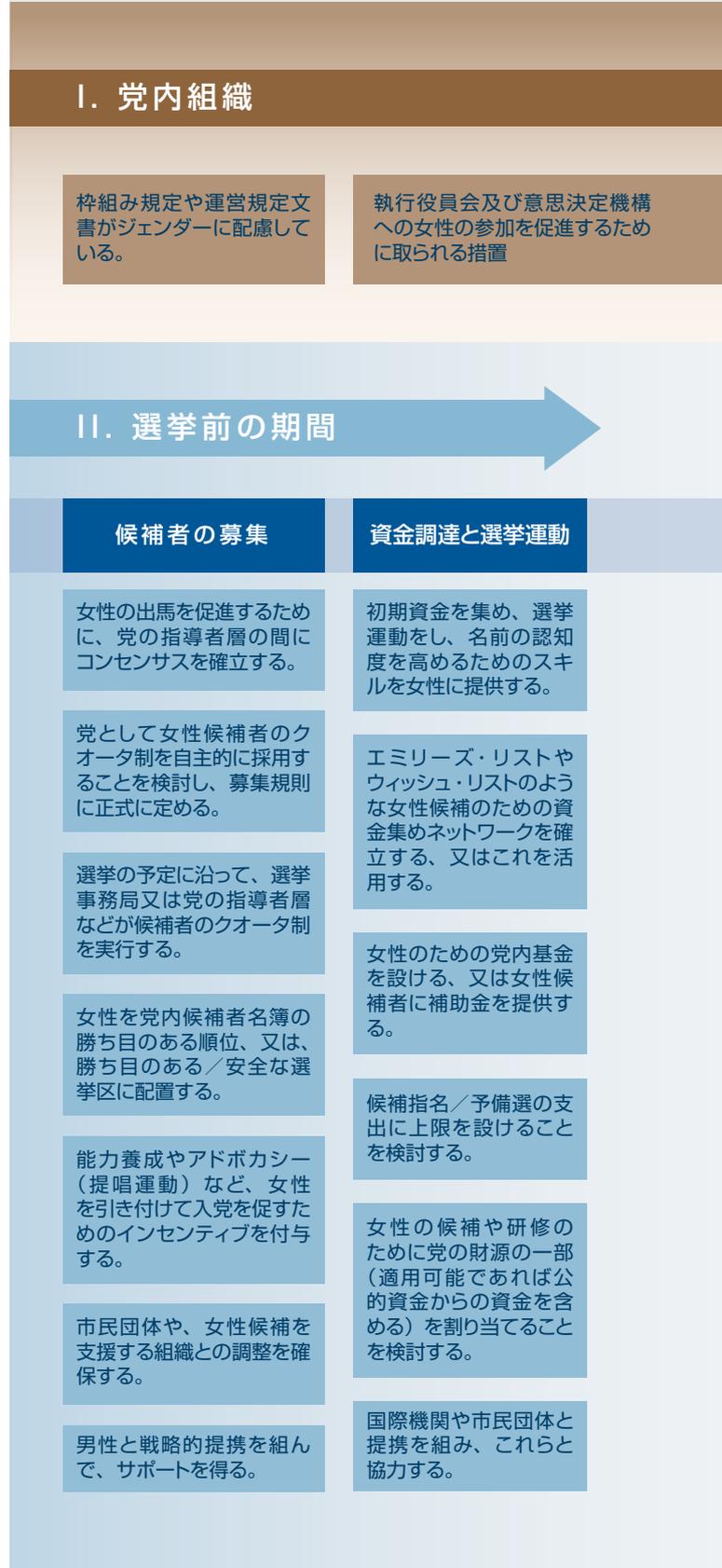
女性の政党参加を高める上で最も効果的な戦略は、政治制度改革と、政党という構造の内外における女性政党活動家、女性候補及び女性当選者を対象とした支援とを結び付けるものである。こうした戦略には、政治領域全般にわたる様々な関係者や政党の協力が必要である。

本書のパートA「好事例の概要 ガイド」では、女性の活躍を促進するために政党が行い得ることに焦点を絞った介入を明らかにする。その構成は、選挙サイクルに応じた観点（図表1参照）から、4段階に分かれている。



上記の各段階の中で政党が取り得る具体的な措置を以下に要約する。

図表 1：政党への女性の参加を促進するためのエントリーポイント（きっかけや取っ掛けりとなるポイント）の概要



設けられた女性会又は女性部が、党内で戦略的に位置づけられている。

党の代表者会議における女性の参加の目標が設定される。

男女共同参画の視点が、政策策定において主流として組み込まれる。



III. 選挙期間

選挙運動期間

女性の選挙運動の能力を高め、初立候補者とペアを組む、又はメンターをつけることを検討する。

選挙運動とメディアへの対応において、女性が必ず目立つようにする。

党のマニフェストで、男女共同参画に関する政策を明確に表現し、それを有権者に宣伝する。

有権者登録と投票に女性を動員する。ジェンダーに配慮した有権者向け情報を男女双方に提供する。

選挙運動中の女性候補者の安全を確保し、暴力が起きる可能性がある場合には、党の支持者に防御ラインに並んでもらう。

市民団体や、女性候補者を支援する組織との調整を確保する。

選挙の投票日

必ず女性が党の代理人として研修を受け、投票所に詰めるようにする。

監視に必ずジェンダーの視点が含まれるようにし、女性の安全を確保する。

女性に選挙監視員としての研修を受けさせ、監視員に含める。



UNDP PAKISTAN

IV. 選挙後の期間

女性の当選

男女共同参画の評価を実施し、党内の男女共同参画行動計画を策定する。

能力増進を行い、当選した女性の立法スキルを強化する。

組織に対し、特に議会において、ジェンダーに配慮した政治改革を推進する。

党の政策決定への女性の参加を促進し、党の政策におけるジェンダーの主流化を確保する。

超党派的な議員団の設立を奨励し、その機能を支援する。

男女共同参画について党員の意識を高め、男性と協力する。

政党の**内部組織**は、様々なニーズ、利益や社会的要求が社会でどのように代表されるかに影響を及ぼす。政党の公式文書と声明は、男女共同参画の枠組みを提供する上で重要である。党のビジョンを提供するだけでなく、そのビジョンを実現するためのルールをも確立させるのである。党内組織の戦略には、次のようなものがある。

■ 党の枠組み規定の中で男女共同参画を取り上げること。これには、党の設立文書において男女共同参画に関する声明を採択することなどが含まれ得る。

■ 執行役員への女性の参加を確保するため、内部でのクォータ制を含め、様々な手段を採択すること。

■ 党大会における参加目標を設定すること。これには、大会において女性代議員のために別個のフォーラムを開催することが含まれ得る。

■ 党内に女性会や女性部を設け、必要であれば、役割や責任を定め、適切な資金を提供して、それを党の構成に正式に組み入れるべきである。

■ 男女共同参画が党の政策のすべてに主流として組み込まれることを確保する。

選挙前の段階においては、おそらく候補者の**募集と指名**が女性の政治参加を確保する上で最も重要なプロセスである。政治職の候補者につ

いては、適格であることから立候補を志願するようになることへ、最終的には党によって指名を受けるようになることへと進んで行くにつれて、男女のギャップは大きく広がる。女性が代表となることを保証する規定を、党が組み込むことが重要である。この公約が成文化されず非公式な場合には、女性が権力の中枢グループに入り込むための戦略の立案がより困難になり、公約が実現されない場合に、党に説明責任を果たさせることが難しくなる。党内組織が弱体で募集のルールが明確でない場合、意思決定は、通常は男性である少数のエリートによって行われる傾向がある。

近年は、**選挙におけるクォータ制**が、より多くの女性を政治に参加させるための一般的な政策手段になっている。クォータ制は、女性のような有権者のある集団のメンバーが、(党内) 代議員、候補者又は当選者のいずれかであれ、議会で定められた最低水準が含まれていることを保証する方法である。約 50 ヶ国が候補者クォータ制に関する法律を採択しており、これにより、政治職の候補者の一定割合が女性であることが確保されている。別の 30 ヶ国の数百の政党は女性について政党自身のクォータ制を自主的に採択している。だが、候補者クォータ制が成功するのは、女性が党の名簿で勝ち目のある順位に配置される場合及びクォータ制にそれが守られないときの罰則が含まれる場合のみである。

候補者募集プロセスにおいて男女の不平等に対処するために政党が取り得る措置には、以下のようなものがある。

政治に参加する女性を増やすという目標は、政治に参加する男性を減らすことではなく、すべての人にとってより公正な社会をつくることである

■候補者クォータ制に対する党の支援を活性化し、それらクォータ制を党の規定に組み込む。

■党の指名委員会において、候補者募集のガイドラインを定めること。

■勝てる選挙区に女性候補者を必ず配置し、それを実行する。

■クォータ制の実施を監督するために市民団体と協力する。

■この種の政策に対する党内の支持を築く上で男性が重要な役割を果たすことから、男性との戦略的同盟を培う。

■女性候補者の層を厚くし、これら候補者層を研修する。

■多面的な関係を奨励し、国や地域を越えて経験を共有する。

政治に携わる女性は、政治への参入に対する主な抑止要因の1つとして財源不足を挙げることが多い。女性は選挙運動を行うのに必要な資金を集めることが困難であるだけでなく、政党からほとんど又はまったく財務上の援助を受けないことが多い。女性が公選職に就くための選挙運動に着手するのに必要な財源である「初期資金」を集めることは、特に難しい。女性が政治的キャンペーンに必要な資金を集める手助けとして、政党と市民団体が取り得る措置には、以下のようなものがある。例えば、公的財源がなく、候補者が選挙で戦うために私的な資金を集めなければならない時に、特に重要となる資金調達のネットワークを確立すること；女性候補者を支えることに対象を絞った基金を党内に

設けること；女性候補者に補助金を提供すること；指名と選挙運動の支出を制限すること；女性の政治的なエンパワーメントに政党が取り組むことを奨励するために公的資金が規制されている場合には特に、政党に公的資金を提供すること；女性候補者の研修専用の資金を配分すること；女性候補者と女性の課題をサポートするために政党の資金がどのように使われているかを検証することなどである。

選挙期間は、候補者は有権者に対する**選挙運動**や**交流活動**の効果的な手法を知っておく必要がある。政党は、女性が政治に参加する権利と、男女共同参画を進める上で社会すべてにとっての重要性について、有権者を教育することに力を貸すことができる。この期間中に党が取り得る措置には、以下のようなものがある。

■資金集め、メッセージの立案、メディアとの交渉や有権者との交流活動などのスキルに関する研修を女性候補者に提供する。

■選挙運動での指導的地位（例えば、選挙戦の管理、票集め、有権者との連絡、接触活動など）に女性を研修し、昇進させる。

■メディア露出を増やすことによって、選挙戦で女性が必ず目立つようにする。

■女性が優先される党内の地位を明らかにし、周知する。このことによって、さらにその党を支持する女性票を集められる可能性がある。

■投票所が女性専用として配置されている場合には特に、党の代理人として投票所に詰める女性を募集することを含めて、選挙の監視を行う。

■ 社会の平等な成員としての女性票と女性の投票権の重要性を強調する具体的なメッセージを含めて、情報を有権者に提供する。

選挙が終わった後であっても、政党は女性の政治参加を奨励する上で中心的な役割を担い続ける。選挙後に、男女共同参画と統治における女性のエンパワーメントを促進するために政党が取り得る措置には、以下のようなものがある。

■ 直接的であれ間接的であれ女性の機会を奪う可能性のある慣行や規定を明らかにし、最終的には廃止することを目的に、党内における男女共同参画のレベルの評価を実施する。

■ 家庭をもつ議員への便宜を図るために、議会の会期と日程を変えるなど、ジェンダーに配慮した政治慣行の改革を推進する。

■ 政党の政策におけるジェンダーの主流化と女性のエンパワーメントを確保する。その中には、ジェンダーに基づく暴力への対策、あるいは育児休暇やリプロダクティブ・ライツの問題を進めるなどのジェンダーに関連する政策の改善を支持すること、さらには、裁判、保健、国籍、労働、土地の権利、社会保障や相続へのアクセスなどの領域において男女共同参画を推進するといった政策が含まれる。

■ 女性の様々な関心事を結びつけるのに役立ち、政策の立案や政府に対する監督においてジェンダーを主流化するのに役立ち得る、超党派の女性のネットワークと女性の議員連盟を支援する。

■ 政治機関に選出された女性が、議会の会派(会派の会長など)や議会の委員会(委

員長又は会派の筆頭など)の中で指導的役割を与えられることを確保する。

■ 市民団体と戦略的提携を組む。

ここで示された措置は網羅的なものではない。処方箋ではなく、好事例に基づくガイドブックとして提供されているものである。女性の政治参加を奨励し、ジェンダー衡平をもっと幅広く推進するためにいかなる措置を取る時にも、男性を巻き込むことが不可欠である。男性は、永続的な変革のために欠かせないパートナーである。政治に参加する女性を増やすという目標は、政治に参加する男性を減らすことにはなく、すべての人にとってより公正な社会をつくることにある。

本書のパートBは、20件のケーススタディで構成されており、パートAで概説した好事例はそこから抽出された。これらケーススタディは一般に、各国の特定の政党、市民団体又はその他の利害関係者に焦点を当て、女性の政治参加を促進することを目的とする具体的な措置について検討している。ケーススタディは、政党の特定の戦略が選ばれた理由の背景とその実施方法を提示し、その改革が及ぼした影響を記述しようとしている。各ケーススタディは、学んだ教訓又は好事例を提供して、政党と政党の支援者が改革戦略を策定し、推進するのを支援しようとしている。

パートAを通じて用いられた例の多くは、現在パートBに記載されているケーススタディから引用されている。パートAだけを分離して記載した簡約版の『女性の政治参加を推進するための好事例ガイド (A Good Practices Guide to Promote Women's Political Participation)』という表題の刊行物が一足先に2011年10月に制作され、現在は5ヵ国語で手に入る。

序論

UNCDF/ADAM ROGERS

女性の政治的エンパワメント： 民主主義の責務

民主的な統治を前進させるためには、包摂的で対応力をもつ政治プロセスの環境を創り出して維持し、女性のエンパワメントを促進することが必要である。女性の視点を取り入れることと女性の政治参加は、民主主義の発展の前提条件であり、優れた統治に貢献する。

政党は、女性の政治参加に影響を及ぼす最も重要な組織である。政党はほとんどの国において候補者の募集と選定を担当しており、どの問題を政策アジェンダに入れるかを決定する。女性がどのようにして政党に参加するか—又は、政党がどのようにして女性の関与を奨励し、育むか—が、女性の政治的エンパワメントの展望の主な決定因子である。政党が女性の政治的エンパワメントに対して影響力をもっているという特質から、市民団体（CSOs）、国際機関や開発支援者は政党の役割に

対する重視を強めてきた。

世界的に見ると、女性は依然として、政治や立法面での優先課題を決定する統治構造の中心から外されている。世界の議会において議席に占める女性の割合は、2005年の16%から増えてはいるものの19%である。¹ 女性閣僚の割合はさらに低く、平均で16%である。² 国や政府のトップにいる女性の割合はなお低く、近年は低下しており、2011年には5%に満たなかった。³

この数字の低さは、国際社会が差別をなくし、女性の活躍を促進しようと30年間にわたってロビー活動と努力を行ってきたにもかかわらず続いている。国連は2000年に女性のエンパワーメントをミレニアム開発目標の1つに含めることによって、開発において女性が中心的な役割を果たすことを認めたが、世界のどの地域も、方針決定を行う地位に女性が30%いるという目標を達成する軌道には乗っていない。この分野で目立った例外や好事例は認められるものの、女性が競技者として全面的かつ平等に参加するには、いくつかの障害が残っている。

男女の役割についての固定観念と偏見は、程度は様々ながら世界のあらゆる国に広く認められ、社会、経済、そして政治の世界にも反映されている。女性は多くの国々で男性と直接に競争することや人目に立つこと、人と交わることを思い留まらされ、その代わりに、意思決定から遠ざけられ、私的な領域における育児や家族

の世話、家事など、補助的役割へと向かわせられている。このように多様で重層的な男女の役割分化や偏見があることを考えれば、政党による公式の支援は決して女性の政治参加に影響を及ぼす唯一の要素ではないものの、政治と政党生活への女性の参加を阻む障害を克服するためには必要である。

調査の結果、女性議員の数が重要であることが分かっている。少なくとも、議会の中に女性議員の数が多いほど、議会が女性の問題を取り上げ、議院での男女の力学を変える傾向は強い。⁴ 女性議員の割合は、政治における討議の性質に大きな影響を及ぼす。議会やその他の意思決定機構における女性の存在感が希薄な水準であることを考えると、政党は積極的に、ガバナンスにおいて男女共同参画に取り組むことを確保する必要がある。

政党は、政治討論における論点決定に影響力がある。つまり、政策を立案し、政治の優先課題を設定するため、女性の関心事を取り上げるための戦略的な立場にあるということである。実際に、政治や選挙のプロセスにおいて、ジェンダー関連の課題を取り上げることに関しての政党の実績は成否さまざまである。今まさに行われているやり方が、十分に集成され記録されているわけではない。本ガイドブックは、この不足分に言及することが狙いである。

女性議員の割合は、政治における討議の性質に大きな影響を及ぼす。

目的

パート A—好事例の概要—では、政党における女性の存在と影響力の強化を促進するためのエントリーポイント（きっかけや取っ掛かりとなるポイント）と取り得る具体的な措置について言及する。当パートでは、いくつかの一般原則を提示し、関係者がプロジェクトを設計し、実施するための好事例を共有することとなる。特定の解決策を指示するのではなく、世界中の政党が実施してきた戦略から得られる改革の選択肢を提供するものである。パート B—ケーススタディー—では、いくつかの国の国内で関係者が実行している措置の事例をより綿密に提供する。

言及されるエントリーポイントとケーススタディーは、主に政党に助言を行うためのものであるが、開発支援者、政党の基盤組織や市民団体が政党を支援するために作業を行うに当たって、措置のアイデアを示し、プログラム立案の方向性に情報を提供することも目指している。各ケーススタディーは、政党と政党への支援者が、改革戦略を策定し、推進することを助けるために、学んだ教訓や好事例を提供しようとするものである。

本ガイドブックは、利用可能な介入が重要である理由を詳述するが、こうした介入をどのように実施すべきかを必ずしも指示するものではない。本ガイドブックの読者は多数であることを考えれば、どのように戦略を実行に移せるかを巡る決定は、それぞれの関係者に委ねるのが最善だからである。国際的な開発支援機関が提供しているプログラム立案支援は、政党の基盤組織又は政党が直接的に実施することの可能な措置とはかなり異なっている。

本ガイドブックはこのため、すべての関係者



UNDP MALAYSIA

が選挙プロセスにおいて等しく利用する資源として意図されており、個人、政党又は組織への具体的な言及は、執筆者たち又は UNDP 若しくは NDI による支持を意味するものではなく、むしろ、研究者が注目するにいたった戦略の例に光を当てることを意図したものである。

方法論

パート A に示された戦略は主に、UNDP から委託されて 2009～2010 年に NDI が実施した 20 件の一連のケーススタディーから取られている。そのケーススタディーは、本ガイドブックのパート B にアルファベット順に示されている。含めることが可能であった例はもっと数多くある。しかし、本ガイドブックは、それらすべてを網羅的に提示することを目指すものではない。むしろ、UNDP が委託し、NDI が実施したケーススタディーから拾い集められた重要な事例を提示することで、その範囲を限定している。特定の要点をわかりやすく示すために、その調査の範囲外の事例をいくつか示している場合もある。

NDI が実施した主な調査は、机上調査と、

2009年から2010年にかけて18ヵ月間をかけて現職及び元職の政党指導者、女性党员、市民団体のメンバーを対象に掘り下げて行った、合計64件の面接調査とを組み合わせたものであった。参加者はあらゆる地域から集められ、イデオロギー的傾向が異なる政党に属していることが特徴で、紛争国、発展途上国、先進国などを含め、様々な背景をもっていた。政党改革を目指す市民社会のイニシアチブから取りだされた例も数例ある。

ケーススタディ調査の意図は、各国のすべての政党が実行したイニシアチブを検証することではなく、むしろ、女性の政治参加に対する支援という、より大きな構図の一環としての措置の実例の多様性を概観し、示すことであった。地理、党のイデオロギー、政治制度の種類や採用された戦略などの点において、多様な例を含めるためにあらゆる努力を行ったが、女性の参加と男女共同参画を前進させようとする政党の努力について、政党が作成した資料に不足のあるものがあつた。中道政党と中道左派政党の例が中道右派政党の例を上回っている一方で、右傾政党の間での先進的施策の例もあり、そのいくつかをここで大きく扱っている。

構成

本ガイドブックのパートAでは、パートBに含まれる(アルファベット順に記載されている)ケーススタディに基づく主な所見をまとめて提示する。パートAに記載されている所見は、選挙のサイクルという枠組みに従って提示されている。政党が取り得る措置の一般的ナリストを示すのではなく、選挙サイクルの局面や時期を使って、こういった所見と、具体的な措置とを一緒にまとめているのである。これらそれぞれの局面において、状況の概観が示され、女性のエンパワーメントを推進するために政党が採用

することのできる戦略的ないくつかのエントリーポイントが提示される。選挙サイクルに基づく4大構成要素は、以下の通りである。



選挙サイクルに分けるというアプローチには、時期と関係者という2つの要素がある。第一に、国際的な支援者と国ごとの関係者が、長期計画を立て、民主的な統治の枠組みの中で選挙プログラムを実施することが奨励される。第二に、選挙管理者に加えて、可能で望ましい範囲までの多くの関係者に対して、呼びかけを行っている。このアプローチは、時間をかけて国際的な支援を減らし、国としての能力と当事者意識を高めるという観点から、選挙支援は長期的なものであるべきであり、持続可能なやり方で、能力開発や制度・法律面での改革などの課題に取り組むよう努めるべきであるという考えに基づいている。選挙サイクルを局面ごとに分けるというアプローチは重要である。より広い民主的統治のアジェンダの中で作業を行うことにより、選挙という行事の周辺に努力を集中するよりも、ニーズをよりよく認定することや事前計画を行うことが可能になるからである。⁵

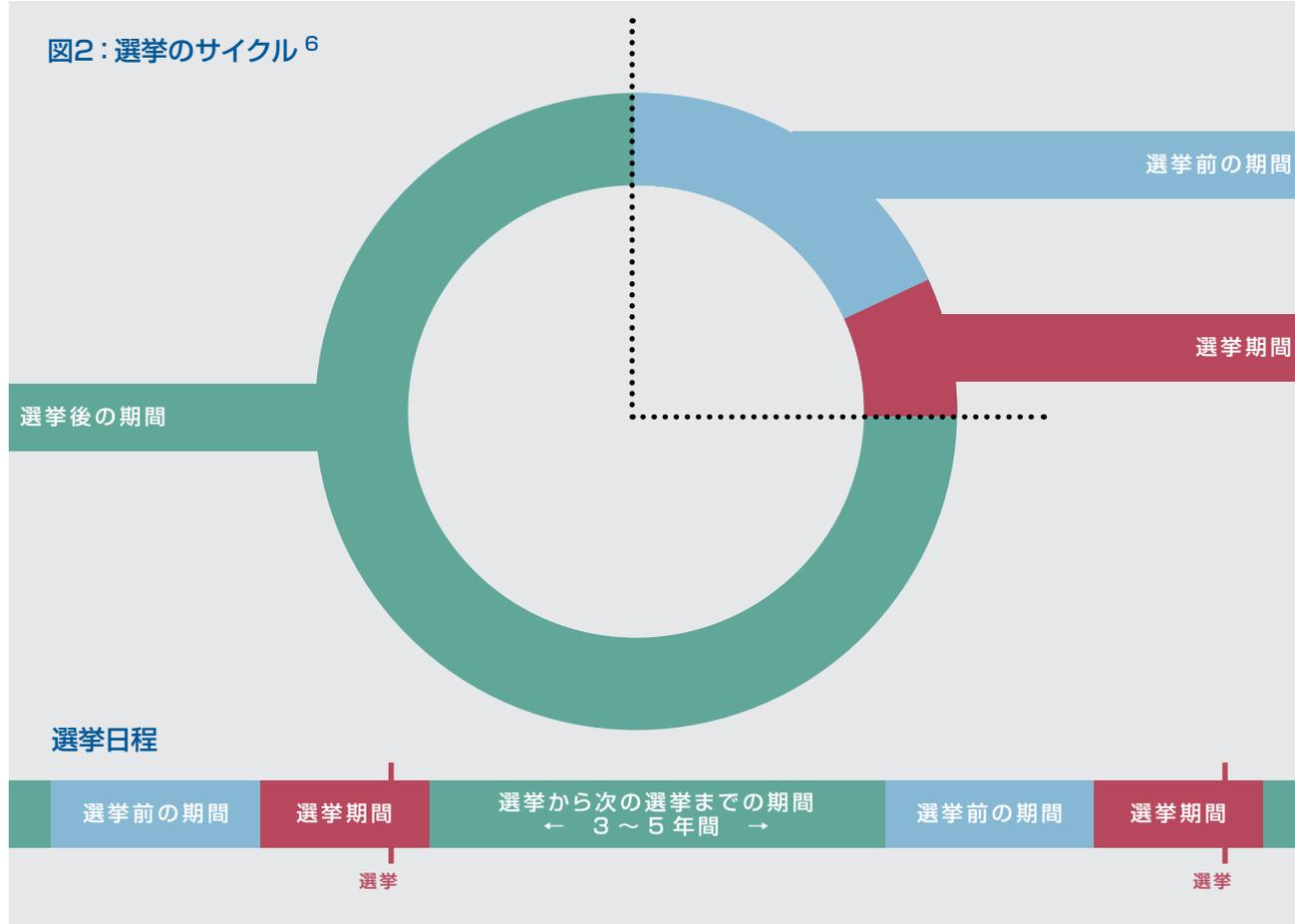
この選挙サイクルのアプローチは、政党と女性のエンパワーメントを目標とする戦略を明ら

かにする時に極めて有用である。これまでこの分野での支援の多くは、女性候補者の能力増進、選挙でのクォータ制をめぐるロビー活動やアドボカシー（提唱運動）、選挙運動の支援やメッセージの策定など、投票日に先立つ選挙前の局面に集中していた。

これらの介入は重要であり、今後も続けなければならないが、選挙サイクルのアプローチをとれば、こういった短期的介入は、プログラム立案への、より幅広いアプローチの一部分でしかないことが分かる。選挙後の期間（選挙サイクルの中で最も長い局面）と、選挙と選挙の間に改革を実施し、能力を開発することの可能性にもっと集中することを奨励するのである。国が選挙のサイクルのどこにあるか、ということも、所与の時点で最も時宜を得て適切となる介入の種類に重要な影響を及ぼすだろう。

時期は、不可欠な検討事項である。例えば、選挙の候補者選定のプロセスが吟味されずに過ぎてしまい、女性がほとんど候補者に指名されていない場合には、選挙の実施時期になっても数値目標は達成されないだろう。政党も、選挙の年になって候補者の指名手続きの改革を実行することには気が進まないかもしれず、こうした改革を求める強い要求は、選挙と選挙の間に実行する方が成功する可能性がある。戦略は、より体系的なアプローチ・調整や段階的実行によって補助されなければならない。選挙前と選挙後の期間は、選挙という行事の周辺の時体制以外の改革を実施する上で重要である。介入には、異なる局面にまたがるものもある。潜在的な女性候補者の募集や能力開発の支援を大いに成功させるためには、選挙サイクルのすべての期間が必要となるはずである。

図2：選挙のサイクル⁶



政党にとっての利点

女性の参加の促進と選挙で政党が成功することの間の因果関係は十分には実証されていないが、ケーススタディでの調査結果は、女性のエンパワーメントを促進するための改革を採用した後で、政党が支持基盤を拡大して選挙で躍進していることを示唆している。

改革を実施する政党は、次に挙げるように数多くの積極的な副次的効果を得る可能性がある。

■大衆の受け取り方が変わり、支持水準の下がっている政党に対する関心が新たに生まれる可能性がある。

■女性のエンパワーメントを先導すれば、新たな支持基盤を生み出して、政党に新たな加入者を引き付ける可能性がある。

■当選者への女性候補者の割合を増やすと、政党への公的資金の流れを増やす可能性がある。財政法のインセンティブが政党への資金配分と指名を受けた女性候補者の割合を結び付けている場合には、政党は財政的に利益を得られる可能性がある。こうした改革によって、研修プログラムやメンタリング・プログラムなどの新たなイニシアチブを実施することに対しても、姉妹政党、政党の国際組織あるいは国際社会からの支持を得られる可能性がある。

■女性候補は男性よりも市民団体出身である場合が多いため、市民団体とより強い関係をもつ傾向がある。こうした絆は女性候補にとって有益であるばかりでなく、一般大衆や有権者との関係を確立するという観点で、女性が出馬している政党にも前向きに反映する場合がある。

■女性のエンパワーメントを促進するための戦略を実施すれば、最終的にはより民主主義的で透明性のある政党へとつながる可能性がある。こうした戦略は、他の周縁化された過少代表のグループの取り込みをももたらす可能性がある。

本ガイドブックは、女性のエンパワーメントを支えるために現在実施されている幅広く多様な種々の戦略を探ろうとしてきた。だが、改革指向の政党が試行している画期的なやり方はもっと数多くあることも本ガイドブックは認識している。また、ある政党又は組織にとってうまく行くことが、他にとってうまくいかない場合があることも認識している。戦略の立案に当たっては、政党制度の性質、用いられている選挙制度やその他の社会文化的検討事項を含めて、国ごとの状況を検討しなければならない。パートBでは各ケーススタディについて、こうした関係する詳細をより多く示している。

女性のエンパワーメントを先導すれば、新たな支持基盤を生み出して、
政党に新たな加入者を引き付ける可能性がある。

パートA：好事例の概要



UNDP

I

党内組織



UNCDF/ADAM ROGERS

男女共同参画のための組織基盤の構築

重要な論点

政党がどのように運営され、機能するかは、外部からの規制と内部の規定・手続き・慣行によって決定される。外部からの規制には、憲法並びに選挙制度、政党の資金調達及び党組織に関する法律が含まれる。党内の手続き等は、政党のイデオロギー的な基盤、歴史的影響力、規制のレベルと内部の官僚的制度、後援のレベル、党指導者による影響力の程度、権力分散のレベルなどに左右される。党内部の民主主義の度合いは、内部的な情報と協議のプロセス、(公式又は非公式な)内部規定、組織構造や党内での意思決定機構、あらゆるレベルにおける政党の機能の透明性など実際のやり方によって決定される。⁷ 党組織という点でもう1つ追加すべき検討事項は、特に候補者の募集という面で政党がどれほど様々な社会的グループを受け入れる姿勢を示しているか、及び政党がどのようにして女性に手を差し伸べ、内部組織に含めているかということである。

女性のエンパワーメントを促進するための戦略を実施すれば、政党における党内の民主主義と透明性の高まりにつながることが多い。

女性が政党において指導的地位や意思決定を行う地位に就いている数はごく限られており、反対に、草の根レベルで政党を支える、又は男性の政党指導者を支える地位や活動では多数を占める傾向にある。政党における権力的地位は、多くの場合、非公式で中央集権化され、新参者、特に女性には近づきがたい、しっかりと根付いた関係や影響力あるネットワークによって支えられていることがある。このような、ネットワークに組み込まれている制度的知識やノウハウにアクセスすることができず、資源は極めて限られ、ロールモデルやメンターもほとんどなく、時には家族やコミュニティからの支援さえも限られている状況においては、政党への女性の参加が男性よりずっと低いままであることも頷ける。

政党における女性のエンパワーメントを促進するための戦略を実施すれば、党内の民主主義と透明性の高まりへとつながる可能性がある。女性を取り込むための戦略を策定することにより、指導的地位の選挙を通じて、又は次回の選挙のための候補者募集を通じてなど、意思決定への党員の参加がより公式なものになり得る。

数多くの政党が、他の周縁化された過少代表のグループの役割を高めるための活発な努力も行っている。⁸

女性の参加を高めるために政党が採用している戦略は、法制化された候補者クォータ制の採用などの法律改革から、政党の機構の一部として女性会を正式なものにすることや意思決定過程における女性の存在を保証することなどの自主的な内部改革までの幅がある。

最も有意義な戦略は、政治制度改革と、女性の政党活動家、候補者及び選挙で選ばれた当選者に対象を絞り込んだ支援の提供とを一体化するものである。ただし、戦略が有効性を持つためには、政治の領域全般にわたる種々様々な関係者や政党の協力が必要である。本節では、女性を包摂し、内部運営において男女共同参画の問題に取り組むために政党が実施し得る戦略を取り上げる。



UNCDF/ADAM ROGERS

政党における権力的地位は、多くの場合、非公式で中央集権化され、新参者、特に女性には近づきがたい、しっかりと根付いた関係や影響力あるネットワークによって支えられていることがある。

採用された戦略

以下に挙げる戦略—ケーススタディ（詳細についてはパートBを参照）やその他の調査において学んだ教訓と、好事例から抽出された—は主に、党の内部組織において男女共同参画に取り組むために取ることのできる措置について政党にガイドブックを提供することを目的としている。これらの戦略は、措置についてのアイデアも示し、開発支援者、政党の基盤組織及び市民団体が政党を支持するための作業を行う中でプログラムを作る方向性にも情報を提供する。

(a) 党の内部規定で男女共同参画に取り組む

政党の内部的な機能と運営は、憲法や政党法などの法令から、また、より日常的には、党の内部規定に則して行われる。政党の内部機能は、社会における様々なニーズ、利益や社会的需要が議会においてどのように代弁されるかに影響を及ぼす。⁹ 憲法や国の法制的枠組みと同様、政党の公式文書と声明は、男女共同参画の枠組みを提供する上で重要である。それは、政党のビジョンを示し、そのビジョンを達成するための原則を確立するからである。

政党の設立文書の中で男女共同参画に関する声明を盛り込むことは、より包摂的で対応力のある政党へと移行するための枠組みを提供する重要な第一歩である。いくつかの政党はビジョン文書と政党の細則に平等条項を含めている。例えばエルサルバドル共和国では、ファラブンド・マルティ民族解放戦線（FMLN）の綱領と倫理規約に女性の政治的平等に関する条項が含まれている。コスタリカ共和国の市民行動党（PAC）は、その定款と規則で男女共同参画を取り上げることと並行して、規則の実施状況に関するモニタリング、報告及び助言を行う権限を与えられた男女共同参画検察局（Prosecutor's

アフリカ民族会議（南アフリカ共和国）の党則の規則6は、次のように述べている。

すべての意思決定機構に女性が全面的に代表されることを目指して、党は選挙によって選ばれるすべての機構において女性の割合を50%以上とするクォータ制を含めたアフーマティブ・アクションのプログラムを実施する。

Office on Gender Equality) も設立した。¹⁰

(b) 女性が意思決定機構に参加するための対策を採用する

男女共同参画に関する公式な声明を含めることに関係しているのが、党の役員会と意思決定機構への女性の参加を確保するための対策の採用である。こうした機構に女性がどの程度代表として登用されているかは、その政党が男女共同参画にどの程度熱心に取り組んでいるかを知る上での手掛かりとなる。世界的に見ると、女性は通常党員の40～50%を占めているが、政党内部での指導的地位においては、女性は過少代表となっている。党の指導的地位における女性の割合は約10%と推定されるが、党内の意思決定機構への女性の参加を保証する規定を採択している政党では、この数字は上がる。¹¹ 役員会への女性の参加が重要な理由はいくつかあるが、中でも重要なのは、党の政策、優先課題、戦略や綱領の方向づけに女性の視点が貢献することを確保することである。

政党がこうした対策を採用することは、ますます一般的になりつつある。その例には、以下のようなものがある。



■ **オーストラリア連邦の労働党とカンボジア王国のサム・ランシー党**は、女性が役員会のいくつか又はすべてに参加することを保証する内部的なクォータ制を採用している。

■ **ドイツ：キリスト教民主同盟（CDU）**は1996年、党役員33%のクォータ制を採用した。この割合が満たされない場合には、内部選挙を再度実施しなければならない。¹²

■ **モロッコ王国：人民勢力社会主義同盟（USFP）**には、各地方支部に内部クォータ制があり、そのことが党のあらゆるレベルにおける女性の包摂を育むのに役立ってきた。

■ **南アフリカ共和国：アフリカ民族会議（ANC）の党則の規則6**には、「すべての意思決定機構に女性が全面的に代表されることを目指して、党は選挙によって選ばれるすべての機構において女性の割合を50%以上とするクォータ制を含めたアフターマティブ・アクションのプログラムを実施する」と述べられている。¹³

■ **メキシコ合衆国：民主革命党（PRD）**は、1990年に20%のクォータ制を最初に採用した政党の1つで、その割合はその後30%に引き上げられた。国民行動党（PAN）はこれに追随し、執行委員会と役員会の女性代表を確保するために党内でクォータ制を採用した。

指導的地位に加えて、政党は女性が党内の主要な委員会、特別委員会や作業部会に任命されるのを保証することができる。党の女性部の責任者が、執行委員会や、党の資産・選挙準備や候補者の選定に関するその他の機構のメンバーになる場合もある。

■ **インド：インド人民党（BJP）の全国執行委員会**は2008年、党の指導的地位の33%を女性のために取り置き、全国女性部の責任者を党の中央選挙委員会のメンバーとするように党の定款を修正した。

党内機構への女性の参加を確保することは、政党における男女共同参画を促進する上で中心に位置づけられる。ただし、たとえクォータ制

のような仕組みがなくても、女性が党の指導的地位に就くことができる状態を確保することを目指して、より長期的な能力増進やスキル開発を含めた他のイニシアチブによってクォータ制などの対策を補うことが重要である。政党は、指導的地位に資格と意欲をもつ女性を取り込むためのその他のプロセスについて調査を行い、党员、指導者層、そして党内機構に女性を支えるスペースを開けておくことの重要性に対して党员の意識を高めなければならない。¹⁴

(c) 党大会で参加の目標を設定する

多くの政党においては、年次党大会が、政策を定め、党の主要な決定を行う場となっている。ほとんどすべての政党で、党大会は（党内）代議員が政治的キャリアを成功させるのに必要な政治的・財政的関係を築く機会となる。そのため、政党は出席する代議員の一定割合が女性であることを確保するための目標を設定する場合がある。たとえば米国では、民主党が党の全国指名大会に女性代議員を参加させるための規定を採択している。女性党员による党内ロビー活動と党指導者からの支援の結果、同党の綱領では、指名大会の代議員が男女同数からなることを義務付けるようになった。

さらに、党大会で女性代議員のための別の会合を開催することが、ネットワークを作る重要な機会となる。オーストラリア連邦では、労働党の女性組織が、政策を論じ、具体的な問題についてロビー活動を行い、お互いにネットワークづくりをする機会を女性に提供するために、毎年独自の大会を開催している。エルサルバドル共和国では、FMLNの女性事務局が党の女性指導者たちの年次大会を開催して、男女共同参画の戦略と方針を策定するために役職者と党の執行委員会のメンバーを一堂に集めている。こうした女性のフォーラムで採択された決議が

正式に採択されて、政策事項に関する党の方向性を導くために利用されることが重要である。

(d) 政党内に女性会や女性部を設ける

女性党员の会又は部を設けて会合を行い、女性にとっての優先課題を議論、検討、表明し、共通の問題に対する解決策を探ることが、党のアジェンダに女性の関心事を組み込む上で役立つことは、実際の経験と調査によって示されている。女性会とは、党内、そして政治のプロセス一般に、女性が代表を出し、参加することの強化を目指す党内派閥である。¹⁵

女性会は通例、以下に挙げる活動の一部又はすべてを実施する。

- 政策立案に貢献し、政策綱領において女性の利益を推進し、ジェンダー問題に関して党の指導者層に助言を行う。
- 候補者募集プロセスにおけるクォータ制の実施を含めて、男女共同参画方針に貢献する、又はその実施を監督する。
- 党の女性党员の活動を調整する。
- 特に、選挙中に女性有権者に働きかけ、党の基盤を拡大し、コミュニケーションを取ることや動員の機能を果たす。
- 新規に当選した議員や役職者に支援と研修を提供する。
- 党内での権力関係の転換や、男女共同参画について党员の意識を高め、研修を行うことに貢献する。
- 男性党员への働きかけを行う。

女性会が党の機構に正式に統合され、役割や責任が定められ、また必要であれば運営費に適切な資金が提供されることが重要である。強力な女性会が、改革を定め、党の高いレベルの事項への女性の参加を増やすよう党に圧力をかけ

ること、党内クォータ制を制定すること、研修プログラムを設け、女性候補者に支援を提供することなどに有効な仕組みとなった例もいくつかある。ただし、ジェンダーの問題が女性会の「専管事項」とならないこと、又は女性会が党内で脇に追いやられないことを確保するために注意を払う必要がある。このような事態を避けるための1つの方法は、女性会の書記又は議長が党の役員会に必ず席と議決権を持つようにすることであろう。

その例には、以下のようなものがある。

■ **オーストラリア連邦**：労働党の規定は、労働党女性組織の連邦支部及び各州の支部について、役割、構成及び権限を定めている。¹⁶

■ **カンボジア王国**：サム・ランシー党（SRP）の女性会は、党内での女性の活躍促進に努め、役員会への党内クォータ制の導入のためにロビー活動を行い、女性候補者に研修を行い、市民教育や有権者に対する働きかけを実施してきた。

■ **メキシコ合衆国**：国民行動党（PAN）は女性会を、社交の組織から、女性の指導的地位を振興するための有効な拠点へと変貌させた。選挙期間中にPANの女性政治推進全国事務局（National Secretariat for the Political Promotion of Women）が、地方や全国の政党指導者に対して、より多くの女性を選挙候補者に含めるよう働きかけたことがその例である。同党は、政策文書の案について最終決定を行う前にジェンダーの視点から文書の再検討を行えるように、女性会に文書案を送付することも保証している。

■ **モロッコ王国**：主要政党のほとんどが、女性の問題と女性党員のニーズに取り組む女性部、又はこれと同等の党内機構を設立している。進歩社会主義党（PPS）が、党の意思決定過程に女性の代表を確保するために共同参画評議会を設けたことがその例である。

■ **セルビア共和国**：G17 プラスの女性会は、細則において党の正式な機構として認められている。選挙への女性の出馬を推進するための対策を主張し、女性候補者に候補者名簿の高い位置を与えることを保証するよう党指導者に働きかけてきた。女性会は、これ以外にも、女性候補と女性活動家のための研修とワークショップの財源を積極的に求め、地方レベルにおける政策に影響を及ぼすために女性の活躍を促進することに努めている。

(e) 政策の立案において男女共同参画の視点を確保する

上に述べたように、女性会の機能の1つは、党内での政策の立案に働きかけることである。政党は、その政策と優先課題がジェンダーに固有の政策改革という点からのみ女性と男性双方のニーズに対応することを保証するのではなく、ジェンダーが主流化されて党の政策のすべてに組み入れられることをも保証しなければならない。このことは、ジェンダーの主流化に取り組む、すべての政策がこれを守っているかどうかを承認する政策委員会を通じて、又は党員に対する能力増進の提供を通じて達成することができる。このことについては、「選挙後の期間のガバナンス」に関する節でさらに論じる。

II

選挙前の期間



UNDP/CASSANDRA WALDON

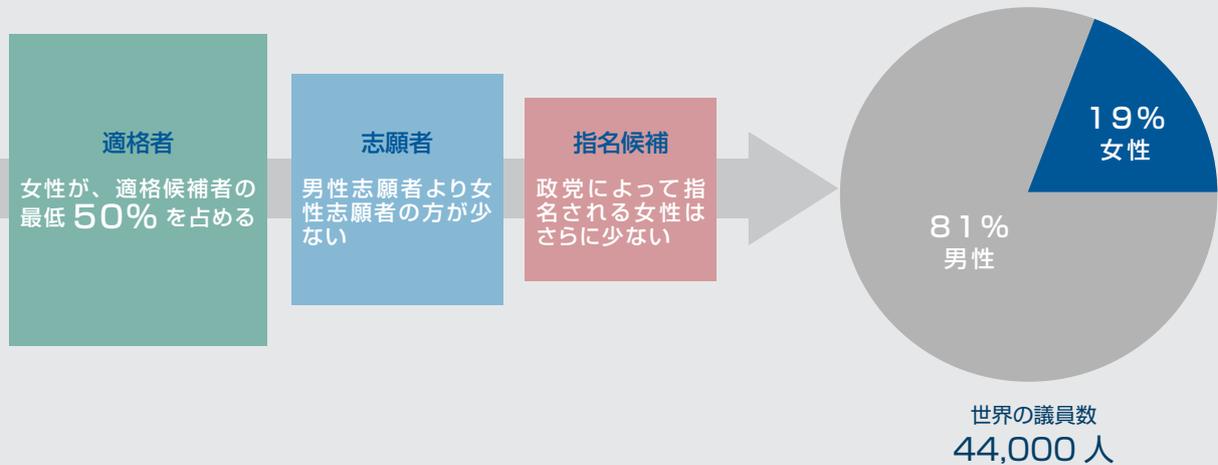
候補者の募集と指名

重要な論点

候補者の募集と指名は、女性の政治参加を促進しようとするなら、おそらく政党にとって取り組むべき最も重要な事項となるだろう。政党は、公選職への候補者の指名に対して確固たる統制力をもっていることから、共同参画と包摂的な参加を実現するために不可欠な組織である。候補者指名方法、選ばれる女性の人数、候補者名簿における女性の順位、公選職に当選する女性の割合などは、政党ごとに大いに異なる。加入者層の広さや分権の度合も、政党ごとにまちまちである。

選挙候補者の選定は、段階に分けて見るとわかりやすい。一般的に、どの国においても「適格者」（議員になる法的、形式的な要件を満たす市民）は充分にあるものであるが、候補者になり得る者（=志願者）として自分を押し出すことを考えるのは、

図3：候補者募集の諸段階



その中の小さな集団だけであろう。選挙に出馬するかどうか、という潜在的志願者の考えに影響を及ぼす要因は、必要な時間、財務支出、勝算、個人的野心、家族やコミュニティの支援と取組、政治的ネットワークや金銭的网络へのアクセス可能状況、報酬、社会的地位や政治的権力の見積もりを含めて数多くある。¹⁷ 男女の差が広がり、女性が減るのは、適格者から志願者へ、そして党による最終的な指名へと移行する段階においてである。

党の判定者が「志願者」を指名する段階が、女性を政治職に就かせる上で最も重要である。党は、候補者指名に関する決定に影響を及ぼす内外からのプレッシャーに直面する。党にのしかかる外的プレッシャーには有権者の受け取り方と評価が含まれるため、政党は自党への投票数を最大化すると思われる候補者を出す可能性がある。¹⁸ 潜在的な重荷であると「受け取られる」候補者（女性であることが多い。）は、党には指名されにくいだろう。党内を見ると、志願者の実績、党内での積極的行動と資金への

アクセス可能状況が重要である。現職者や名前が認知されている者、職業又は家族関係を通じてコミュニティ内で目立っている者も、党の支持を得るチャンスがより大きい。¹⁹

候補者の選定は党によって異なり、例えば選定過程における分権の度合いなどを含めた数々の特徴によって分類することができる。党の規定や規範が、実際の指名プロセスを実施する方法に影響を与える。女性にとっては、女性の代表を出すことを保証する規定が組み込まれている官僚機構型の制度の方が大いに有利である。規定が成文化されていない場合には、権力中枢に入り込むための戦略を考案し、実施することがずっと難しくなり、さらに、規定が実施されない場合についての説明責任も存在しない。党内組織が弱体である、党内の民主主義が欠如している、又は募集のルールが不明確であるなどの場合、意思決定は限られた人数のエリートメンバー、通常は男性によって行われる傾向がある。女性はほとんど蚊帳の外に置かれ、「男子のみ」のネットワークから排除される。資金支

援制度はかなり閉鎖的で、女性の出馬を促進しようとする見込みは低い。²⁰ 理想を言えば、指名プロセスは正式な形式と透明性の両方を持つべきで、そうすれば代表を出す上で公正さを高めることが可能になる。

女性は、選挙プロセスにおいて直面する障害と党の指名を勝ち取るという課題が大きいいため、政党によって特別措置が提案され、多くの場合において実施されている。こうした措置には、党に女性を引き付けるための誘因（選挙運動資金の提供など）の開発、女性候補者への研修やスキル開発の提供から、候補者のうち一定数を女性にするという目標を党内で設定することまで幅がある。この種の措置は法律に規定されていることもあるが、政党が自主的にこうした措置を採用することが多い。

女性候補者のクオータ制

本ガイドブックで探る種々の戦略の中で、検討の対象としたすべての事例において、政党に

よって自主的に採用されたものであれ、選挙法によって義務付けられたものであれ、何らかの形で選挙におけるクオータ制が用いられていた。この調査は、女性を支援するために世界の政党が用いてきた多様なアプローチを捉えるために、選挙におけるクオータ制以外の特別な措置の例を示すことを目指したものであるため、クオータ制がこのように一般的に見られることは意図されたものではなかった。しかし、最も目立って広範に用いられているのが、単体又は他の取組と併せて用いられているクオータ制であることは一目瞭然である。ケーススタディの中でこのようにクオータ制が頻出することは、政党、そしてもっと広くは政治分野全体に、より多くの女性を引き入れるための最も決定的で効率的、かつ好まれる手段が依然としてクオータ制であるという、既存の調査の裏付けとなっている。

選挙における候補者クオータ制は、意思決定機構への女性のアクセスを高めるための重要な政策手段になっている。適切に実施すれば、クオータ制は政党指導者や候補者指名委員会の誠意に任せる場合よりも意思決定を行う地位への女性の参入を確かなものにする。クオータ制の導入は、国際機関からの指導や勧告に大いに影響される。北京行動綱領（BPFA）に定められているように、クオータ制は、（党内）代議員、候補者あるいは当選者として、代表機関において、「女性」といった一定の有権者のグループのメンバーが、少なくとも規定された割合は含まれることを保証する手段である。



UNDP/SALMAN SAEED

党内組織が弱体である、党内の民主主義が欠如している、
又は募集のルールが不明確であるなどの場合、意思決定は限られた人数の
エリートメンバー、通常は男性によって行われる傾向がある。

クオータ法はジェンダー中立的なやり方で定められることが多く、過少代表である性について義務付けられる最低割合を示す、又は双方の性について義務付けられる最低割合を示すのが通例であると留意することが重要である。ただし、女性はほぼ例外なしに過少代表となっている性であるため、選挙におけるクオータ制は女性クオータ制と呼ばれることが多いのである。このことは、選挙におけるクオータ制が女性だけに有利である、又は女性に不当な優位を与えるためのものではなく、むしろ、代表権の不均衡を是正するための対策として意図されているのだと解釈すべきである。

クオータ制の種類

選挙クオータ制には、それが募集プロセスのどこで行われるのか、候補者クオータ制なのか議席枠なのかによって、主に2種類がある。

候補者のクオータ制には、以下の2種類がある。

- **自主的**：候補者指名規定及び／又は党の定款に反映させるべきであるとして、政党によって自主的に採用されているもの。
- **法定**：憲法、選挙法又は政党法において、選挙候補者に占める女性の割合の最低目標を定めているもの。

候補者クオータ制は、選挙に出馬する候補者の一定割合が女性であることを保証し、候補者の供給に影響を及ぼそうとするものである。こういったクオータ制は、法制化して、女性にしなければならない候補者の最低割合を定めることもできるし、政党が選挙に出馬させる女性候補者について任意に明確な目標を定める自主制とすることもできる。²¹



議席枠では、立法機関又は議会での議席の一定割合が女性に与えられなければいけないことを定める。

候補者クオータ制

現在、女性の候補者クオータ制を法制化している国はおよそ50カ国あり、そのうちの数カ国は、1990年代初期から候補者クオータ制を実施している。クオータ制が法制化される場合、政党は大抵、法律の遵守を確保するために自党の指名手続きを更新しなければならなかった。法制化されたクオータ制に加えて、30カ国以上の国々の数百の政党が女性のためのクオータ制について独自の方針を自主的に採択している。こうした例においては、政党は独自に選挙候補者に占める女性の割合や目標を定めている。²²

女性が党の候補者名簿の一定割合となることを確保するために自主的にクオータ制を採用している政党の具体例をいくつか挙げる。

■ **ブルキナファソ**：民主主義進歩会議（CDP）は2007年の議会選挙で、党の候補者名簿において女性を25%とする党内クオータ制を採用した。

■ **ルクセンブルク**：キリスト教社会党（CSV）は、党の候補者名簿における女性候補者割合を33%とすることを目指している。²³

■ **モロッコ王国**：人民勢力社会主義同盟（USFP）は選挙候補者名簿における女性代表者の割合を20%とするクオータ制を採用した。

■ **南アフリカ共和国**：ANCが採用した2003年の全国選挙候補者名簿作成プロセスでは、党の候補者名簿に女性が占める割合を3分の1と定めた。この割合は、2009年の選挙に間に合うように50%に引き上げられた。

■ **スペイン**：社会党は、選挙の候補者名簿に掲載される全候補者の40%が女性でなければならないとする方針を採択した。

■ **オーストラリア連邦、カナダ、及び英国**：諸政党は選挙で選ばれる女性の割合を高めるための対策として、勝ち目のある選挙区、又は「安全」議席に女性を出馬させてきた。

執行力

クオータ制を有効なものにするために必要な主な基準は、配置と執行力である。まず、女性がクオータ制から利益を得るのは、候補者名簿で勝ち目のある位置に置かれ、選ばれるチャンスがほとんどない底辺に埋もれない場合のみである。第二に、法制化された候補者クオータ制は、守られなかった時の制裁が伴っている場合

に、より大きな効果を発揮する。政党が自主的に定めたものであれ、法律で採択されたものであれ、強制力のないクオータ制では、法律にその目標の達成方法が定められていないためか、執行メカニズムが存在しないために政党がそれを無視するためかのいずれかが理由となって、執行困難な目標が設定される場合がある。これに対して強制的クオータ制は、一般的には、配置を義務付けることを通じて、目標を設定するだけでなく、その実施方法をも定める。法律又は党の規則によって、党の候補者名簿の「勝ち目のある」順位、例えば名簿の2位ごとか3位ごとに女性が配置され、それが遵守されるまで選挙管理当局又は党の指名委員会が党の選挙候補者名簿を受理しないようにする対策を導入することが可能である。²⁴

採用された戦略

以下に挙げる戦略—ケーススタディ及びその他の調査から引き出された—は、候補者募集プロセスにおいて男女共同参画に取り組むために取り得る措置について政党に手引を提供するものである。これらの戦略はそれ以外に、開発支援者、党の基盤組織や市民団体が政党との協力や政党への支援において取り得る措置についてのアイデアをも提供する。

(a) 候補者クオータ制に対する政党の支援を活性化し、党の定款の中に成文化する

党の党則や定款には、政党の公的な原則と方針が反映される。党のビジョンを明確に示し、クオータ制など、そのビジョンを達成するのに必要な政策を実施するためには、党則と内規において男女共同参画の原則を規定することが重要である。**エルサルバドル共和国、インド、モロッコ王国**のいくつかの政党は男女共同参画を支援、女性の政治参加を促進する声明と条項を

ビジョン文書と党の内規に定めている。

(b) 党の指名委員会における候補者の募集についてガイドラインを設ける

候補者募集のルールは、党ごとに異なる。ただしプロセスにかかわらず、明確かつ透明で女性の参加を保証する規定を組み込んだガイドラインは、大きな強みである。ルールが成文化されておらず、候補者の選定が少数の党指導者の手に委ねられている場合には、一般的には「男子のみ」のネットワークから排除されている女性が男性と平等な立場で競争することは極めて難しい。より一般参加型になるようにこのプロセスを公開すれば、一部の政党において指導者が曖昧な基準に従って自分の都合の良いように候補者を選ぶ傾向に対抗し得る。ルールでは、達成すべき明確な目標を定めるべきである。

例えばカナダの自由党では、候補者募集における多様性と、女性候補者を含めることに関する規定の遵守を確保するために、候補者募集委員会が設けられた。クロアチア共和国では、社会民主党が中央の議会と地方議会のためのすべての候補者名簿について、「過少代表の性」について40%の自主クォータ制を採用した。「過少代表の性」という言い方は、クォータ制度が女性の選出のみを指していて差別的であると憂慮するかもしれない人々からの反対を阻むためであった。

(c) 履行と、勝ち目のある順位への配置を確保する

最も有効な候補者クォータ制とは、勝ち目のある順位又は選挙区に女性を配置することを定め、その履行を確保するための執行の仕組みについても定めるものである。いくつかの政党は、女性としなければならない候補者の割合を定めるだけでなく、女性が党の候補者名簿で占めるべき位置をも定めている。スウェーデン王

国の社会民主党が、数年前から候補者名簿全体を通じて男性と女性が交互に列挙される「シマウマ型」又は「ジッパー型」名簿を作成しているのがその例である。インドネシア共和国の闘争民主党（PDIP）は2009年の議会選挙で女性の当選を確保するために、いくつかの選挙区で女性を候補者名簿の最上位に置こうとした。コスタリカ共和国では、キリスト教社会統一党（PUSC）が選挙候補者名簿で男性と女性を交互にしている。²⁵

党のクォータ制を実行する最も効果的な手段は、党の執行委員会と候補者選定委員会に対して、クォータ制の規定を守っていない党の名簿や党内の候補者募集プロセスを却下する権限を与えることである。例えばエルサルバドル共和国のFMLN党では、女性局によって全体の35%は女性とするクォータ制の実行が確保されている。カナダでは、自由党の党中央委員会は指名者の3分の1が女性でなければ候補者の指名を承認せず、独自で選んだ候補者を名簿に載せて指名を覆すことさえも行う。オーストラリア連邦の労働党におけるクォータ制は、州と連邦の議会において「勝ち目のある議席」の候補者の40%を女性とすることを義務付けている。候補者名簿に十分に女性が含まれていない場合、州と連邦の管理委員会は、新たな予備選挙



又は選定を求めることができるのである。

法制化されたクオータ制が適用される場合のさらなる対策としては、選挙管理機関（選挙委員会）がクオータ制の実施を監督し、施行中の法律の遵守を確保する権限と手段を必ず持つようにすることがある。中南米及びその他の地域の数カ国においては、選挙管理機関は、政党の提出する候補者名簿が法律の義務付けに従うまでは、その登録を拒否することになっている。

(d) 市民団体と協力して法令順守を監視する

選挙管理機関と党内委員会以外に、数カ国では市民団体が政党によるクオータ制の遵守を監視することによって重要な役割を果たしてきた。市民団体は党の約束を実行するよう政党に圧力をかけ、党指導者に説明責任を負わせる上で役立ってきた。**アルメニア共和国**で、複数の政党が参加している市民団体である女性リーダーシップ・フォーラムが、党指導者層との非公開の会合や交渉を記者会見などの公開イベントと結び付けて、クオータ制の約束を守るよう政党に圧力をかける戦略を展開しているのがその例である。**メキシコ合衆国**では、PAN 党の女性党員が他の政党や市民団体との戦略的同盟を利用して、男女別クオータ制の実施を強く要求している。

(e) 男性との戦略的同盟を培う

多くの政党では、候補者クオータ制や議席枠などの政策を主張する男性が、こうした政策に対する党内の支持を形成する上で極めて重要な役割を果たしてきた。女性の参加が女性党員にとってだけでなく党全体にとっての利益となることを党指導者層に理解させようとするのであれば、男性を改革擁護に巻き込まなければならない。**オーストラリア連邦**の労働党、**カナダ**の自由党、**スペイン**の社会党では、女性が、クオ

ータ制改革を擁護してきた男性の党指導者と協力してきた。**メキシコ合衆国**では、PAN の女性党員がクオータ制改革を支持するよう男性党員に対する教育と働きかけも行って、一般党員の支持を得た。この支持は、議会に改革法を通すために不可欠であった。党内で政治に参加している男女の党員と協力するとともに、外部から市民団体の支援を得るという二方面からのアプローチは、偉大な成果を生み出し得る。

(f) 女性候補者の層を厚くし、スキル研修を提供する

一部の政党指導者は、選挙に出馬するのに必要な自信と経験があり、意欲をもった熟練の女性候補者が不足していると主張しているが、それは逆に、その党がクオータ制における目標に達していないことを意味している。これは、政党が積極的に女性党員を募集しない限り、女性が移行プロセスの場から外される傾向にある紛争後の国々において特に顕著である。候補者クオータ制の実施に加えて、女性の政治参加を支える他のメカニズムを奨励することが重要である。クオータ制が実施されていない国々においては、こうした対策がもっと大きな意義をもつ。

女性候補者の層を厚くし、その政治的能力を形成するための戦略には、**カンボジア王国**における働きかけ活動のための研修と支援、女性の市民団体と党の活動家の連携がクオータ制振興キャンペーン中に国際機関から支援を受けた**モロッコ王国**でのアドボカシー戦略への技術的助言と指導などがある。**カナダ**では自由党が、女性の党への勧誘に役立てるための女性候補者募集ディレクター（Women's Candidate Search Director）を任命した。**インドネシア共和国**では、PDIP の女性エンパワーメント部が同党の研修局と協力して、女性候補者の政治的スキルを高めるための研修プログラムを立案し、実施

した。ブラジルの共和党（PR）は女性の入党を促し、地方の候補者になり得る女性指導者を発掘することを目的に、一部の州でジェンダーに対する意識向上のための自動車パレードを開催した。党の基本政策、目標、達成事項に関心を持つ女性のために、講習会が開かれた。²⁶

政党が、選挙に出馬したことのある女性候補者のネットワークやコミュニティに対して、その当落にかかわらず支援を行うことも有用となり得る。党は彼女らの支持を得て有権者とのつながりを育み、将来の女性候補を奨励することができる。ガーナ共和国では、政党のグループが、選挙に出馬したが落選した女性のデータベースを整備し、彼女らを党の活動と地位に留め、今後の出馬への関心を大事に育てることを目指している。²⁷

(g) 多角的な関係と経験の共有を奨励する

多くの移行期の国では、政党が国際的な利害関係者との戦略的關係に価値を置いている。一部の党は西欧や北米の政党の経験に目を向け、

社会主義インターナショナルの2010年の女性政策

SW（社会主義女性インターナショナル）は「加盟政党が…政治に女性の見解を平等に含め、よって、社会的に正しく、持続可能でバランスのとれた開発を実現することを目指して、選挙によって選ばれるすべての地位及び党内の指導者層内について女性、男性とも最低30%とするクォータ制からスタートし、それだけでなくさらには、可能な限り速やかに50 / 50の代表を達成するために時間的な拘束力のある目標を設定することにより、すべての意思決定機構における女性と男性の均衡（50 / 50）に徐々に到達するための対策を推進すること」を奨励する。²⁸

国際的な政党の系列（政党の国際的グループ）に連なることを目指している。例えば一部の政党にとっては、クォータ制を採用しているということが、その党がより開放的で包摂的な方向に移行しているというメッセージを送るということとなる。例えば、社会主義インターナショナルへの加盟を求める政党であれば、女性の政治的エンパワーメントを推進するための対策を採用することを奨励される。

政党と選挙運動の資金調達

重要な論点

列国議会同盟（IPU）が300名の議員を対象に実施したアンケート調査研究で、女性が政治に参入することを抑制している最も大きな要因の1つが、選挙戦に出馬するための財源の不足であることが判明した。²⁹ 女性は費用のかかる選挙運動を行うのに必要な資金集めが困難だけでなく、政党から財政援助をごくわずかし、あるいはまったく受けないことが多い。金銭が女性候補者に直接的な影響を及ぼす段階が特に2つある。(1) 指名を勝ち取り、党の候補者として採用される段階と、(2) 選挙運動の資金を調達する段階の2つである。

資金調達という課題は男性にも当てはまるが、女性はいくつかの理由により、より大きな財政上の課題に直面することが多い。世界中で、女性の経済的地位は一般に男性よりも低い。人が社会の一員となる過程でジェンダーが果たす役割により、男性は伝統的に「パンを得る者」と位置付けられてきており、そのために男性は、自身で使うための資金を集めることに、より慣れている。女性が伝統的に私的な領域に追いやられてきた地域では、女性は自分自身のために資金を集めることに慣れていないのが通例である。資金を集めた場合でも、多くの女性は家族の目先のニーズにその

政治において金銭が選挙プロセスの中で女性候補者に直接的な影響を及ぼす2つの経路：

- (1) 指名を勝ち取り、党の候補者として採用されるための資金集めにおいて
- (2) 選挙運動を賄うに十分な資金集めにおいて

資金を支出することを優先する。

男性は、財源や専門知識を提供できるビジネスネットワークや専門的ネットワークと結び付く傾向にあるために、党の構造の外部でもより効果的に選挙戦を行える場合がある。ネットワーク論議が党内における「男子だけのネットワーク」についても言えるのは、現在でも政党の指導者層のほとんどが男性優位であり、女性は権力中枢から排除されていることが多いためである。³⁰ こうしたネットワークにおける女性の不在は、女性が効果的な選挙運動を行うのに十分な資金を集める能力を妨げ、堅固な男性現職を相手に出馬する時には、それが特に著しい。その例外となるのは、しばしば有名政治家の配偶者、娘や姉妹であるが、それは、彼女たちが、その関係のおかげで家族の資産やコネクションを利用できるためである。³¹

多くの開発途上の民主主義国では、多額ではない立候補の供託金を支払う資金さえ不足しているために、女性が選挙プロセスから締め出される場合がある。資金不足を最も苦しく感じるのが新興政党や議会に議員を送り出していない政党であるのは、こういった政党は一般的に公的資金を受け取る資格を持たないためである。このような場合、女性候補者は交通費や選挙資材の費用も自ら賄わなければならない、有権者のところに向くための交通費が極めて高い農村部では、このことが特に問題になり得る。³²

必要な財源は、選挙サイクルが進んでいく過程によって変動する。初期に女性が直面する最大の課題の1つは、党の指名を得るための初期資金の調達である。初期資金とは、露出を得る、名前の認知度を高める、移動する、キャンペーンチームを組織する、そして最終的には党の指名を勝ち取るなど、立候補のためのキャンペーンを開始するのに必要となる当初資金である。選挙運動の初期資金の多くは、候補者自身から出すことが多く、この自己資金調達が、特に女性にとっては大きな障害となることが多い。指名を勝ち取った後では、党の支援が増え、認知度の高まりが追加的な財源を引き寄せる場合がある。³³

採用された戦略

以下に挙げる戦略は、主として、選挙資金の調達に際して女性が直面する課題に特に対処するために取り得る措置に関して政党の手引きとなるためのものである。さらに、こうした戦略は開発支援者、党の基盤組織及び市民団体が政党との協力及び政党への支援を行うために取る措置についてのアイデアをも提供する。

(a) 資金調達ネットワークを設立する

女性の資金調達のためのネットワークや組織は、女性候補者への資金の流れに莫大な影響を



及ぼす。オーストラリア連邦、カナダ、カンボジア王国、英国及び米国での調査は、女性のための資金の調達と流通において、資金調達グループが極めて大きな影響力を及ぼしてきたことを明らかにしている。これら資金調達ネットワークは、党の指名を求める初期段階において、女性に重要な元手資金を提供することができる。さらに、公的資金の提供が行われず、候補者が選挙に出馬するために私的な資金を調達しなければならない場合には不可欠な資金源となる。

女性が党の指名を勝ち取るためには、選挙運動のプロセスの初期に資金が必要であるという理解が着想となって、米国でエミリーズ・リスト (EMILY's List) が設立された。Early Money is Like Yeast (EMILY's) List とは、米国政治における進歩的な民主党の女性がかつと財源を得られるようにする資金調達ネットワークである。男性と競争する候補者として選挙運動を行っていることを真面目に認識されるのに必要な元手資金を女性が得ていなかったことを理由に、EMILY's List が初期資金を女性に提供してきたのは、「初期資金 (Early Money) はイースト菌 (Yeast) がパンを膨らませるように選挙運動資金を膨らませる」からである。このネットワークは共和党のウィッシュ・リスト (Wish List) を含めて、他の諸外国での類似のイニシアチブにも着想を与えてきた。これらネットワークは個人からの寄付金を一つにまとめて、推奨する候補者に資金を配分している。

(b) 女性候補者を支援するための党内基金を設ける

一部の政党は、女性候補者に選挙運動費用を援助することを目標とする基金を設けている。カナダでは自由党がジュディ・ラマーシュ基金 (Judy LaMarsh Fund) を設けた。これは女性候補者が議会に選出されるのを支援するために、資金を調達し、支出するための党のメカニ

ズムである。自由党が基金の支出方法と資金の受け取りについて、どの女性候補者が優先されるかを直接に統制している。この基金は、カナダの政党財務に対する規制の枠内で運営しなければならない、主に資金集めのイベント、ダイレクトメールやインターネットを通じて資金を調達している。この基金は、党員集会で選ばれる女性の人数を増やすことに大いに貢献してきた。

女性候補への補助金には、以下が含まれ得る。

- 保育費の払戻し
- 選挙運動のための交通費
- 被服手当の配分
- 印刷資料などの選挙運動費用の提供

(c) 女性候補者に補助金を提供する

積極的な選挙運動では、ほとんどの人、特に家族を持つ女性には出す余裕のない一定水準の財源、時間、フレキシビリティが要求される。多くの家庭では、女性が育児の主たる責任を引き受けており、この責任は長時間にわたる選挙運動と両立することが極めて困難な場合が多い。カナダでは、自由党が、選挙運動関連の支出のために女性候補者に補助金を提供することによって、こうした課題に対処しようとしてきた。全国レベルでは、財政援助プログラムにより、女性やマイノリティの候補者は指名を求めに際して発生した保育費について最高で 500 カナダドル、地理的な長距離の乗車の旅費について 500 カナダドルの払戻しを受けることができる。³⁴ 現職が退任する選挙区で指名を求めに際して掛かった費用については、さらに 500 カナダドルが提供される。カンボジア王国では、サム・ランシー党が選挙運動中に着用するにふさわしい衣服や遊説のための自転車を含めて、いくつかの基本的品目を女性候補者に提供している。政党にとってのもう 1 つの追加的選択肢は、一部の女性にとっては運動を思いと

どまらせるほど高い場合のある党員費や候補者指名料金を援助することである。

(d) 指名と選挙運動の出費を制限する

女性が選挙運動に必要な資金を調達することができる場合でさえ、彼女たちは当選し、男性と直接的に競争するのに十分なレベルの資金を調達することはできないかもしれない。数カ国においては、党の指名を勝ち取ることがますます費用のかかる課題になっており、1度の選挙サイクルにおいて高額な選挙運動を2度（党の指名を勝ち取るためと、選挙運動を賄うこと）行う必要があるため、資金調達は気折れのする仕事になってしまう。最も多くの資金を調達する候補者が、党の指名を勝ち取る例があまりにも多い。これは、代表に出ることに対する金銭の影響が莫大である**米国**や、その他、候補者中心の選挙制度である**ナイジェリア連邦共和国**などの国で、特に問題となっている。この状態により、過少代表であるグループは政治に参加する上で、特に不利な立場に置かれている。指名争いに支出される資金に上限を設定し、選挙運動期間を制限することが、少数派のグループに、より公平な競争条件を提供するための救済策として提案されている。³⁵

(e) 政党に対する公的資金の提供

公的資金の提供は、選挙期間中に競争条件を公平にするために用いられる仕組みの1つであり、議会に代表を出している政党に対して行われるのが通例である。公的資金は受益者には何ら義務を負わずに提供されるのが通例であるが、女性の政治的エンパワーメントに取り組むことを党に奨励するような方法で規制することが可能である。

■ **メキシコ合衆国**：選挙法の第78条には、政党に提供される公的資金の2%が、候補者及び政治家としての女性の能力開発に明確に使われることを義務付ける「2%法」が規定されている。

■ **ブルキナファソ**：2009年のある法律では候補者クォータ制を定め、女性候補を選定した政党に対する実質的な金銭的報奨を規定した。選ばれた候補者の30%が女性であれば、その政党に50%増額した公的資金が提供されるのである。³⁶

■ **フランス共和国**：1999年に行われた憲法修正は、均衡の原則を正式に定め、中でも、選挙への指名を得る候補者の50%は女性でなければならないとした。下院への候補者の選出について、政党は両性が50%ずつの候補者を提示しない場合に財政的制裁を受ける。政党は、両性の候補者数の差が候補者名簿に記載されている候補者の合計人数の2%を超えた場合には、提供される公的資金の一部を失う。³⁷

その他にもいくつかの提案が、アイルランドとガーナ共和国でなされてきた。**アイルランド**では、2011年の政治資金調達に関する総選挙枠組法の修正法案（General Scheme of the Electoral (Amendment) (Political Funding) Bill）で、政党を代表する総選挙候補者の30%が女性にならない限り政党への資金提供を半減することを提案した。³⁸ **ガーナ共和国**では複数の政党が集まって作ったグループが、議会選挙と大統領選挙において女性志願者を支えるために、女性基金を創設することに関心を示した。2011年に行われた超党派の成果である、ある声明において、複数の政党は、政党に提供される公的資金の10%を女性志願者に直接割り当て、女性出馬者にとっての料金は大幅に減額することを提案した。³⁹

公的資金の提供と女性候補者：

- **フランス共和国**：党の候補者の50%が女性でない場合には、公的資金が減額される。
- **ブルキナファソ**：当選した候補者の30%が女性である場合には、党の公的資金が増額される。
- **メキシコ合衆国**：公的資金の2%は、女性のエンパワーメントに使わなければならない。

間接的に公的資金を提供するもう1つの方法は、国営及び民営のメディアへのアクセスを利用することである。これは候補者と有権者の間につながりを深めるものであり、政党の選挙運動の重要な構成要素である。無料でメディアに登場できる時間は、いわば現物補助であり、**東ティモール民主共和国**では、選挙への女性の参加を促進する1つの方法として使われた。女性を党の候補者名簿の高い位置に置いた政党は、メディアに登場する時間を余分に与えられたのである。

(f) 女性に対する研修に専用の資金を割り当てる

女性が政党で首尾よく昇進するためには、政治経験における歴史的な格差を埋めなければならない。政党が女性を指名しない又は昇進させないことを正当化するために一般的に用いる説明は、政治で成功するのに必要なスキルを持っている女性があまりに少ない、というものである。

政党は、女性に研修を施すことを目的とするプログラムを設けて資源を配分することによって、この格差を克服することができる。これは以下に示すように、中南米ではかなり一般的に実践されていることである。

■ **エルサルバドル共和国**では、様々な政党の女性活動家が集まって、女性に研修を行う超党派機関を結成した。研修は、党のより広い課題である場合が多いことから、十分な研修を積んでいる女性はそのスキルを活用して、他の党员のために自らの研修を再現し、党にとっての彼女らの価値を高めることができる。

■ **メキシコ合衆国**のPANは、女性候補者向けのセミナー、ワークショップ、フォーラムや講座を通じて、女性と男性の政治能力を同じレベルにしようとしている。研修ではニーズに応じて様々な主題を取り上げているが、動機付け、姿勢、チームワーク、女性にとっての関心事が含まれている。女性の参加を高めるための努力として、選挙運動や選挙運動コーディネーターになることに興味を持つ女性向けに講座が提供されてきた。⁴⁰

(g) ジェンダーの問題への対応力を持つ予算編成のやり方を適用する

政党は、女性に関して資金がどのように支出されているかを熟考することもできる。その手段となるのは、党の全支出がどのように男性と女性の党の活動家に恩恵をもたらしているか、女性に特定した党組織にどのように資源が割り当てられているかを分析することである。選挙運動費用をジェンダーの視点から分析することも、価値ある実践になるだろう。政党は、**セルビア共和国**におけるように、政府においてジェンダーの問題に機敏に対応する予算編成のやり方を始めることができる。同国では、女性が公的資金から恩恵を受けることを確保することを担当している地方レベルの男女共同参画委員会に政党が参加しているのである。

III

選挙期間



JUNDP/MARIE FRECHON

選挙運動と選挙の準備

重要な論点

政党と候補者は、選挙における主要な関係者である。彼らは公職を争い、選挙運動を実施し、有権者に投票を訴える。選挙の法的枠組みと管理は政治的・文化的環境と相俟って、選挙の結果に顕著な影響を及ぼす。⁴¹ 選挙期間中、政党の活動は、選挙運動の実行、候補者への支援、有権者への働きかけに向けられる。政党はこれ以外にも、開票や集計のプロセスを含めた選挙の実施管理への参加や監督を行う場合がある。

選挙運動は、政党が選挙で勝つチャンスを中心をなすものである。選挙運動のルールは、選挙運動戦略が政党ごとに異なるのと同じように、国ごとに異なる。立法の枠組み、社会規範や文化、経済状況、開発の水準や政治制度の種類などに影響を受けるのである。全国的な選挙運動は極めて高い費用が掛かる場

合があり、いくつかの国では、集めた資金の額が選挙運動の成否に直接の影響を与える。しかし、女性候補者が男性候補者と同じ水準の資金を集めること、ひいてはメディアへのアクセスを得るために苦勞することがあまりにも多い。女性候補者は選挙運動で目立たないことが多い一方で、党の指導者や現職（通常は男性）が党の宣伝、メディアでの露出時間、選挙ポスターを支配するのである。

IPU が 300 名の議員を対象に実施した調査で、回答者の半数が、選挙運動、有権者への接触活動や働きかけの手法に関係する能力増進が、選挙候補者を支援するために最も重要であると答えた。⁴² 一部の回答者は特に、他国の「姉妹政党」によって実施された研修の有用さに着目していた。政党が女性の選挙運動スキルを伸ばすのを支援し、選挙期間に女性を参加させることを促進するための措置がいくつかある。女性の市民団体、党の基盤組織や開発支援組織は、女性を選挙運動の実施に備えさせ、研修することに関わって来た。このため政党は、多くの国々で選挙運動期間中に女性候補者の能力を増強するために貴重な資金的・技術的資源を提供している国際機関や女性の市民団体に、戦略的な支援と連携を求めることができる。政党は男女共同参画と女性のエンパワーメントに関する党の立場を明確に表現して、マニフェストと選挙運動のメッセージが必ず女性有権者に向けられるようにすべきである。

採用された戦略

以下に挙げる戦略は、主に選挙運動と選挙の期間中に支援を提供するために取り得る措置について政党に手引きを提供するためのものである。これらの戦略は、それ以外に、開発支援者、党の基盤組織や市民団体が政党との協力や政党への支援において取り得る措置についてのアイデアをも提供する。

(a) 女性候補者に研修とメンターを提供する

女性候補者の選挙運動スキルを強化し、女性により多くの教育の機会を提供することが、女性が選挙に出る機会を増やす上で重要である。こうした研修は、資金調達、メッセージの策定、メディアとの協力、有権者との交流活動や有権者への働きかけの手法の構築、選挙運動の計画立案、有権者に対する対象を絞り込んだ交流活動の方法の考案などを対象とすることができる。⁴³ 例えば市民団体や国際支援者は、女性の選挙運動スキルの強化を中心とするプログラムにおいて優れた連携相手になりうる。

さらに、政治で出世しようとする女性は、以前に選挙運動に参加したことのある他の女性の経験から恩恵を受けることができる。

政治で出世しようとする女性は、初めて候補者になった女性と、以前に選挙運動に参加したことのある女性とをペアとして組み合わせるメンタリング・プログラムから恩恵を受けることができる。

オーストラリア連邦では、労働党が自身のEMILY's Listを通じて、まさにこの目的で、初めて候補者になった女性が、より多くの経験を積んでいる政治家とペアを組むメンタリング・プログラムを設けた。英国では、保守党のWomen 2 Win（同名のウェブサイトを含む。）が、新規の女性党員を募集し、彼女たちに党内で成功するのに必要な研修、メンタリング、支援を提供する上で積極的な役割を果たしてきた。

(b) 選挙運動で女性が必ず目立つようにする

女性の党活動家と候補者は、その政党にとって有用なスキルと特性を具現しているが、認められないまま選挙運動で十分には活用されないことが頻繁にある。女性が党の選挙運動に参加しないことが極めて多いのは、名前が幅広く認知されている党の指導者や現職が優先されるためである。政党は、テレビ広告やキャンペーンポスターを含めた党の選挙運動に女性を参画させることを積極的に促進したり、女性を党のスポークスマンに任命したりすることによって、女性候補者の露出や名前の認知度の向上を促進することができる。いくつかの国の女性党員は選挙運動中に自党の女性の立候補を促すため、パーソナルウェブサイトなどの新たなソーシャルメディア・ツールや、Facebook、Twitterなどを利用して、創意あふれるやり方で新しいテクノロジーを利用してきた。⁴⁴

一般大衆への積極的な働きかけでは、女性に対する文化的・社会的な偏見—特にメディアが長続きさせている偏見—に対抗し、女性の社会参加が社会全体にもたらす利点を強調することができる。女性候補者を宣伝するために政党にメディア露出時間を無料で又は追加で提供するなど、選挙運動での女性の認知度を高めるために政党にインセンティブを提供することもできる。東ティモール民主共和国では、前述で強調



UNDP ANGOLA

したように、女性候補を指名し、女性候補が選挙運動で目立つことを確保した政党には、無料でのメディア露出時間を追加して提供した。米国では、民主党が、テレビでのキャンペーンの広告に女性の画像を含めることを候補者に奨励している。

政党は、女性候補者が、当選のチャンスを大いに高める可能性のある選挙戦の機構—選挙運動スタッフ、警備、会場、資金へのアクセス—を利用できることをも確保すべきである。

(c) 女性にとって優先課題である論点に関する政党の立場を明らかにし、周知する

政治綱領は、政党の成熟において重要な要素であり、政党がその独自性や特性に基づいてではなく、論点に関してお互いに差異を示すのに役立つ。女性に関する政策の優先を明確にすることは、女性有権者の支持を勝ち取り、政党の選挙結果に有利な影響を与えるための戦略になり得る。女性議員が、ジェンダーに起因する暴力の防止に尽力する最前線に立つこと、育児休暇や保育を優先課題とする傾向にあること、女性の議会へのアクセスを強化する選挙改革や男女共同参画に関する法律が議会の組上になることを確保する上で大いに役立ってきたことがその例である。⁴⁵ 女性の関心事を党の政治綱領に組み込むことが女性候補にとって助けになり得るのは、女性有権者の心を動かすための実際

的な売りとなる点を提供するからである。政策上の論点を明らかにすることができる政党は、女性有権者の関心に機敏に対応できる党としてより有利な位置に立つことができるため、ひいては候補者のためにより多くの女性票を集めることになる。

■ **カナダ**：自由党は、女性にとっての優先課題に関する党の立場を明らかにし、説明する「ピンクブック」をシリーズで出し、広めている。

■ **インド**：BJP の女性党員は、18 歳になった時に教育資金として利用するために、マディア・プラデシュ州で生まれたすべての女児の預金口座に 10,000 ルピーを入金するという政策を導入して、党に多数の女性有権者を引き付けた。

■ **ペルー共和国**：選挙期間前のキャンペーンで、キリスト教人民党（PPC）は政府計画の女性と機会均等に関する章を改正するキャンペーンに着手し、その過程で同党の政治綱領の宣伝も行った。ま

た、PPC は共和党国際研究所（IRI）との連携・資金供与により、公聴会や、対象とする団体との会合を通じて一般大衆に情報と意見を求めた。⁴⁶

(d) ジェンダーに配慮した選挙の監視と警備の提供

政党には、投票プロセスを厳密に監視し、反則をチェックして選挙期間中に番人としての役割を果たすという重要な務めがある。買収による票集め、有権者に対する脅し、投票用紙の不正や拙劣なやり方は、選挙の正しさを損なう。警備の悪さは、男性に対してとは違うやり方で女性の有権者と候補者に影響を及ぼす可能性があり、女性であるがゆえに暴力を受ける恐れが高い場所ではそれが特に顕著である。このような事態は、特に紛争後に選挙が行われる時に蔓延する場合がある。⁴⁷

したがって、政党は油断せずに目を配り続ける必要があるが、このことから、投票者が威嚇されることなしに票を投じることができる状態を確保するために、登録と投票のプロセスにおいて党の職員や監視員を置くことが必要になる場合がある。政党は、集計や投票箱を輸送する際の監視員の安全をも確保すべきである。⁴⁸ 実地の監視においては、監視員が記入するチェックリストに必ず身内で結託した投票、暴力や

政党の監視員が用いるチェックリストには、以下のようにジェンダーに焦点を合わせた質問を含めるべきである。

あなたの配属されている地区には、有権者及び／又は候補者として女性が参加することにプラス又はマイナスに作用すると思われる問題がありますか？



脅し、又は選挙への女性の自由な参加に影響を及ぼすその他の違反に関する質問を含めるようにするなど、政党がジェンダーの視点を含めることが重要である。⁴⁹

政党には、党の職員を採用し研修する責任があるが、党はこの番人の務めを果たすために積極的に女性を採用しようとする事ができる。このことは、女性専用の投票所においては特に重要である。このような投票所においては、男性の存在が禁止されうる。でなければ男性の存在が女性有権者に対する威嚇となる場合がある。党の監視員の存在には、他の利点がある場合もある。監視員が目立つことによって投票中の女性の安全確保に貢献するだけでなく、自党の支持者をもけん制して、彼らが有権者を脅さないことを確保したり、こうした事例を報告したりすることもできるからである。

(e) ジェンダーに配慮した有権者への情報提供

自党の支持者が有権者登録を行い、投票日に有効票を投じられることを確保するために、有権者教育を実施することは政党の利益になる。政党は有権者への情報提供キャンペーンに多大な資金と時間を投資しており、積極的に女性有権者に向けたメッセージを發し、女性有権者が選挙に伴うプロセスを確実に理解することができる。有権者への情報提供キャンペーンでは、女性に対して、彼女たちの票が社会全体にとって持つ重要性を強調し、社会の平等な成員として投票するのは女性の権利であるこ

とを強調すべきである。**南アフリカ**で、アフリカ民族会議女性同盟（ANCWL）が2009年の全国総選挙中に、民主主義を確固たるものとするために投票権を行使するよう女性有権者を動員しようと、60日間のノンストップ選挙運動キャンペーンに着手したのがその例である。⁵⁰

女性は有権者向けの情報提供キャンペーンの管理、企画や実施に参加すべきである。こうしたキャンペーンや教育セミナーの開催には、そのメッセージと内容を各国の社会文化的背景、識字水準や政治状況に合わせて微調整することだけでなく、後方支援の慎重な選定と組織化も必要である。安全で女性が威嚇されていないと感じられる学習環境を確保することが重要であり、必要であれば女性専用の研修を検討しても良い。伝統的コミュニティにおいては、女性は男性と分離され、移動の自由や教育の自由の水準が異なる場合がある。⁵¹ 有権者向け教育を担当するすべてのチームに女性を含めるべきであり、必要であれば女性だけで構成することも可能である。⁵²

大衆一般を対象とした有権者向けの情報提供キャンペーンには、ジェンダーに敏感なメッセージをも含めて、身内で結託した投票を防止するために投票の秘密を重視し、民主主義を確固たるものにするために女性の政治参加が重要であることを強調すべきである。メッセージでは、男性に対して女性候補者への投票を検討することを奨励しようとしてもよい。

IV

選挙後の期間



ジェンダーに対応力のある統治

重要な論点

民主的ガバナンスを前進させるためには、包摂的で対応力のある政治プロセスと、女性のエンパワーメントという環境を創り出すことが必要である。女性の視点の包摂と女性の政治参加が、民主的発展の前提条件であり、優れたガバナンスに貢献する。だが世界的に見れば、女性は依然として意思決定機構において過少代表のままである。調査の結果、議会における女性の数が重要であること、最少でも、議会にいる女性の数が多ければ多いほど、その党は女性にとっての課題を取り上げ、議場における男女の力学を変える傾向が高いことが立証されている。⁵³ 女性国会議員が占める割合は、政治討論の性質に大きな影響を与える。

“ 政党は、女性党员にとってのニーズと機会を体系的に分析することから利益を得ることができる。 ”

議会その他の立法機関に女性の存在がなければ、政党は政治において男女共同参画が取り上げられることを積極的に確保する必要がある。政党は、どの課題が政治討論のテーマとなるかを決定する上で影響力を持つ。政党は政策を立案し、政治の優先順位を設定するのであり、よって、女性の関心事を取り上げる上で戦略的な立場にある。実際問題としては、政治においてジェンダーの問題を取り上げる上での政党の実績は成否さまざまである。本セクションに示す例を見ると、選挙後の政治において男女共同参画に取り組むために政党がとってきた手段についていくつかの洞察が得られる。

採用された戦略

以下に挙げる戦略は主に、選挙後の政治において男女共同参画と女性のエンパワーメントを推進するための措置について政党に手引きを与えるためのものである。これらの戦略は、それ以外に、開発支援者、党の基盤組織や市民団体が政党との協力や支援において取り得る措置についてのアイデアをも提供する。

(a) 男女共同参画についての評価を実行する

選挙後の期間は、政党が男女共同参画についての評価を実施する上で戦略的に重要である。政党は女性のエンパワーメントを推進するための戦略を立案する際に事実考証に基づかない証拠に依拠することが多いが、そうではなく、もっと党内で行われる実績調査に依拠することが

可能である。政党は、調査、フォーカスグループ、世論調査や選挙結果から得られるデータに基づいて女性党员のニーズと機会を体系的に分析することから利益を得ることができる。さらに、政党内における男女共同参画についての調査に、党の機能に適用される規定、政策や公約、それに党内で女性が占めている地位の検証を含めてもよい。このことは、男女別に分けたデータの記録を最新状態に維持することによって円滑に進めることができる。

政党は選挙の後で、選挙運動におけるジェンダー問題に関する自党の実績と注目の程度について評価を行うことから利益を得ることができる。政党は、候補者への資金提供や募集規定など、特定のやり方又は規定が、選挙中に直接的又は間接的に女性を不利な立場に置いたかどうかを評価することができる。次に、このような評価で得た所見に合うように、措置又は戦略計画を立案し、微調整することができる。新たな党方針の採択又は改革への着手はいつでもできるが、選挙後の期間にこれに着手することには戦略上の利点がある。**カナダ**で、新民主党(NDP)が、州の1つで選挙後に多様性についての監査を完了し、この監査から、過少代表の有権者のメンバーが、勝ち目のある選挙区でより多くの女性候補者を指名するための行動計画を策定することができたのがその例である。**キルギスタン**では、開発支援組織と市民団体によって、ジェンダーの観点からの政党のマニフェストの分析と、全国及び地方のレベルの政治において女性が置かれている状況の評価が行われた。

(b) 新規に当選した議員に研修を実施する

新たに当選した議員のほとんどにとって、議会での仕事は新たな経験である。議会事務局が新議員に就任研修を実施することも多いが、政党が議会という環境における政党の機能の仕方

について党員である議員グループに独自の研修を実施することも多い。この研修は総合的なスキル開発を提供することと、女性党員を対象に、多くの規定と手続きを解説・案内することを手助けすることができる。

(c) ジェンダーに配慮した議会改革を推進する

政党は議会における政治集団として、議会の文化を変えるために機能し得る。女性が議員になる時には、ジェンダーによって区別されている分野、すなわち制度的な文化や運営手続きが女性にとって不利に偏っている政治環境に入る傾向がある。女性の活動条件が女性の参加を促すものとなることを確保するためには、政治風土について見直しを実施することが必要な場合がある。議会の会期、女性議員用施設の位置、育児休暇規定などの問題を検討することは、女性の参加を促進するための前向きな改革につながる可能性がある。このように、女性の参加を阻む障害を取り除くことが、男女双方のニーズと利益に機敏に対応するジェンダー・フレンドリーな議会を創り出す上で不可欠なのである。⁵⁴

南アフリカ共和国では、アフリカ民族会議の議員団の女性メンバーが1994年に議員になった時に、議会の制度改革の必要性を大きく取り上げた。生徒が休みになっている時期に議員が休会中であるか、選挙区に充てる時間を取れるように、議会のカレンダーを学校のカレンダーと合わせるようにすることを求めたのである。

南アフリカ共和国では、議員が家族の面倒を見たり、ジェンダーに対する議会の配慮を強化したりするために、女性党員が議会のカレンダーと会期を変更することを強く要求した。



UNDP/PERICK RABEMANANJO

彼女たちは議員たちが家族の面倒を見られるように、夕方のより早い時間に審議を終えること、また保育施設を設けることも強く要求した。⁵⁵

(d) 党の方針においてジェンダーの主流化と女性のエンパワーメントを確保する

IPUが300人の議員を対象に調査を行った結果、政党の方針が議会の優先課題と議事予定の主な決定要因であることが明らかになった。執行委員会など、政党の意思決定機構は大きな影響力を持っている。だが女性は依然として、こうしたグループにおける過少代表のままである。実際問題として、すべての政党が男女共同参画を推進している、又は公約を実際に守っているわけではなく、党員の中で意思決定を行う地位のトップに就いている女性はごく少数である。予測されるように、与党の支援はジェンダー関連の法律を導入し、制定する上で最も重要な要素の1つである。⁵⁶

政党は、少なくとも次の2つの方法で、政策立案を通じて女性のエンパワーメントを促進することができる。

- (a) ジェンダーに基づく暴力への対抗又は育児休暇若しくはリプロダクティブ・ライツの問題を対象とするなど、ジェンダーに固有の政策改革を支持する。
- (b) 司法アクセス、保健、国籍、労働、土地

の権利、社会保障、相続権などの領域における男女共同参画の推進を含めて、党のすべての政策論議や優先課題においてジェンダーの視点が主流化されることを確保する。⁵⁷ 議会は、女子差別撤廃条約（CEDAW）のような国際条約が翻訳されて国の法律となり、政府の措置がそれを踏まえて行われることを確保することもできる。

ジェンダーの視点からの分析を実施するために、党のグループの男女双方のメンバーの能力を開発するべきである。政策立案、法律の見直し及び資源配分は、それらが男女双方に及ぼす影響を踏まえて行わなければならない。このことには、男女共同参画を扱う専門委員会のジェンダーの視点から予算分析を実施し、データにアクセスできる権能を支持することも含みうる。これに関係する組織的対策は、女性会、党内の政策委員会、又は女性議員団が出す決議及び勧告を必ず踏まえて、政党内での政策立案を行うようにすることである。

■ **スペイン**：社会労働者党（PSOE）は、男女共同参画法可決の発起人となり、政策形成プロセスにジェンダーを主流化しようと努めた。PSOEは2004年以降、農業改革、扶養家族の介護、候補者クォータ制の法制化を含めて、いくつかの法案を導入している。

■ **モロッコ王国**：USFPは、議会で国籍法などの問題や男女共同参画法の可決などの問題を大きく取り上げた。

■ **ルワンダ共和国**：議会改革により、相続・継承法（1999年）、児童保護法（2001年）、ジェンダーに基づく暴力禁止法（2009年）に焦点が当てられてきた。女性は、

国籍、集団虐殺罪の分類、証人保護に関する法律を含めて、他の立法がジェンダーに敏感で、児童に配慮することを確保する上でも影響を及ぼした。

党の規律により、男女共同参画の課題に取り組む議員の力が限られる場合がある。大抵の場合は、党の方針により、議会における政党グループが特定の問題にどのような投票を行うかが決まる。このため、個々の女性議員に非現実的な要求をすることは避ける必要がある。党の同質性が極めて強い場合には、個々の議員が党の方針に沿う以外の行動をとる余地が限られる場合があるからである。⁵⁸ このことにより、党の方針においてジェンダーの主流化を確保することの重要性が強まる。

ジェンダーの主流化に必要なのは、政策立案、法律の見直し及び資源配分が男女双方に及ぼす影響を踏まえて行われるということである。

(e) 女性が空席に就き、それを保持することを確保する

議会に議席を持つ女性の数は、議会の会期中に増減する可能性がある。女性議員が辞職する、又は閣僚職に就き、議席を空けなければならない場合があるからである。このような場合（補欠選挙が行われない場合）、政党は女性の空席に女性が就くことを確保できる。政党は、女性議員の割合を増やすための方策として、空いたどの席をも女性で埋めると決定することもできる。政党は、将来の選挙において女性議員を必ず維持できる方法を検討してもよい。大抵の場

合、女性議員の離職率は男性よりも高く、どのような種類の奨励や支援を必要としているかを女性自身に訊ねれば、この傾向を反転させることになるかもしれない。例えば**ガーナ共和国**では、いくつかの政党が、今後の議会選挙で現職の女性議員を保持し、空席が出る場合には確実に女性の現職を女性で補充するよう努めると言明している。⁵⁹

(f) 女性の超党派のネットワークと女性の議員団を支援する

世界中の女性が、議会における少数派として、同盟や連携を組んで政策の変更に影響を及ぼすことには戦略的な利点があることを実感してきた。女性議員団は、政党の垣根を越えて女性を一堂に集めて興味と関心事を共有するだけでなく、政策立案と政府の措置に対する監督においてジェンダーを主流化するための有効な話し合いの場になり得る。⁶⁰ 具体的に言えば、議員団の活動には女性議員の能力強化に対する支援の提供、法案の分析の実施、市民団体に対する意見聴取の開催、関連問題に関する公開ワークショップの開催、女性議員が自党の指導者に働きかけができるように課題に関する共通の見解の明確化、ジェンダーの主流化と女性のエンパワーメントに関する政府措置の監督などを含めることができる。

女性議員団に政党が支援を行えば、次に挙げのような積極的な結果を生み出すことができる。

■ **メキシコ合衆国**：クオータ法が実を結んだのは、全主要政党の女性議員が議会の内外で協力して、クオータ制を支持するよう男性同僚議員に圧力をかけたためであった。

■ **アルメニア共和国**：多党間の連携により、議会のクオータ制に合意するよう主要政党のほとんどを説得することができた。女性党員が共同合意されたメッセージを取り上げて、それを各自の党において内部のアドボカシーに合わせて仕立て直したのである。

■ **エルサルバドル共和国**：エルサルバドル共和国現職・元女性議員協会（The Association of Salvadoran Women Parliamentarians and Ex-Parliamentarians）は、議会の内外で女性の政治的発言を強化しようとしている。同協会は、女性をもっと効果的に政治的な仕事をするようになるのに役立つ交流活動や組織化のスキルに関する研修・ワークショップを行っている。

■ **キルギスタン**：女性による法的イニシアチブ推進協会（Association for Women's Legal Initiatives）は女性議員、ジェンダー問題の専門家、女性NGOの活動家を団結させており、法案の分析を行う能力の開発などの分野を含めて、女性議員団を強化する上で役立ってきた。⁶¹



(g) 市民団体と戦略的提携を組む

政治活動を行う女性と市民社会との連携の構築は、政策課題を進める上で有効であり得る。多くの場合、特に政党が女性の政治的エンパワーメントを推進するために憲法の改正又は法律の制定を行おうとしている場合に、政党内の活動家は目標達成のために市民団体と緊密な協力を行ってきた。市民団体と女性組織が、彼らにとって望ましい政策変更を提唱するよう、女性の党活動家を戦略的に対象とする場合もある。いずれのシナリオにおいても、市民団体は政府に圧力をかけて、改革を求める一般の要求を盛り上げていくことができる。

■ **モロッコ王国**：国内外の市民団体が協力していくつかの政党の女性を一堂に集め、女性党员団をつくる動きを高め、クオータ法への支援方法についての戦略を練ってきた。

■ **ペルー共和国**：中南米における新たなジェンダークオータ制の波に乗り、女性組織連合が党の中の女性と協力して、候補者クオータ制の可決を提唱することができた。

■ **スロベニア共和国**：女性指導者や他の著名人が超党派的に連携して、政治において女性が平等に代表されること、すなわち2004年の欧州議会選挙における全候補者名簿の40%を女性とするクオータ制に対する暫定的保証を組み込むための憲法改正を主張することに成功した。⁶²

(h) 党员の意識を高め、男性と協力して取り組む

男女共同参画を制度化することは、党が採択する方針と手続きが、党员、特に議員団のメンバーによって実践されることを意味している。具体的な目標を定めて政治公約を明確に表現するなどの政党の大望も、男女の党员による支持と自発的取組を伴わなければほとんど意味がない。ほとんどの議会においては男性が多数派で政党の指導的機構を支配しているため、変革を実施する上で男性は不可欠なパートナーである。このため、男女共同参画について、党员、特に男性の意識を高めるために、党内の研修プロセスが必要になる場合がある。通常、新人議員に対して行われるオリエンテーション研修に、男女共同参画に関する規定を含めるべきである。

党の指導者層の支持とビジョンが、この点に関して極めて重要である。**スペイン**では、PSOEの指導者サパテロが、自分は筋金入りのフェミニストであると公言して、スペインの政治においてフェミニズムを取り巻く感性を変えた。このことは、女性が党内で男性と平等に扱われ、女性党员の意見が男性党员と同程度に検討の対象となるという波及的効果を及ぼした。

結論



女性の視点を政治に取り込むこと及び女性の政治参加は、民主的発展のための前提条件で、優れた統治に貢献するものであり、政党は政治参加を実現するための主要な媒体である。選挙サイクル全般を通じて女性のエンパワメントの新たな取組を積極的に推進することは、政党にとって政治的・財政的な利点をもたらす可能性がある。改革を通じてオープンかつ正式に女性の参加を支持することにより、政党は世論を変え、新たな支持基盤を生み出し、新規の党員を引き付け、党への公的資金の流れを増やし、他国に対する立場を向上させることができるが、この他にも政治的・実地的な利点は数多くある。

女性の政治参加を阻む障害を克服するためには、政党による正式な支持が必要である。ジェンダーに関する偏見は、世界中に蔓延しており、社会生活、経済生活、政治の世界に反映されている。多くの国で、女性は依然として男性と直接に競い合うこと、大勢の前に姿を見せて人と交流することを押し留められ、意思決定から女性を遠ざけるような役割に就かされている。

こうした偏見が、女性の経済的地位の低さや世界中での相対的貧困を増幅し、永続させている。これらは、選挙のサイクルのどの段階においても、女性が政治に参加することをほぼ不可能にしている、最も重要で直截的な障害の一部となっている。例えば、女性が管理できる資源はたとえあったとしても男性より少ないため、女性は指名を受けたり、選挙に立候補したりするための独自の選挙運動を賄うことができない。また、外部からの資金提供、ノウハウ、影響力あるネットワーク、ロールモデル、経験豊富なメンターなど、選挙運動を支えるための資源も男性の場合より手に入れにくい。政党内では、指導層や意思決定を行う地位に就いている女性の数が限られていることに、こうした偏見が顕著に反映されている。

反対に、女性は、草の根レベルで政党を支える、又は党の指導者層の男性を支える地位や活動では多数派となっている。政党において権力を持つ地位は、しばしば非公式で一極集中し、新参者、特に女性には近づくことのできないし、固まった関係や影響力あるネットワークによって支えられている場合がある。こうしたネットワークに埋め込まれている組織的な知識や経験を手に入れることができず、資源も極めて限られ、ロールモデルやメンターもほとんどなく、時には家族やコミュニティの支援さえ限られているため、女性の政党への参加が、男性のそれを大幅に下回ってきたのは無理からぬことである。

政治の世界に入り、政党に入党することを望む女性が直面する多くの難題には、選挙サイクルの様々なレベルやエントリーポイントでの多様な手段を通じて対処することができる。本ガイドブックは、目標を明確にした戦略があれば、

いかにより多くの女性を指導的地位に就かせ、確実にそうした地位に留まらせることができるかを実証してきた。成功する戦略には、政治制度の広範囲での変革から、党内改革、女性の能力増進まで幅がある。政党への女性の参加を増すための改革が、党の綱領のジェンダーの問題に対する対応力を高めるための取組と連動してきたことを多くの事例が示している。最も有意義な戦略は、女性が直面している社会経済的・能力的な課題に取り組む女性の政党活動家、候補者及び当選した公職者を明確に対象とした支援の提供と、政治制度の改革とを同時に組み合わせている。

世界中の政党が、男女共同参画への取組が行われている限り、どれか一つの出発点が他の出発点より優れているわけではないことを実証してきた。成功した政党は女性のエンパワーメントに対して創意あふれるアプローチを行い、こうしたアプローチをそれぞれの歴史や状況に合わせてきた。しかしながら、戦略やアプローチは多様であるにもかかわらず、クォータ制のように確立している手法は、権限ある地位に女性を就かせる上で効果的であることが繰り返し立証されてきたことに注目することは重要である。

本ガイドブックは、選挙サイクルの諸段階に従ってまとめられ、簡潔で利用可能な、戦略になりうるものリスト（パートA）と共に詳細に、ケーススタディから実際的な例（パートB）を提供することを目指してきた。指導者層をはじめとする政党の党员、市民団体や男女共同参画の活動家が、女性の政治参加を推進するために行動を起こそうと意欲を出すことを希望する。また本ガイドブックが、政党への女性の参加を推進する方法について指針を求める関係者に役立つことを期待している。

章末注

- 1 Inter-Parliamentary Union, *Women in Parliaments: World and Regional Averages*. 2011年 に <http://www.ipu.org/wmn-e/world-arc.htm> で閲覧可能であった。
- 2 Inter-Parliamentary Union, *Beijing Goals Still Unmet: Press Release*. 2010年 3月 3日に <http://www.ipu.org/press-e/gen336.htm> で閲覧可能であった。
- 3 United Nations Protocol and Liaison Service, *Heads of State and Heads of Government*, Public list. 2011年 8月 9日。
- 4 Ballington, Julie, *Equality in Politics: A Survey of Women and Men in Parliaments*, Inter-Parliamentary Union, Geneva, Switzerland, 2008.
- 5 ACE, *The Electoral Cycle Approach*. <http://aceproject.org/ace-en/focus/focus-on-effective-electoral-assistance/the-electoral-cycle-approach> で閲覧可能。
- 6 2011年 3月 2日にボツワナのガボロネで開かれたUNDPの選挙サイクルサポートに関する世界の実践会合で提示されたMaguire, Lindaの『*Electoral Cycle Approach: Session III*』から翻案。
- 7 ACE, *Roles and Definition of Political Parties*, ACE Electoral Knowledge Network. <http://aceproject.org/ace-en/topics/pc/pca/pca01/pca01a> で閲覧可能。
- 8 ACE, *Guiding Principles of Parties and Candidates*, ACE Electoral Knowledge Network. <http://aceproject.org/ace-en/topics/pc/pc20?toc> で閲覧可能。
- 9 ACE, *Internal Functioning of Political Parties*, ACE Electoral Knowledge Network. <http://aceproject.org/ace-en/topics/pc/pc20?toc> で閲覧可能。
- 10 Llanos, Beatriz, & Kristen Sample, *From Words to Action: Best Practices for Women's Participation in Latin American Political Parties*, IDEA. http://www.idea.int/publications/from_rhetoric_to_practice/en.cfm, 2009で閲覧可能。
- 11 エチオピアのアジスアベバで国連経済社会局 (DESA)、国連婦人の地位向上部 (DAW)、アフリカ経済委員会 (ECA) が開催した、特に政治参加と政治的リーダーシップに重点を置いた意思決定過程における男女の平等な参加に関する専門家グループ会合で発表された。Sacchet, Teresa, *Political Parties: When Do They Work for Women?* 2005年 に http://www.un.org/womenwatch/daw/egm/eql-men/docs/EP.10_rev.pdf で閲覧可能であった。
- 12 CDU党規程第15条。 www.quotaproject.org/systemParty.cfm で閲覧可能なInternational IDEA, IPU, & Stockholm University, *Global Database of Electoral Quotas for Women* を参照。
- 13 African National Congress Constitution. <http://www.anc.org.za/show.php?id=207/> で閲覧可能。
- 14 Llanos & Sample, 2009, 上記掲載書のp.32。
- 15 iKNOW Politics, *Consolidated Response on Establishing Women's Party Sections*. 2007年に <http://www.iknowpoliticsorg/node/3527> で閲覧可能であった。
- 16 同上。
- 17 Matland, Richard E., & Kathleen A. Montgomery (2003), 'Recruiting Women to National Legislatures: A General Framework with Applications to Post-Communist Democracies,' in Richard E. Matland & Kathleen A. Montgomery (eds.), *Women's Access to Political Power in Post-Communist Europe*, Oxford University Press, Oxford, p.21, 2003、及び Ballington, Julie, & Richard Matland, 'Enhancing Women's Participation in Electoral Processes in Post-conflict Countries,' from OSAGI & DPA Expert Group Meeting, New York City, USA, 2004.
- 18 Matland, Richard, 'Enhancing Women's Political Participation: Legislative Recruitment and Electoral Systems,' in International IDEA, *Women in Parliament: Beyond Numbers*, IDEA: Stockholm, Sweden, 1998, p.70.
- 19 Ballington & Matland, 2004, (上記掲載書)
- 20 Ballington, Julie, 'Strengthening Internal Political Party Democracy: Candidate Recruitment from a Gender Perspective,' from *How to Strengthen Internal Party Democracy? World Movement for Democracy*, Durban, South Africa, 2004.
- 21 Ballington, Julie, 'Implementing Affirmative Action: Global Trends,' *IDS Bulletin Special Issue: Quotas: Add Women and Stir?* Volume 41, Issue 5, September 2010, pp.11-16.
- 22 International IDEA, IPU, & Stockholm University, *Global Database of Electoral Quotas for Women*. www.quotaproject.org. で閲覧可能。
- 23 同上。
- 24 Ballington, 2010, (上記掲載書)
- 25 International IDEA, IPU, & Stockholm University, *Global Database of Electoral Quotas for Women*. www.quotaproject.org で閲覧可能。
- 26 Llanos & Sample, 2009 (上記掲載書)
- 27 Ghana Web, *Parties Issue Recommendations in Favour of Women in Governance*. 2011年 2月 14日に <http://www.ghanaweb.com> で閲覧可能であった。
- 28 Socialist International Women, *Policies on Gender Equality - the Driving Force for Social and Economic Development*. 2010年 に <http://www.socintwomen.org.uk/en/resolutions/20100618-andorra-pgedfsed.html> で閲覧可能であった。

- 29 Ballington, Julie, *Equality in Politics: A Survey of Women and Men in Parliaments*, Inter-Parliamentary Union, Geneva, Switzerland, 2008, p.18.
- 30 Ballington & Matland, 2004 (上記掲載書)
- 31 International IDEA, *Funding of Political Parties and Election Campaigns*, Stockholm, Sweden, 2003, p.83.
- 32 Ballington & Matland, 2004 (上記掲載書)
- 33 Luchsinger, Gretchen, & Ruth Meena, *Electoral Financing to Advance Women's Political Participation: A Guide for UNDP Support*, UNDP, New York, USA, 2007, p.11.
- 34 Munroe, Susan, 'Riding,' *About.com: Canada Guide* <http://canadaonline.about.com/cs/elections/g/riding.htm> で閲覧可能。
- 35 Ballington, 2003 (上記掲載書) p.163
- 36 National Democratic Institute, *Women Gain Political Ground in Burkina Faso*. 2009年5月19日に <http://www.ndi.org/node/15464> で閲覧可能であった。
- 37 Ballington, Julie, 'Gender Equality in Political Party Funding,' 2003年12月16日に米国のワシントンDCで開催された州機構の州政党フォーラム (Inter-American Forum on Political Parties) のワークショップ、*Is Financing an Obstacle to the Political Participation of Women?* で発表。
- 38 この法案は、本報告書の公表時に論議の対象となっていた。 <http://www.merrionstreet.ie> で閲覧可能である *Minister Hogan publishes the General Scheme of the Electoral (Amendment) (Political Funding) Bill 2011*, Merrion Street, June 2011 を参照のこと。
- 39 Ghana Web, 2011年 (上記に掲載)。この提案は、2011年2月にガーナ共和国のアクラで開催されたワークショップ、「女性の議会代表増加に向けての女性のためのマニュアル」の最中に行われた。
- 40 Llanos & Sample, 2009 (上記掲載書) , p.35
- 41 ACE, *Roles and Definition of Political Parties*.
- 42 Ballington, 2008 (上記掲載書)。
- 43 iKNOW Politics, 'Consolidated Response on Working With Women Candidates and Women Voters During Elections'. 2008年に <http://www.iknowpolitics.org/node/6490> で閲覧可能であった。
- 44 個人的な経験について語る様々な女性候補や女性政治家との面接調査が、International Knowledge Network of Women in Politics のサイト、 <http://www.iknowpolitics.org/news/interviews> で閲覧可能である。
- 45 IPU, *Survey on Equality in Politics: Summary Overview*, IPU, Geneva, Switzerland, 2008.
- 46 Llanos & Sample, 2009 (上記掲載書)。
- 47 United Nations DPKO/DFS, *Joint Guidelines on Enhancing the Role of Women in Post-Conflict Electoral Processes*, DPKO/DFS, New York, USA, 2007, p.31.
- 48 ACE, 'Parties as Election Monitors,' ACE Electoral Knowledge Network. <http://aceproject.org/ace-en/topics/pc/pcc/pcc11/?searchterm=partyagents> で閲覧可能。
- 49 OSCE/ODIHR, *Handbook for Monitoring Women's Participation in Elections*, OSCE/ODIHR, Warsaw, Poland, 2004, p.40.
- 50 ANC Women's League, *ANCWL outreach empowerment programme in full swing*. 2011年4月28日に <http://www.anc.org.za/wl/show.php?id=8194> で閲覧可能であった。
- 51 United Nations DPKO/DFS, *Joint Guidelines on Enhancing the Role of Women in Post-Conflict Electoral Processes*, DPKO/DFS, New York, USA, 2007, p.28.
- 52 同上。
- 53 Ballington, 2008 (上記掲載書)。
- 54 同上。
- 55 同上。
- 56 同上。
- 57 Hijab, Nadia, *Quick Entry Points to Women's Empowerment and Gender Equality in Democratic Governance Clusters*, UNDP, New York, USA, 2007, p.20.
- 58 Ballington, 2008 (上記掲載書) , p.50.
- 59 Ghana Web (上記掲載)。
- 60 Ballington, 2008 (上記掲載書)。
- 61 詳細については、 <http://www.awli-kg.org/en/> を参照。
- 62 2004年10月22～23日にハンガリーのブダペストで民主主義・選挙支援国際研究所 (IDEA) / 中東欧 (CEE) ジェンダー問題ネットワーク (Network for Gender Issues) が開催した *The Implementation of Quotas: European Experiences Conference* で発表された Lokar, Sonja, 'A Short History of Quotas in Slovenia'。

パートB： ケーススタディ

UN PHOTO/PATRICIA ESTEVE



背景

本セクションには、女性の参加を高めるために政党がとった措置についてのケーススタディが記載されている。パート A 全般を通じて用いられている例の多くは、パート B に含まれているケーススタディから抜粋した。それらの例は、検討対象となっている国のすべての政党についての包括的な状況分析というよりは、様々な政党や市民団体の取組についての調査である。本調査の範囲内では、こうした政党の取組のすべてを示すことはできなかつたため、本書は必然的に、事例を選んだ上のもとなっている。政党のケーススタディは、アルメニア共和国、オーストラリア連邦、ブルキナファソ、カンボジア王国、カナダ、クロアチア共和国、エルサルバドル共和国、メキシコ合衆国、モロッコ王国、ルワンダ共和国、南アフリカ共和国、スペイン、英国、米国のものである。さらに、インド、インドネシア共和国、南部アフリカ（モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、ナミビア共和国）、ペルー共和国、セルビア共和国、東ティモール民主共和国を対象とした主な論点に関する情報を要約する短めのケーススタディ数編が、コラムとして示されている。

ケーススタディは、アルファベット順にまとめられている。政党の現職及び元の指導者、政党の代表者並びに政党又は取り上げられている取組についての知識をもつ市民団体のメンバーを対象にして行った、掘り下げた面接調査と、机上調査との組み合わせを基本としている。地理、党のイデオロギー、政治制度の種類や採用された戦略の点で、多様な実例を含めるよう努めた。ケーススタディは、特定の戦略が選ばれ実施された背景を示し、それらの戦略が及ぼす影響についても記述する。各ケーススタディは、政党及び政党の支援者が改革戦略を策定し、前進させるのを援助するために、学んだ教訓又は好事例を提供しようとするものである。

ケーススタディ

以下に、パート A—「[好事例の概要](#)」に示されている例のほとんどの情報の出所である 20 件のケーススタディを挙げる（特定の要点を説明するために、パート A では本調査の範囲外の例もいくつか提示された）。以降のページには、こうしたケーススタディについてより詳細に示されている。

国名	表題	例	キーワード
アルメニア共和国	クオータ制実施を要求するための連携の構築	女性リーダーシップ・フォーラム（市民団体）	女性の結集 法制化されたクオータ制
オーストラリア連邦	政治における女性の進出を促進するための党内クオータ制と資金調達ネットワーク	オーストラリア労働党	党内クオータ制 資金調達ネットワーク
ブルキナファソ	自主的な政党クオータ制と法制化された政党クオータ制	民主主義進歩会議	自主的な党内クオータ制 法制化されたクオータ制 資金調達のメカニズム
カンボジア王国	政党内での、及び公選職へと、女性の進出を促進するための女性会組織	サム・ランシー党	女性の結集 女性候補者のための選挙運動支援
カナダ	資金調達ネットワークと候補者指名規則を利用した女性候補者の支援	自由党	資金調達ネットワーク 候補者指名規則 党の綱領
	多彩な候補者募集と、選挙運動費用に充てる補助金	新民主党（コラム）	候補者の指名 選挙運動費用
クロアチア共和国	候補者クオータ制と能力増進研修に対する女性会の支援	社会民主党	女性の結集 女性会 党内クオータ制
エルサルバドル共和国	解放後の政治において女性の参加を促進するための戦略	ファラブンド・マルティ民族解放戦線 エルサルバドル現職・元女性議員協会	党内組織 自主的クオータ制 女性議員団
インド（コラム）	クオータ制、議席枠及び政党	一般 インド人民党	議会における議席枠
インドネシア共和国（コラム）	候補者の募集と政党クオータ制	インドネシア闘争民主党	候補者の募集
メキシコ合衆国	クオータ制と研修のための国家資金を通じた、女性代表の支援	国民行動党	女性の結集 候補者の資金調達 党内クオータ制
モロッコ王国	党の候補者クオータ制を促進するための党派横断的現状改革主義	市民団体	女性の結集 候補者クオータ制 党方針
ペルー共和国（コラム）	女性フォーラムによるクオータ制の提唱	一般	クオータ制
ルワンダ共和国	憲法を用いた、紛争後に女性が獲得したものの制度化	ルワンダ愛国戦線	自主的クオータ制と 法制化されたクオータ制 女性の結集
セルビア共和国（コラム）	政治的変革のための女性会の結集	G17 プラス	女性の結集 女性会
南アフリカ共和国	女性の結集と政治課題の転換	アフリカ民族会議	女性の結集 自主的な政党のクオータ制
南部アフリカ（コラム）	移行期間の梃子としての活用と党による男女共同参画の実践の制度化に関して地域が学んだ教訓	モザンビーク（モザンビーク解放戦線） ナミビア モーリシャス	政党の方針
スペイン	女性にとっての政治環境を変えるための男性との連携した努力	社会労働者党	男性との協力 党内クオータ制 女性の結集
東ティモール民主共和国（コラム）	女性候補者の募集を進めるためのインセンティブの創設	国連東ティモール 暫定行政機構	クオータ制 メディアの放送時間
英国	勝てる議席への女性候補者の指名	一般 保守党	候補者の指名 政党の政策改革
アメリカ合衆国	資金調達ネットワークと党大会のジェンダー平衡方針	民主党	女性の結集 資金調達ネットワーク 党組織

アルメニア共和国： クオータ制実施を要求するための連携の構築¹

“アルメニアの事例は、民主主義を強化することと、より多くの女性を政治に参加させることの双方を実現するためのより長期的な戦略の一環として、クオータ制が有意義になり得ることを示唆している。”

キーワード

女性の結集
法制化されたクオータ制

実例

女性リーダーシップ・フォーラム
(市民団体)

一目でわかる アルメニア共和国

議会の名称	国民会議
議会の構成	一院制
選挙制度の種類	小選挙区比例代表並立制
議会選挙	2007年5月
当選した女性の数	131名のうち 12名(9%)

背景

1991年にソ連からの独立を勝ち取って以来、アルメニアの民主的発展のペースは遅々としたものであり、いくつかの課題に直面してきた。アルメニアの立法機関は、政党名簿比例代表制と小選挙区制を並立した選挙制度を通じて選ばれた131名によって構成されている。アルメニアには登録政党が50以上あり、5党が議会に代表を出しているが、議会は共和国ブロックが多数を占めている。アルメニアではほとんどの政党が個人の性格によって動く性質をもっていることが、政治組織のきわめて中央集権的な性格に反映されており、そのことがひいては女性の政治への参加の見通しに影響を及ぼしてきた。2007年の議会選挙では、小選挙区で議席を争った女性5名のいずれも当選せず、当選した女性12名は政党名簿に掲載されたことで当選した。² 2007年の選挙で女性が獲得した議席は、合計で131議席のうちの12議席に過ぎなかった。

本ケーススタディは、アルメニアで政治への女性の参加を高めることに努めてきた市民団体である女性リーダーシップ・フォーラムに焦点を当てている。政党のケーススタディではないが、政治の守備範囲全域から女性を集めて能力増進策を提供し、政党に影響を及ぼすために共通の政治課題の策定に当たっている組織の例として有用である。

女性の参加を高めるべき論拠

歴史的・文化的に、アルメニア社会における女性の役割は私的領域に集中し、公的領域は主に男性が優位を占めてきた。³ ソ連時代の政策は、かつてない人数の女性が教育を受け、労働力となれることを意味していたが、こうした政策に、厳格なジェンダー規範における同様の変革が伴わなかったため、女性が家庭内と家庭外の両方で一人前の仕事量を二重に背負う結果となった。他の旧ソ連諸国と同様、アルメニアにおける市場経済への移行は性差のあるプロセスであり、女性はこのプロセスを通じて、範囲は限られていたもののソ連時代に得た社会的・経済的な利点の多くを失った。この中には、1991年の独立後に女性の政治参加のためにソビエト時代に定められたクォータ制のすべてが廃止されたことが含まれ、そのために、女性による公的領域への参加は劇的に減少する結果となった。1999年に、議会の女性メンバーを最低5%とする改正最低クォータ制が再導入された。⁴ 政治は相変わらず、大いに男らしいもの、権力闘争や対立と関わるものと認識されており、この認識が女性の関与意欲を殺いでいる。⁵

2005年に、女性リーダーシップ・フォーラム(WLF)が、議会、そして広く政治における女性の代表者を増やすために結集し始めた。WLFは、様々な専門職や政治領域から女性を集結させる仕事をしてきた全国的な市民団体である。WLFは、もともとは2005年に、アルメニアの政治への女性の参加を促進することを目指す国際機関によって招集された一連の会合から育ってきた。こうした議論に参加した女性は、女性の政治的関心を促進させるには、あらゆる政党と繋がりをもつ超党派的市民団体が最善の媒体となるということで意見が一致した。このアプローチの方が成功しそうだと見なされたのは、男性優位の党指導層に直面する中では、共同して結集することが、党内戦略という面から見ると一番よい結果を生むことが期待されたためであった。アルメニア全国から、すべての主要政党の代表者を含めて400名にのぼる女性がWLFの会合に参加した。16名の女性によって構成される女性指導者調整委員会(WLCB)という名の執行委員会が、WLFを率いている。

採用された戦略

アルメニアの政治環境において正式な法改正を手にする事の難しさを心得ているWLFは、当初、クォータ制を実施するという誓約を政党から得ようとした。WLFの戦略の中心は、変革を求める共通のメッセージを示すため、個々の政党に合わせて、市民団体や国際機関と戦略的に連携して進められるアドボカシーキャンペーンにあった。

A. 能力増進

WLFの初期の努力はアルメニアにおける女性メンバーの政治能力を増進させることも目指し、国際機関の支援を受けていた。WLFが取ろうとする枠組と方向性についての最初の決定は、アルメニアの女性が直面している政治的課題に関してWLFのメンバーが行った評価に基づいていた。WLFのメンバーは、国際機関との協力の下、リーダーシップ、コミュニケーション、戦略的計画立案その他の関連分野に関する研修を受け、ネットワーク作りと戦略立案の機会を得るために参集した。この組織は、2007年の選挙でより多くの女性を議会に選出させようとするビジョンを示す趣意書も起草した。

B. クォータ制

女性団体、女性議員や政党が主導していた討論を踏まえ、WLFは、法制化された選挙のクォータ制改革を主張する、より幅広い運動に参加した。WLFは国内の他の市民運動や政治の関係者と共に、クォータ制は女性の政治参加を強化するための最も直接的な戦略であると主張した。政党名簿に記載される女性の最低割合を定めるアルメニアの既存の法定クォータ制は5%と低く設定されており、2007年の選挙で初めて守られた。この割合を引き上げるための法改正はきわめて困難であったため、WLCBは諸政党に対して、それぞれの政党名簿で女性を25%とする自主的政党クォータ制の実施に賛同するよう直接的な要請も行った。WLCBは、25%はかなり高望みの目標であると考えたが、女性がインパクトを持つために必要な最低限の割合であるとして維持した。目指したのは、主要政党がこのクォータ制に取り組むという誓約書に調印することだった。そうすれば、法的な

拘束力はなくても、目標に対する真剣な取組は示されるだろうと思われた。

WLFの指導者層が超党派の性質をもち、組織の性質に偏りがなかったことから、WLFは、いくつかの政党における活発な指導者であったWLCBのメンバーの手引きで、主要政党のすべてにアプローチして、この取組に対する支持を求めることができた。政党指導者の多くは最初、政党名簿を埋めるだけの適任の女性を見つけることは難しいと主張して、誓約書への調印に抵抗を示した。WLFの戦略には、党の指導者層との非公開の会合や交渉と同時に、誓約書に合意するよう政党を説得しようとする円卓会議での協議や記者会見のような公開のイベントも組み合わせることが含まれていた。

WLCBは国際機関やその他の女性市民団体に期待して、政党に対するそれら組織の影響力も活用しようとした。WLCBと国際機関は、誓約書に調印すれば、その党が民主改革に取り組んでいることの立証となって、アルメニアの国内外双方で認知度を得られると説得した。いくつかの党は最終的に、様々な論拠で説得された。党の中には、政党名簿により多くの女性を載せることは自党の有権者基盤を拡大する方法であると認識したものもあり、他党が女性有権者への食い込みを始めるのに出遅れることを恐れたものもあった。

WLFは2006年、主要政党のほとんどから誓約を得ることに成功した。与党の共和党は誓約書に調印しなかったものの、政治プロセスへの女性の参加の増大を支持することを表明した。誓約書に調印した政党のすべてが、違反に対して法的な制裁力がなかったにもかかわらず誓約を守ったことは意義あることであった。

WLF、女性市民団体及び議員が共同で努力した結果、国民議会は選挙法を改正してクォータ制における女性の割合を5%から15%に引き上げ、各政党名簿で少なくとも10番目ごとを女性にすることを義務付けた。新たなクォータ制は、WLFによる政党間での合意形成が、国民議会における女性が少数派であるという問

題に注意を喚起することに成功したことを実証した。

WLFは、政党名簿で少なくとも4番目ごとに女性を記載することを保証する「ゼブラ」方式の適用と、女性の補充者は女性とすることを主張して、クォータ制のさらなる強化を目指して努力する意向を示している。

課題と今後の展開

アルメニアの事例は、民主主義を強化することと、より多くの女性を政治に参加させることの双方のための長期戦略の一環としてクォータ制が有意義なものになり得ることを示唆している。ただし、政治に対する否定的な認識は相変わらず強く、それが特に女性の間で政治への参入の抑制因子として作用している。WLFの成功は、困難な政治状況において女性の参加を促進させる上での価値ある第一歩であり、政党と市民団体の戦略的協力関係が持つ価値と、超党派の女性ネットワークの持つ潜在力の実証となっている。アルメニアの女性は、自国に民主的変革をもたらす一翼を担うことができ、また、女性が政治指導者や市民指導者として成長し、ネットワークを組織する機会を提供する政党戦略は、女性が変革の主体になることを可能にする重要な基盤づくりをすることができる。

章末注

- 1 本ケーススタディは、女性の政治参加を促進することを目指すアルメニア国内のすべての取組又はすべての組織の包括的分析を示すものではなく、1つの組織の具体的な行動を詳細に紹介するものである。分析と提言は必ずしも、UNDP又はNDIの意見を反映してはいない。
- 2 Inter-Parliamentary Union (IPU). "Armenia Azgayin Zhoghov (National Assembly)." PARLINE Database. 2012年1月にアクセスした http://www.ipu.org/parline/reports/2013_E.htm において閲覧可能であった。
- 3 Ohanyan, A. (2009). "State-society nexus and gender: Armenian women in postcommunist context." In S. J. Gelb & M. L. Palley (Eds.), *Women and Politics Around the World: A Comparative History and Survey*. California, USA: ABC-CLIO, Inc., pp.231-245.
- 4 Dahlerup, D. & L. Freidenvall. (2003). "Quotas as a "Fast Track" to equal political representation for women: Why Scandinavia is no longer the model". 8月28～31日に米国フィラデルフィアで開催されたAPSA年次会合で発表された論文。2012年1月にアクセスした <http://www.avoxegales.ca/pdf/APSA5.pdf> において閲覧可能であった。
- 5 Ohanyan, 2009.

オーストラリア連邦： 政治における女性の進出を促進するための 党内クォータ制と資金調達ネットワーク¹

背景

オーストラリアは、労働党と自由党の2大政党があり、いくつかの小さな政党が議会で議席を持つ、民主主義の定着した国である。オーストラリアの下院は、小選挙区制の優先順位付連記投票で議員を選んでいる。同じシステムがオーストラリアのいくつかの州議会に存在している。小選挙区選挙制が支配的であるため、労働党（ALP）は女性党員のために働きかけの戦略と候補者支援戦略を採用し、党内クォータ制を実施してきた。

ジュリア・ギラードはケビン・ラッド前首相が党首選に出ないと決めた後に労働党の党首に選ばれ、2010年6月にオーストラリア初の女性首相となった。彼女は党首として、2010年8月の選挙を率いた。選挙の結果、1940年以来初めての「絶対多数政党のない議会」、つまり下院でどの党も過半数を確保しない議会となった。多くの政治的駆け引きが行われた後で、ギラードは、労働党はグリーンズ及び3名の無所属議員の支持を得て少数党政府を形成すると発表した。² オーストラリアの州や準州レベルでは、少数党政府は珍しいことではないが、連邦レベルでは未曾有のできごとであった。

本ケーススタディは、党内における、また選挙という状況における女性の参加を促進するためにオーストラリア労働党が実行した戦略のいくつかを示すものである。下院での女性の参加に焦点を置くが、上院及びいくつかの州議会でも女性の政治参加の重要な前進がなされていることは認識しなければならない。



GETTY IMAGES

キーワード

党内クォータ制
資金調達ネットワーク

例となった政党

オーストラリア労働党

一目でわかる オーストラリア連邦

議会の名称	オーストラリア連邦議会
議会の構成	二院制（上院及び下院）
選挙制度の種類	相対多数制／絶対多数制（下院）
議会選挙	2010年8月
当選した女性の数（下院）	150名のうち 37名（24%）

女性の参加を高めるべき論拠

女性の政治参加を高めるための労働党の戦略は、1960年代から1970年代にかけての進歩的
社会運動と現状改革主義、加えて選挙で幸運をつかんだゴフ・ウィットラム（1972-75）労働党
政府に始まるものであるが、1975年に総督による「合憲的クーデター」で労働党は解散させら
れた。進歩的オーストラリア人を代表する党として、ALPはオーストラリアで常に新たな進歩的
な政治の潮流を引き付け、吸収してきた。これらの潮流は、ALPの機構と慣行に組み入れられ
る前に抵抗を受けることが時々あった。オーストラリアにおける女性運動もそうで、女性運動
は一般大衆に対するのと労働党内部の双方で、社会的権利の拡大と労働党内での女性の代表の
拡大を求める一連のキャンペーンを展開した。

ウィットラム政権における女性の勝利は、重
要で広範にわたるものだった。女性への平等な
賃金、時代遅れになっていたオーストラリアの
離婚法の近代化や、女性の地位に関する首相顧
問の初めての任命などがあった。ウィットラム
政権が敗北し、その後1977年と1980年に選挙
で後退した時、ALPの女性党員は、敗北の説明
と、女性運動の前進を定着させるためのより
良い方法を要求した。このため同党は、女性の
地位委員会（Status of Women Committee）を
含め、党が改革すべき分野を明らかにするた
めのいくつかの委員会を設けた。この委員会で
委員を務めていた労働党内の女性の戦略家た
ちは世論調査をもとに、同党は男性によって
支配されているとの偏見を被ったのだと主張
した。女性の地位委員会は、有権者に対する
訴求力の幅を広げるための具体的な戦略と
して、より多くの女性を入党させることを
提案した。

採用された戦略

A. 党内クォータ制

1970年代後半に労働党の女性の地位委員
会は、オーストラリアの用語で「アフーマ
ティブ・アクション」と呼ばれる**包括的な特別
措置政策**を立案することを勧告した。これは、
党のイメージと意思決定過程を変革しようと
するものであった。だが、特別措置に反対す
る男性優

位の指導者層からの抵抗に遭い、この政策は
1981年の労働党大会で却下された。党大会は
すべての党内委員会とその他の意思決定機構
について40%の性別クォータ制を採択するこ
とには合意した。1982年には議会に選出され
る労働党女性党員の数が増えた。

ただしこの趨勢が維持されることはなく、
1994年になると、議会における労働党女性
議員の人数は1982年以前を下回った。党内ク
ォータ制が何年間も実施されていても、党は
依然として男性が優勢であった。さらに、候
補者として指名される女性はほとんどなく、
女性は男性よりも当選の見込みが少ないと
見なされた。選挙での女性の競争力を男性
が懸念したことから、アフーマティブ・ア
クションのような労働党候補者に対する特
別措置案に対しては一定の抵抗が示され
た。

労働党の女性活動家は、党内での女性の参
加の重要性と価値についての意識を高める
ことによって、女性候補者に対する否定的
認識に対抗しようとした。知名度の高い女
性当選者数名を含むこの組織化された女性
グループは当初、ビクトリア州、クィーン
ズランド州とウェスト・オーストラリア州
に集中的に尽力した。これらの州では女性
指導者と女性の党内委員会が「**2000年
までに半数**」というスローガンを掲げて、
一連のイベントを開催した。こうしたイ
ベントが一般大衆の間で目立ったことで、
労働党指導者層には女性党員の要求を取
り上げるべきだというプレッシャーがかか
った。女性活動家は当時の労働党政権の
ポール・キーティング首相にねらいを定め
、党の指導者層における女性の役割を
拡大すると彼が口約束したことを指摘し
て、自分たちのキャンペーンと連携する
ことを求めた。キーティング氏の支持が
特に貴重なものとなったのは、党内にお
ける女性の役割と影響力を高めようとす
る特別措置と、その他の政策への反対が
最も強かった党内保守派に彼のルーツ
があったためである。³

クォータ制に基礎をおく特別措置政策が、
党のイメージを変えようとする労働党の
努力の根幹をなしていた。女性の党活動
家は、党内クォータ制の採択と、女性候
補者が「勝ち目のある」

選挙区で出馬しているのかどうかの評価を求め、陳情を行った。彼女らは、クォータ制の実施に関して党に具体的な勧告を行うために、最初クォータ制に関する取組の進捗についての評価も実施した。その一方で、労働党の女性指導者は女性候補者のための研修、資金調達及びメンターに役立つ党内と党外両方の機関を結成した。

B. 自主的な候補者クォータ制

1994年の初期に、労働党の女性党員の年次総会である労働党女性大会で、勝ち目のあるすべての選挙区の40%に女性を指名することを党に義務付けるアフーマティブ・アクション・プログラムを支持する決議が可決された。女性大会は、特定の選挙区又は地区の政党支持者の構成など、いくつかの要因に基づいて議席の勝ち目を判断した。大会の参加者は、十分な女性候補者を指名しない州及び準州の党支部に罰則を課すことをも訴えた。⁴

その後同年に開かれた労働党総会で、州議会及び連邦議会で勝ち目のある議席に立候補する全候補者について2002年までに35%を女性とするクォータ制を定めた、女性のためのアフーマティブ・アクションに関する規則が可決された。

特別措置政策を可決することは、容易なことではなかった。⁵ 労働党のいくつかの派閥が特別措置規則の可決に反対し、2名の州知事がこの政策に個人的に反対したが、彼らは最終的には、この政策を支持していた首相に連帯してこの規則に賛成票を投じた。⁶ 総会で投票した党員の大半は政策に賛成し、候補者名簿に十分な女性が含まれていない場合の罰則と、新たな予備選又は事前選定の要求に同意した。労働党の州の管理委員会（State Administrative Committees）と全国幹部会（National Executive）には、党のすべての派閥がアフーマティブ・アクションの目標を達成することを確保する責務が与えられた。これまでのところ、これらの委員会が罰則を適用したことは一度もない。

1996年の選挙で、同党は新たに採択したア

フーマティブ・アクションの目標を達成することができず、当選した女性の数は大幅には伸びなかった。労働党の女性は、男性支配的な党の文化や、出馬するために党の事前選考を受けるのに必要な「初期」資金の不足など、その他の課題をも同じように取り上げない限り、アフーマティブ・アクション政策だけではオーストラリアにおける様々な代表機関の構成を変えるには不十分であることを直ちに確信した。

C. 資金調達ネットワーク

1997年に全国女性労働者ネットワーク（NLWN）が設立された。これはEMILY's Listとは異なって自律的な組織ではなく、労働党の全国幹部会に対して説明責任を負っていた。2000年にオーストラリアEMILY's ListとNLWNの双方が、かなりの進歩はあるもののクォータの目標はすべての州で達成されているわけではないと述べ、労働党のアフーマティブ・アクション政策の再評価を求める上で重要な役割を果たした。その後2002年に特別に開かれた全国規則会議（National Rules Conference）で、2012年までに、党内での地位、労働組合の代表者、州及び連邦のレベルの公選職及び地位の事前選考で、女性又は男性の代表を40%以上とし、残りの20%はどちらの性に対しても開かれる、とする新たな目標が定められた。⁷

結果

アフーマティブ・アクション政策は、労働党にとって有効であった。この政策が定められてからの15年間で、1994年には66名だった女性議員の数は、2009年5月にはオーストラリア全国の労働党議員の37.6%に当たる159名となり、倍以上に増えている。これとは対照的に、オーストラリアのもう1つの大政党である自由党では、女性は自由党議員の22.7%に当たる53名である。労働党は、西オーストラリア州、クィーンズランド州、ビクトリア州、タスマニア州、ニューサウスウェールズ州での初の女性知事、それに本土の2準州で初の女性知事を含めて、著名な女性指導者を何人か出すことにも成功している。現在では、初の連邦首相であり、労働党の全国総裁として直接に選出された初の女性がこのリストに加わっている。⁸

党内で権限のある地位に就く女性が増えたこ

とが、労働党の立法の優先課題を変えた。労働党はいくつかの州議会において、リプロダクティブ・ライツに関する条例改正を可決させることに成功している。また、女性の保健プログラム、女性のための成人教育、ドメスティック・バイオレンス防止法、育児休暇の実践や賃金衡平の法制化のためにも闘って成功している。こういった取組が、これまでは「女性の問題」だと見なされていた分野だったが、いまやこれらはオーストラリア社会のすべてに関係する社会政策と見なされ、そのように扱われるようになっているのである。

このように、アフーマティブ・アクション政策とオーストラリア EMILY's List の行った努力が共に、労働党のイメージを変えた。労働党の昔からの女性指導者は、国会と州議会は「もはやボーイズ・クラブのような感じがしない」と断言した。⁹

課題と今後の展開

労働党の女性活動家は将来に目を向けて、党の意思決定過程と政策綱領に対する女性の影響力を高め、維持するため、アフーマティブ・アクションの目標を徐々に50%に引き上げようとしている。

こうした新たな目標を達成しようとするなら、労働党はその支持基盤におけるジェネレーション・ギャップの広がりに対処しなければならないだろう。同党は、30歳から45歳のより若い女性に対する訴求力の方が、45歳以上の

女性に対するよりも大きいからである。ある調査回答者は、45歳以上の女性は今でも労働党が主に男性の労働組合によって支配されていると見なしているかもしれないが、より若い女性はこのような以前からの記憶はもっていないと推測していた。アフーマティブ・アクション政策とオーストラリア EMILY's List は、協調した戦略を組み合わせれば、女性の政治的指導力の高まりとジェンダーに配慮した政策を実現し得ることを立証している。

章末注

- 1 本ケーススタディは、女性の政治参加を促進することを目指すオーストラリア国内のすべての取組又はすべての組織についての包括的分析を提示するものではなく、1つの党の具体的な措置を詳細に紹介するものである。分析と提言は必ずしも、UNDP 又は NDI の意見を反映してはいない。
- 2 Inter-Parliamentary Union (IPU). "Australia: House of Representatives." PARLINE Database. PARLINE Database で閲覧可能。2012年1月にアクセスした http://www.ipu.org/parline-e/reports/2015_E.htm において閲覧可能であった。
- 3 2009年8月に行ったオーストラリア労働党の元公選職との面接調査。
- 4 Australian Labor Party. (2008). "Australian Labor's Affirmative Action Campaign". www.ip.alp.org.au で閲覧可能。
- 5 同上。
- 6 2009年8月に行ったオーストラリア労働党の元公選職との面接調査。
- 7 IDEA, Stockholm University and IPU. (2011). "Australia." *Electoral Quotas for Women*. 2012年1月にアクセスした <http://www.quotaproject.org/uid/countryview.cfm?country=15> において閲覧可能であった。
- 8 2009年8月に行ったオーストラリア労働党の元公選職との面接調査。
- 9 同上。

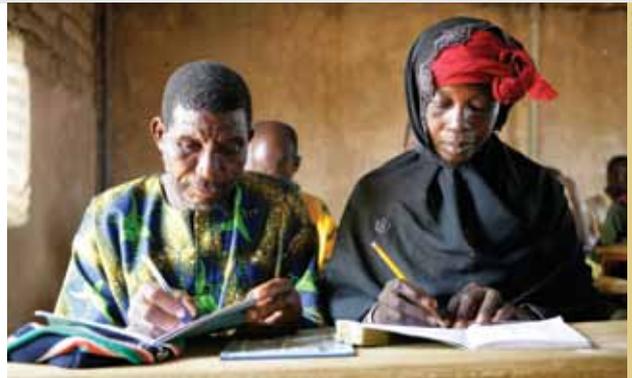
ブルキナファソ： 自主的な政党クオータ制と法制化された政党クオータ制¹

背景

1992年に議会選挙が行われてから、ブルキナファソは議会の選挙に比例代表制を用いてきた。政党である民主主義進歩会議（CDP）がこの間、政治を支配した。140を上回る政党が存在し、その大部分は強力な指導者によって率いられ、一般に国の開発促進を中心とするプログラムをもっている。このため、多くの政党が、選挙が近づいていない時期には限られた活動しか行わない、主に選挙用の組織であり、一部は選挙期間が終わると全く姿を消してしまう。

西アフリカの他の多くの国々と同じく、ブルキナファソでは、意思決定の場への女性の参加は限られてきた。² 1997年の議会選挙以来、女性団体はクオータ制の利用によるものを含めて、選挙への女性の出馬の増加を要求する措置をとってきた。いくつかの政党は女性の候補者クオータ制を支持することを公約したが、完全実施には至っていない。2007年に行われた前回の選挙で、女性が当選したのは111議席のうちわずか13であった。³

本ケーススタディは、ブルキナファソで女性の参加を促進するために、政党、政治家及び活動家が実行したいいくつかの戦略を提示するものである。政治活動をする女性が、男性指導者の支持を得て、協調して努力したことが、法制化された女性のための候補者クオータ制の採択へとどのようにつながったのかを検証する。



UNDP

キーワード

自主的な党内クオータ制
法制化されたクオータ制
資金調達メカニズム

例となった政党

民主主義進歩会議
(CDP: Congress for Democracy and Progress)

一目でわかる ブルキナファソ

議会の名称	国民議会
議会の構成	一院制
選挙制度の種類	比例代表制
議会選挙	2007年5月
当選した女性の数	111名のうち13名 (12%)

女性の参加を高めるべき論拠

ブルキナファソは地域の趨勢の中で、隣り合う国々やアフリカ大陸の他の国々がクオータ制を実施しようとする努力に影響を受けた。⁴ この10年間に、クオータ制についてのアフリカの経験を学ぶためにこれらの国々に出張した女性議員や女性団体の代表者がブルキナファソに戻って、女性の政治参加のための地域や国際社会での標準的なものの実現を主張した。

ブルキナファソの政治力学を認識した女性運動は、早い時期から、自分たちの権利擁護努力を前進させ、成果を生み出させようとするなら、法制化されたクオータ制に対してブルキナファソ大統領と議会の議長の支持を求めることが重要であることに気付いた。クオータ制に対する党の支持には、イデオロギー的な流れもあったが、選挙では一般的に女性の投票者数の方が男性よりも多いという⁵ 認識が高まったことは、女性グループの要求を取り上げれば、次には党の支持基盤を拡大できる可能性があることを意味していた。

2009年4月16日、すべての政党にクオータ制を義務付ける法律が可決された。クオータ法の第3条によれば、政党の候補者名簿には男女いずれも最低30%の候補者を含めなければならない、さもないと制裁を受けるとされている。同法を守らない政党は、選挙運動のための公的資金の配分を50%削減されることとなる。政党に占める女性の割合が30%に達した、又はこれを上回った場合、その政党は追加的な資金提供を受ける。⁶ この法律は2012年に、議会選挙と地方選挙で適用される予定である。

採用された戦略

A. 女性の結集

政党のクオータ制を促進しようとするブルキナファソの女性の政治始動は、市民団体における活動家と、政党内の女性に由来している。まず、政党が国と地方のレベルで自主的なクオータ制を採択した。女性の党活動家と市民活動家は、こうしたクオータ制の取組を実施するのに必要な政党の支持を集める際に、アドボカシー

戦略を適用した。

ブルキナファソは2003年に、「アフリカの女性の権利についての人間と人民の権利に関するアフリカ憲章の議定書」、通称マプト議定書を批准することによって、政治における女性の参加を促進させる政治的努力の礎を築いた。この議定書は、政治的プロセスに参加し、男性との政治的平等を得る権利を含めて、女性にとっての包括的権利を保証するものである。このため、女性運動の初期のアドボカシーの取組は、同議定書の実施と、国際的・地域的な責務を果たすことに向けられた。

こういった初期のころに、女性議員や市民団体の代表者は、女性の政治参加促進のためのクオータ制に賛否両論を表明する国際機関の指導のもと、研修やワークショップに徐々に触れるようになった。アフリカの他の国々のクオータ制について認識が高まったことにより、ブルキナファソの女性政党员や女性市民活動家は、意思決定を行う地位に就く女性代表を長期的に増やすためには、クオータ制が効果的な手段になるということで意見が一致した。

B. 候補者クオータ制

CDPが最初に行ったクオータ制についての取組は、2002年と2007年の議会選挙の政党名簿について、25%の自主的な党内女性クオータ制を採択することであった。2006年の地方選挙に先立って、CDPは農村部の候補者名簿ではさらに引き上げた50%の党内クオータ制も採択した。党の指導者層からの強力な命令により、この後者のクオータ制が2006年の地方選挙で適用された結果、6,500名の女性が当選し、全国の女性代表者の割合は2002年には18%だったが、2006年の地方議会では36%へと倍増した。⁷

2006年の地方選挙での女性の勝利に活気づいた女性の市民組織は、全政党に対して拘束力を持つような、法制化されたクオータ制を成立させるための複数年度にわたるキャンペーンを開始した。ブルキナファソの女性組織は、政治指導者に対するロビー活動、公開デモ、国際機関とのつながりの強化、対メディアキャンペー

ン、クオータ制の必要性についての意識を高めるために男女双方の議員に対してワークショップを提案するなど、多種多様な戦略を用いてクオータ制の法制化を推し進めた。

党内クオータ制の場合と同様、クオータ制の法制化案は当初、野党と大統領の連立与党の双方からの抵抗に遭った。この反対は、政党に十分な数の女性を集めることについての懸念と、現職議員が現在の議席を失うという恐れを軸とするものであった。こうした制限があったものの、2009年にクオータ法についての議決が行われた時には、野党の代議士の多くがCDPに同調してクオータ制に賛成票を投じた。この法案は議会の議員111名のうち87名の支持を受け⁸、女性組織が議会での採決を見守るために結集した。

C. 男性との協力

コンパオレ大統領は、自身がクオータ制を強力に支持していることを広く周知したが、これにより、クオータ制に公然と反対することは、大統領に公然と反対することをも意味することとなった。女性は、この取組に関する精査を行った議会のクオータ制特別委員会の内部を含め、議会において他の主要な男性同調者と連携を打ち立てることができた。⁹ これら男性指導者は、CDPの全党員に法案を支持させるだけでなく、様々な選挙区の活動家に情報を提供することも目的として、クオータ制について説明を行い、意識を向上させることに邁進した。

D. ジェンダーに中立的なクオータ制の用語

当初の抵抗と、クオータ制に対して違憲の異議申し立てが行われる恐れは、「包摂的」用語を組み込んで法案を書き直すことによって身をかかわした。ブルキナファソのクオータ法は、明示的に女性には言及しておらず、その記述は性別に中立的である。「一方の性も他方の性も」、政党名簿に占める割合が30%を下回ってはならない。¹⁰ この文言が意図的に用いられたのは、ブルキナファソの憲法が性別に基づく差別を認めていないためである。性別に中立的な用語が、クオータ制の可決を容易にしたのである。

今後の選挙でクオータ制の施行を促進するた

めに、国民議会又は地方議会に当選した女性の割合が30%に達した政党は、国から通常受け取る資金提供の倍増で報いられる。クオータ制を尊重しない政党は、選挙運動に割り当てられる公的資金の50%を失うことになる。この基準を満たす政党への公的資金提供の増額は、政党が候補者名簿の最下位に女性を葬り去って、女性が議席を獲得する見通しを減ずるのを防ぐためである。¹¹

結果

2009年のクオータ制はブルキナファソの女性にとって大きな勝利だと広く見なされており、ブルキナファソの政治に劇的な影響を及ぼすと予測されている。¹² 政党と女性組織の関係は、双方にとって互いに利益をもたらしてきた。政党が改革を受け入れたのは、党の支持基盤を強化する可能性と、改革により、党内の女性が問題点を提起し、貢献する機会が高まることを理解したためであった。

課題と今後の展開

自主的な候補者クオータ制と法制化された候補者クオータ制の双方の採択は大きな達成であったが、最大の試練は、次の選挙でこの法律を実施するという点だろう。法律のいくつかの規定は曖昧で、様々に解釈される可能性がある。たとえば同法は、どの政党が30%基準を満たしているかを選挙委員会が検証する方法、同法を遵守していることを証明するためにどのような種類の情報を提出することが必要か、義務付けられている30%を全国的に計算するのか、それとも地域的に計算するのかなどを定めていない。同法は、2012年に行われる次回の地方選挙と中央議会選挙で初めて試されることになる。

公選職に就く女性の増加が、女性にとっての政策上の利益を生み出すペースは遅々としている。前進するに当たっての重要な課題は、新たな女性当選者に政治的能力を伸ばす機会を与えて、彼らがより効果を上げる代表者、より競争力のある現職となり、自党の政策に影響を及ぼす仕事をするようになることである。その一方でブルキナファソの現状においては、財源不足、政治的暴力に対する恐れ、自信のなさ、教育率

の低さなど、政治に携わる女性にとっての伝統的なハードルが根強く続いている。¹³

女性にとってのこうした社会経済的、文化的、政治的な課題の克服は、政党の政治的意思がクォータ制以外の領域でも持続するか否かにかかっている。市民の問題に関する公開論議をリードし、政治的プロセスに透明性を持たせ、党の政治綱領に説明責任を持たせる権限を持つ女性が増えているため、政治に携わるブルキナファソの女性は、自国の民主主義拡大を支える有利な立場に立つだろう。

章末注

- 1 本ケーススタディは、ブルキナファソで法制化された選挙クォータ制の実施に主な焦点を当てている。分析と提言は必ずしも、UNDP又はNDIの見解を反映してはいない。
- 2 Compaoré, Nestorine. (2002). "Case Study: Burkina Faso Recruiting Women for Legislative Elections." In Julie Ballington and Marie-Jose Protais. (2002). *Les Femmes au parlement : Au-Delà du Nombre*, International IDEA, Stockholm, Sweden; and Tiendrébéogo-Kaboret. (2002), "Burkina Faso: Les obstacles à la participation des femmes au parlement," in IDEA, *Les femmes au parlement*. 2012年1月にアクセスした <http://www.idea.int/publications/wip/upload/CS-Burkina-Kaboret.pdf> において閲覧可能であった。
- 3 Inter-Parliamentary Union (IPU). "PARLINE Database of National Parliaments". 2012年1月にアクセスした <http://www.ipu.org/parline-e/parline-search.asp> において閲覧可能であった。女性の割合は、選挙(2010年)以来、17名に増加している。
- 4 Tripp, A. (2003) "The Changing Face of Africa's Legislatures: Quotas and Women," a paper presented at the International IDEA Conference, *The Implementation of Quotas: African Experiences*. Pretoria, South Africa.
- 5 2010年に行った、CDPのある女性党員との面接調査。
- 6 IDEA, Stockholm University and IPU, *Global Database of Electoral Quotas for Women*. 2012年1月にアクセスした www.quotaproject.org において閲覧可能であった。
- 7 National Democratic Institute for International Affairs (NDI). (2009). "Gender Quota in Burkina Faso Marks Feats Accomplished, Challenges Ahead". 2012年1月にアクセスした <http://www.ndi.org/node/15464> において閲覧可能であった。
- 8 NDI. (2009). "Women Gain Political Ground in Burkina Faso". 2012年1月にアクセスした <http://www.ndi.org/node/15464> においてアクセス可能であった。
- 9 Powley, E. (2009) "Burkina Faso's Proposed Quota Law: Implications for Implementation". *National Democratic Institute for International Affairs* のために作成された未公表の報告書。
- 10 未公表で日付のないクォータ法草案 [翻訳]。
- 11 NDI. "Women Gain Political Ground in Burkina Faso". 2012年1月にアクセスした <http://www.ndi.org/node/15464> において閲覧可能であった。
- 12 2009年7月に行った、ブルキナファソの市民活動家との面接調査。
- 13 Powley, E. (2009). "Burkina Faso's Proposed Quota Law: Implications for Implementation". NDIのために作成された未公表の報告書。

カンボジア王国： 政党内での、及び公選職へと、 女性の進出を促進するための女性会組織¹

背景

カンボジアは、国民議会と上院から成る二院制議会をもつ。国民議会は拘束名簿式比例代表制で選ばれるが、上院は市町村会議員によって間接的に選挙される。² カンボジアは、最も有力で中央政府とほとんどの地方政府に対する政治的統制力を維持しているカンボジア人民党（CPP）によって統治されている。CPPの指導者層は依然として概ね男性優位で、意思決定を行う地位にある女性のごくわずかだが、CPP体制のもとにある議会での女性の割合は、1993年の3%から2009年には22%に増えている。³

カンボジアで2番目に大きく、主要野党であるサム・ランシー党（SRP）は、議員団における女性の人数を増やそうとしてきた。SRPは2006年以来、2代続けて書記長を女性にし、SRPは女性が党の指導者層を率いる初の主要政党となった。2008年7月に選挙が行われてSRPの6名の女性が議会に当選したが、これはSRPの議員の23%に当たる。さらに、女性指導者が党の上級意思決定機関の15%を占めた。

本ケーススタディは、女性の参加を促進するためにサム・ランシー党が実行した戦略のいくつかを示すものだが、同党が、カンボジアでそれを行った唯一の党だというわけではない。本ケーススタディは選挙への女性の参加、女性候補者に提供される支援、及び女性会が党において果たす役割に焦点を当てる。



UNDP

キーワード

女性の結集
女性候補者のための選挙運動支援

例となった政党

サム・ランシー党（SRP）

一目でわかる カンボジア王国

議会の名称	カンボジア議会
議会の構成	二院制 (国民議会(下院)と上院)
選挙制度の種類	比例代表制(国民議会)
議会選挙	2008年7月
当選した女性の数 (下院)	123名のうち20名 (16.3%)

女性の参加を高めるべき論拠

SRPの強力な女性指導者は、他の女性を政治に取り込むことに価値を置き、様々な組織との戦略的関係を通じて、女性の政治参加のイニシアチブに技術的・財務的支援を得ることができた。女性を支援しようとする女性会の努力は有権者と党員の間で人気が高く、SRPの男女双方の指導者は、こうした戦略が党の近代化のカギであるとしている。⁴

採用された戦略

A. 女性会の結集

SRPの女性会は党内で女性が成し遂げた前進において重要な役割を果たし、カンボジアの政治における女性の役割を強化するための画期的戦略を生み出した。SRPは1995年にカンボジアの労働者によって設立されたが、その多くが女性であった。SRPの創設党員はSaumura Tioulongのような影響力ある個人を含めて、SRPの扉を女性の政治参加の高まりに開放することが党とカンボジアの民主主義にもたらす利点を認識していた。このため女性会は、女性に働きかけ、女性を支援するという使命を持って設立されたSRPの初期からの党の機構の1つであった。女性会の議長は、女性党員によって選出された。

SRPの女性会は、党により多くの女性を巻き込み、権限を与えるための漸進的な党方針を導入した。その中には、役員会のクォータ制、女性候補者への研修、女性候補者の選挙運動パッケージ、市民教育のためのラジオ番組（女性の声－女性の選択）、さらに女性のための政策的優先課題に関する法律を導入するためのSRPの女性議員との調整努力などが含まれていた。女性会はカンボジア難民を含めた国内外の組織との相乗効果を生むような協力関係を発展させることでも、党における女性のニーズを主張した。

女性会は党の指導者層に対して、党の最高意思決定機関に少なくとも最低限の女性代表を出すことを確保するために、党の役員会の15%クォータ制を主張した。有資格の女性候補者を

優先し、候補者の得票数が同点の場合には女性に有利な解決を図るよう党に要請する政策案も、女性会から出たものであった。これらの政策は、最終的に党によって採択された。その後、SRPの女性会は女性の党活動家と地方及び中央の議会への女性立候補者に対して研修を提供するために努力した。これら研修は、遊説、メディア、メッセージの立案、広報を含めて必要な政治的スキルを女性候補者に提供するのに役立った。女性会の研修は、カンボジアの教育率と識字率が低いことを考えれば、なおさら女性にとって情報と能力開発の貴重な提供源となった。

SRPの女性会は、党の女性研修プログラムの資金調達、立案及び実施のために、相乗効果を生むような国際機関との協力関係を求めた。これらプログラムは参加者に人気で評判がよく、SRPの党指導者層は女性会に対して、研修の取組を継続、拡大するよう求めた。女性会の指導者層は、それらプログラムの今後の資金調達は、プログラムが具体的な結果を示すことができるかどうか、すなわち女性からの参加を増やすことができるかどうか次第であることを示唆した。つまり女性会は、最終的には研修プログラムに対する指導者層の関心を活用して、党内の15%クォータ制に指導者層から承認を得ることにこぎつけたのである。

SRPの男性指導者層は、女性会の活動を概ね支持していた。SRPの指導者は国際機関やヨーロッパの政党との関係を確立しており、多くが海外で教育を受けていたことが、SRPとカンボジアの他の政党とを区別する点であり、それが政治における男女共同参画を重んじる党の文化に貢献した。

B. 女性候補者に対する選挙運動の援助

資金調達は、カンボジアで公選職に就こうとする女性にとって一貫した難問である。2007年の市町村議会選挙に先立って、女性会は議会への女性立候補者の1人1人に支援パッケージを配布したが、それには、選挙運動に適した1組の衣服、選挙区を動き回るための自転車その他の資源が含まれていた。党は、大部分が貧しく自前の資源をほとんどもたない女性候補者の

選挙運動ニーズに直接に応えるために、金銭ではなくこうした品目を提供した。SRPの女性会は、党の女性候補者に追加的な財務支援を提供するための党内資金を設けるための措置もとった。

国際機関からの援助を得たSRPの女性会は、女性が政治に参加し、選挙に出馬する理由と方法に焦点を当てた「女性の声－女性の選択」という超党派のラジオ番組の立ち上げに手を貸した。これは、女性が日常生活で直面する難問と、現職の公選職員がこうした難問を解決する能力又は意欲を持っていないことを描くドラマ仕立てのラジオ番組であった。その目的は、女性自身が政治に携わることの必要性を実証することであった。この番組の後半は、SRPと関係する著名な女性を含めたゲストが出演するトークショーであった。党はこの番組が非常に効果的であると考え、番組を継続するために追加的な資源を求めるという意向を示した。

女性会は、雇用、インフレやその他の基本的な経済的関心事など、女性にとっての優先課題に関して議会で政策を提示するために、議会で知名度の高い数名の女性指導者とSRPの党指導者の間での主要な調整役を演じた。党外での立場を強化するために、女性会は女性が圧倒的に多い衣料産業の労働組合や労働者組織に働きかけ、カンボジア難民の指導者を自分たちの活動に携わらせるための努力を行った。

SRPの女性会は、党内の意思決定機関全般と候補者選定について、これまで以上に意欲的なクォータ制を求める戦略的計画を策定した。党内でのクォータ制反対は依然として強く、追加的な党内クォータ制の導入を阻んできた。女性会は、クォータ制の提唱と達成を助ける強力な女性指導者の予備要員を創り上げるために、女性候補者に対する党内の批判を予測し、クォータ制の背後にある理由についての認識を高め、女性党員の能力増進に投資することでこの批判に対応してきた。

結果

2007年の地方選挙でSRPの女性会が用いた研修戦略は、女性の当選を助けるのに役立ち、

当選したSRPの地方議会議員の数は46名から273名へと大躍進して、600%以上の増加となった。女性会のラジオ番組は、政府がメディアの主流に影響力をもっているにもかかわらず、女性有権者に届くという点で同様に成功した。もっと広く見れば、SRPの女性会の活動は、SRPの女性国会議員に対する敬意を育て、その影響力を高め、党の最高指導者レベルにおける女性の存在を制度化し、数百名の女性が公選職を求めて争い、公選職を務めるのに必要なスキルを伸ばすのを助ける上で功績があったとされてきた。

課題と今後の展開

SRPは、政治に携わるカンボジアの女性を支援するための種々の活動を実施し、それを、少数党という制限された政治環境の中で行ってきた。SRPの女性会が動くことのできる政治的スペースは限られており、ひいてはそのことが彼女らの努力の及ぼす影響を制限する。女性会はSRP内部でも、政治的権力を男性と女性の間でどのように配分すべきかについての強力な伝統的考え方だけでなく、性差に基づく教育と識字率の格差とも闘わなければならなかった。しかし、SRPの女性会は、カンボジアの政党における女性の関与を高める上で決定的な土台を築いた。短期的には、SRPの女性は貴重な政治的経験を得て、ネットワークを作り上げつつあり、他方で党は多様な支持基盤を築きつつある。

他の政党も、女性の参加という点では成功を記録している。与党CPP党の女性代表が議会に送り出している議員の数は、SRPよりも多い。⁵ CPPも女性に手を差し伸べようとし、研修や、国、州、市町村レベルのCPPの党内委員会に女性枠を設けるなどのその他のプログラムを採用してきた。CPPの女性副首相には、女性の全国組織と連絡を取り、同党への女性の参加を奨励するという党内での責任が与えられた。

章末注

- 1 本ケーススタディは、女性の政治参加を促進することを目指すカンボジア国内のすべての取組又はすべての組織についての包括的な分析を示すものではなく、1つの党の具体的な措置を詳細に紹介するものである。分析と提言は必ずしも、UNDP 又は NDI の意見を反映してはいない。
- 2 Inter-Parliamentary Union (IPU), "Cambodia Parliamentary Chamber: Constituent Assembly (1993)". 2012年1月にアクセスした http://195.65.105.150/parline-e/reports/arc/2051_93.htm において閲覧可能であった。
- 3 同上。
- 4 2009年9月に開かれた女性の地位に関する議会委員会と男女共同参画に関わるその他の諸委員会のメンバーのための第4回会議、「議会は女性に対して開かれているか?—その評価」で行った、サム・ランシー党指導者との面接調査。会議に関する文書は、2012年1月にアクセスした <http://www.ipu.org/splz-e/gender09.htm> で閲覧可能であった。
- 5 同上。

カナダ： 資金調達ネットワークと候補者指名規則を利用した 女性候補者の支援¹

背景

カナダの政治は、立憲君主制と強力な民主主義的伝統を持つ連邦議会政治制度という枠組の中で運営されている。国の立法慣行の多くは英国議会が定めた、成文化されていない慣習と前例に由来している。2008年に選挙が行われた下院に代表を出している政党には、ブロック・ケベコワ（ケベックの国民主義政党）、カナダ保守党、カナダ自由党、新民主党（NDP、社会民主主義政党）などがある。³ 他の政党制度とは対照的に、カナダの連邦レベルの政党と州の政党とのつながりは、類似した名称をもつにもかかわらずゆるやかである。例外は、種々の政治的レベルで加入者が共通し、組織的に統合されている NDP である。

本ケーススタディは、党内及び選挙の状況の中での女性の参加を促進するために自由党が実行した戦略のいくつかを提示するものである。NDP が実行した取組のいくつか（別のコラムに記載されている）も参照する。本ケーススタディは下院における女性の参加に焦点を当てるが、上院及び州のレベルにおいても、女性の参加におけるいくつかの重要な前進があった。

2008年の選挙では、下院に当選した代議員の22%、州や準州の立法府と市町村議会の23%を女性が占めた。⁴ これらの数字はカナダの女性にとって、特に連邦レベルではこれまでの最高記録であるが、政治における女性の割合は、1993年に下院で女性が初めて21%を獲得してから17年間で1%しか増えていない。⁵



UN PHOTO / EVAN SCHNEIDER

キーワード

資金調達ネットワーク
候補者指名規則
党の綱領

例となった政党

自由党

一目でわかる カナダ

議会の名称	カナダ議会
議会の構成	二院制（上院と下院）
選挙制度の種類	相対多数制／絶対多数制（下院）
議会選挙	2008年10月
当選した女性の数（下院）	240名のうち68名（22.1%） ²

女性は立候補に必要な資金を集めることと、育児や介護をする必要のバランスを取るという社会経済的な課題に加えて、カナダの小選挙区制度のもとで党の指名を勝ち取ることと総選挙で闘うことの双方において、多くの構造的な障害物にも直面している。その結果、過去30年間で、自由党とNDPは女性をそれぞれの党に入らせ、公選職に就かせるのに役立てるためのユニークなプログラムと方針を実施することを推し進めてきた。

女性の参加を高めるべき論拠

カナダの女性政治活動家は、現在ではフェイマス・ファイブと呼ばれている Emily Murphy ほか、アルバータ州の4名の著名な女権活動家を鑑としてきた。フェイマス・ファイブは、英領北アメリカ法（1867年BNA法）のもとで女性が法律的に認められ、男性と同じ政治的、法的権利をもつための闘いに勝利したのである。1916年から1929年にかけて、女性たちはアルバータ州最高裁、連邦上院、カナダ最高裁とイングランドの枢密院司法委員会に対して、Emily Murphy がアルバータ州で最初の女性の警察判事及び連邦上院議員を務めることを認めるよう異議申し立てを行った。枢密院は、「すべての公職から女性を排除することは、我々よりも野蛮だった時代の遺物である。また、『人』という語になぜ女性が含まれるのかと訊ねる人々に対する自明の答は、『なぜ含まれないのか?』というものである」という判断を示した。⁶

しかし1980年代半ばには、フェイマス・ファイブ裁判の勢いは、他国では見ることできた女性の代表と参加の大幅な伸びにつながらなかったという認識が高まってきた。⁷ カナダの女性の政党活動家と市民活動家は女性党員と当選者の人数を増やすための取組を採用するよう政党指導者に働きかけた。自由党とNDPの指導者たちは、半世紀にわたるフェミニスト運動が男女共同参画の慣行に対する受容性を高めたことを認めるとともに、彼らの主なライバルである保守党が女性を指名し、選ぶことにかけては好調な実績をあげていないことから、選挙で勝てる機会があることも指摘した。⁸ たとえば、2007年の選挙で自由党の Stéphane Dion の特別顧問を務めた Gerard Kennedy は次のよ

うに述べて自由党の党内クォータ制を正当化した。「党は一般論として、このこと（女性の議員が少ないこと）は、正すべき矛盾であることに合意している…これはもうとうに正されていてしかるべきことである」。⁹ 女性を取り込むと報道での論調が有利になり、女性有権者を結集できることを目にし始めると、政党は様々なレベルで政策決定過程への女性の影響力が高まるような追加的戦略を模索することを、以前よりも受け入れるようになった。

採用された戦略

自由党の女性は、1980年代に議会の女性議員を増やすことを要求した活動家の仲間であった。変革への弾みをより幅広く育もうと、自由党の女性は、政治への足がかりを得ようとする時に多くの女性が直面していた資金調達というハードルを克服することを目指すネットワークと制度を創り出すためにまとまった。その後、党で知名度の高かった女性は、女性にとっての優先政策を党の綱領に組み込むと共に候補者の党内クォータ制を実施するために、党指導者層から得る支援を確かなものとすることができた。

A. 資金調達手段：Judy LaMarsh 基金

女性候補者への支援を向上させることの必要性を認識した自由党は、党の正式な資金調達機構に女性を引き入れて、女性が選挙運動に十分な資金を得ることを確保しようとした。自由党の女性は、他の分野から強力で大量の女性指導者を党に引き込むとともに、党に関わる女性が党の活動家及び支持者としての価値を実証できるようにする、という二重の役割を果たす資金調達ネットワークを構築した。

1984年には、公選職に就いている女性の人数の少なさと、彼女たちに政治的権限が不足していることに挫折感を持った自由党の女性指導者たちがジュディ・ラマーシュ（Judy LaMarsh）基金を設立した。¹⁰ この基金は、自由党から連邦初の女性の閣僚となり、公的財源で賄われる国民皆保険制度や王立女性の地位委員会の創設など、女性にとっての進歩主義的な立法を導入するために努力した Judy LaMarsh のリーダーシップを顕彰して命名された。Judy LaMarsh 基金の創設者たちは、女

性候補者が議会に選出されるのに役立つために、資金を調達し、女性候補者のために支出する党の仕組みを創り出そうとした。この基金が次第に成功するようになると、党内の一部もこの基金を、党を確立し、党の基盤を拡大してより多くの女性を含めるようにするための手段である、と見なし始めた。

Judy LaMarsh 基金は、主に資金集めのイベントを通じて寄付者から資金を調達する。この基金はカナダの政党財務規則の枠内で活動しなければならないが、この規則は、個人からいずれの政党へも寄付を年間総額で最大 1,000 カナダドル、選挙区連へ 1,000 カナダドル、登録されている政党の党首に立候補する者に対して立候補 1 度について 1,000 カナダドル（この金額は毎年インフレ調整を受ける。）に制限している。¹¹ Judy LaMarsh 基金は、個人寄付を求めて直接に党と競合するような仕組みになっている。この要素は一般的な資金調達能力を制限するが、基金はより多くの女性寄付者を党にもたらし、より多くの女性を党への寄付者、ボランティア、及び活動家として結集する上でそれなりに成功してきた。

B. 党の綱領に影響を及ぼす：ピンクブック

自由党は資金調達努力に加えて、党内で女性を結集させるための他の戦略も実行してきた。Judy LaMarsh 基金の成功と、党の指導者層の重要な地位への女性の配属を基礎として、自由党は、党の男女共同参画のビジョンを示し、女性にとっての優先的問題に焦点を置く公共政策案の概略を示す、新たなピンクブックと呼ばれる党文書を導入した。2006 年に発表されたピンクブックは、「カナダにおいて女性、特に働く女性とその家族、育児・介護の担い手や高齢者が直面している最も急務の社会的、経済的課題に対処するための一連の政策を提案している」。¹² 政策案には、女性にとって喫緊の、特に教育や雇用に関する関心事が反映されていた。ピンクブックは、自由党の女性議員団が、女性について有権者に語る時に党が利用し、参照することのできる綱領を策定しようとして始めたものである。その後の女性連邦議員候補者もピンクブックの初期の支持者であり、選挙運動にこれを利用した。

党内の男女双方から前向きな反応があったことをもとに、2007 年には「女性に対する暴力、住宅、先住民の女性、移民や難民の女性、及び農村の女性」などの問題点を含めて政策の焦点を拡大したピンクブックの 2 冊目が発表された。¹³ 2009 年には 3 冊目が発表された。ピンクブック・シリーズは、主に自由党の女性により、カナダの女性のニーズと利益が幅広く反映されることを確実にするために、女性組織や政策専門家との協議を伴う包摂的なプロセスを経て執筆された。ピンクブックはこのような方法で、自由党が女性組織との絆を強化し、市民の関心事への対応力を高めるのに役立った。自由党の元下院議員は、ピンクブックは「女性の組織やそのメンバーとつながりを持つようになるための素晴らしい媒体」¹⁴ であると述べた。さらに、ピンクブックの背後にある本質とプロセスにより、自由党が女性の問題に真剣であることが一部の市民組織に実証されたことは、自由党が女性基盤を拡大し、才能があり政治的に賢明な女性を党に引き付けるのに役立った。

C. 党内の候補者クォータ制

自由党は指導者層主導の機関であるため、党指導者からの強力な支持がなければ、党が女性の政治参加促進への積極的な取組を拡大することはあり得ないことを女性たちは認識した。自由党の女性は、党首の Michael Ignatieff とその前任者である Stéphane Dion が議会の党候補者の 3 分の 1 を女性にすることを呼びかけた 2007 年になって、ついにこの重要な支持を得た。党内クォータ制に対する彼らの支持と、女性の参加が党にとって持つ価値に関する公式声明は、この取組が受け入れられることを助長した。カナダは小選挙区制であるため、自由党は各選挙区が議会の予備選に女性候補を募集するための「強力な努力」を各選挙区に義務付ける党方針を可決することで、このクォータ制を実施しようとした。選挙区の自由党組織がこの要件を達成しない場合、党の中央事務所はその候補者を認定せず、予備選は開かれぬ。さらに、党の中央事務所は 1 度の選挙で議会の最高 25 選挙区の指名を無効にして、独自で選んだ候補を配置することができる。

こうした手段は、クォータ制の施行を促進し

たが、党の中央事務所も地方事務所も、「強力な努力」という語句の曖昧さに悩んだ。自由党は、立候補する女性を募集するために、女性候補者募集ディレクターを任命した。党は、33%目標を達成するのに役立つために、地方レベルで認可委員会（green light committee）も設けた。これらの委員会は、潜在的候補者の個人情報情報を編集し、面接を行い、評価と精査を行うためのものであった。¹⁵ 募集は地方レベルで行われることが多く、党委員会が候補者の募集に費やす努力の量が地区や地域ごとに異なっていた。

結果

自由党内における資金調達メカニズムの採用により、当選する女性の割合が上昇した。

Judy LaMarsh 基金が創設された時には、自由党が連邦議会に送り込む代議士における女性の割合は低く、1980年には当選した自由党議員の7%、1984年で13%であった。1993年には、この数字は20%へと跳ね上がった。当選した自由党議員に女性が占める割合は、それ以降20%を割り込むことはなく、2008年の全国選挙では25%に達した。¹⁶ 同2008年の選挙では、連邦議会への自由党からの立候補者307名のうち、女性が113名となり、立候補者の36.9%を占めて、自由党は党内クオータを達成した。¹⁷ さらに、自由党内で行われた女性候補への支持と資金調達についての公開の対話が、より広くカナダ全体における政治状況に反響したため、いまや死に体であった進歩保守党はEllen Fairclough基金と呼ばれる、女性のため

カナダ新民主党（NDP）： 多彩な候補者募集と選挙運動費用に充てる補助金

女性を支援するための自由党の画期的な取組と並んで、カナダのNDPも、党内における女性の役割を強化するためにいくつか重要な方針を実施してきた。1980年代に、NDPの女性が組織をつくり、同党の多様性調査を実施した。これは、党の掲げている男女共同参画という使命と、女性の選挙区における状況の現実との間にギャップがあることを実証するとともに、勝てる選挙区に女性を配置することに取り組むという党方針を導くためであった。NDPはまた、女性候補の選挙運動関連費用に補助金を出すことによって、資金調達という女性の課題に対処するための努力も行った。

候補者の募集を多様化する

2005年に州選挙が行われた後、ブリティッシュ・コロンビア州のNDP指導者は、政治的平等に対するNDPの取組について熟考し、選挙結果が党の公言している女性への支援に見合っていなかったと判断した。数千名の党員と協議を行った後、NDPは党報告書を作成した。これは、**党の指名プロセスをより多様な候補者の予備要員に対して開放するための実際的な措置についての提言を盛り込み、勝てる可能性のある選挙区により多くの女性や、その他の過少代表の候補者を配置するという目標の設定方法と達成方法について詳述するものであった。**特に着目されたのが、有色女性や、過少代表となっている人口特性を複合的に体現している者が直面する「二重の不利」を認識し、そのことへの便宜を図ることの必要性であった。¹

党が公言している女性への責任をてこに、党の女性活動家は2007年のブリティッシュ・コロンビア州のNDP大会で同報告書を提示し、承認を得ることができた。「公正の責務」（Equity Mandate）と呼ばれている同報告書には、主な提言が次の3点含まれていた。

- ・現職がないすべての選挙区の30%、すなわち「タイプ1」を、女性候補者に指定する。
- ・現職がない選挙区の10%、すなわち「タイプ2」を、性別以外の過少代表となっている人口特性をもつグループからの候補者に指定する。
- ・勝つ可能性があることをNDPが証明してきた「タイプ3の選挙区」に女性を配置するため、NDPの現職議員が再選を求めない選挙区には自動的に女性候補者が指名する。²

注

- 1 2010年2月に行った、ブリティッシュ・コロンビア州のNDPの党活動家との面接調査。
- 2 同上。

の類似の資金調達を取組を独自に開始した。

ピンクブックもドメスティック・バイオレンスなどの重要問題が自由党の綱領の一部になるなど、同様に政治領域に影響を及ぼした。2004年には、ピンクブックで主唱されていた国家保育プログラム（National Child Care Program）を導入しようとする努力が行われた。

総じて言えば、女性は、積極的な女性部、資金調達、協力的な指導部、女性の優先課題を含めた政策ビジョン、さらには、こうした戦術と選挙戦略との間の明確な関連性を通じて、女性の上級国家政策アドバイザーの指名を含めて、自由党内において影響力ある地位を得た。

課題と今後の展開

自由党の Judy LaMarsh 基金と、女性の立候補者を全体の3分の1にするという党内クォータ制は、この政党により多くの女性をもたらしたが、こうした取組の範囲とそれに続くインパクトは、連邦議会に限定されてきた。Judy LaMarsh 基金は、公選職に立候補する女性への援助を模索しているが、その努力を拡大すれば、限りのある個々の選挙運動への出資金を求める競争をさらに激化させる可能性がある。

同様に、連邦議会における少数政党であるという政治的現実が、自由党がピンクブックの政策提案を成就できる力を妨げてきた。ピンクブックは、面接調査のある対象者が「全然圧倒的ではない」と述べたように、立法にはわずかな影響しか及ぼしていない。¹⁸ その一方で自由党の指導者層は、女性を政治に引き込むことを支持しながらも依然として主に男性である。

女性が公選職に就く道を支援しようとする自由党と NDP の努力にもかかわらず、組織としての連邦議会は、主たる育児や介護の責任を持つ個人に難問を突き付け続けている。カナダは大きな国で、多くの議員が、首都オタワから何千マイルも離れた選挙区を代表している。議員が首都にいることを要求される時間の長さで議会の夜間の開会や投票のために、家庭生活と政治生活のバランスを取ることは難しい。女性の方が主たる育児・介護の担い手であることが多

く、そのことが男性議員よりも女性議員にとって結果的に大きな障害となっている。面接調査に応じた女性指導者数名は、自党は、年少の子供をもつ議員に便宜を図るために会期を学校の年間予定に合わせて変更すること、特定の委員会の会合や公聴会に代えてビデオ会議を利用すること、議員が物理的に出席しなくても投票できるような安全性の高いソフトウェアの開発など、議会がよりジェンダーに配慮したものになるのに役立つ改革を導入しても良いのではないかと示唆した。自由党と NDP がすでに実施した画期的な戦略は、女性によるカナダ政治への公平な参加と影響力に対していまなお残る障害を解決しようとする、意思と能力の存在を示唆している。

章末注

- 1 本ケーススタディは、カナダ国内のすべての政党の取組についての包括的な分析を示すものではなく、一部政党の具体的な措置を詳細に紹介するものである。分析と提言は必ずしも、UNDP 又は NDI の見解を反映してはいない。
- 2 本ケーススタディは 2009 年から 2010 年にかけて執筆され、記載されている情報は 2008 年の選挙を参照している。2011 年 5 月に選挙が行われ、女性が議席の 24.6% を獲得した。
- 3 Inter-parliamentary Union (IPU). "Canada: House of Commons." PARLINE database. 2012 年 1 月にアクセスした http://www.ipu.org/parline-e/reports/2055_A.htm において閲覧可能であった。
- 4 *The Globe and Mail*. (2010). "The Hurdle to Leap in the Next Election Year." Editorial, 11 January. 2012 年 1 月にアクセスした <http://www.theglobeandmail.com/news/opinions/editorials/the-hurdle-to-leap-in-the-next-election/article1426310/> において閲覧可能であった。
- 5 同上。
- 6 Munroe, S. "The Persons Case: A Milestone in the History of Canadian Women." About.com Guide. 2010 年 6 月にアクセスした <http://canadaonline.about.com/cs/women/a/personscase.htm> において閲覧可能であった。
- 7 *The Globe and Mail*, 2010.
- 8 同上。
- 9 Jolly, B. (2007). "Liberals Try to Pick Up More Women." *Capitol News Online*. 2012 年 1 月にアクセスした http://carleton.ca/Capital_News/02032007/n5.shtml において閲覧可能であった。
- 10 Parliament of Canada. "Women Candidates in General Elections: 1921 to Date". 2012 年 1 月にアクセスした <http://www2.parl.gc.ca/Sites/LOP/HFER/hfer.asp?Language=E&Search=WomenElection> において閲覧可能であった。
- 11 Marenko, J. (2009). "Federal Campaign Finance Laws in Canada." *Mapleleafweb*. 2012 年 1 月にアクセスした <http://www.mapleleafweb.com/features/federal-campaign-finance-laws-canada#overview> において閲覧可能であった。
- 12 Liberal Party of Canada-Alberta. "A Message from

Incoming Alberta Liberal Women's Commission President Wendy Butler on International Women's Day". 2012年1月にアクセスした http://www.liberalalberta.ca/story_15653_e.aspx において閲覧可能であった。

13 同上。

14 元自由党議員、2009年7月。

15 Jolly, 2007.

16 Dasko, D. (2008). "Open Letter." *Equal Voice*. 2012年1月にアクセスした http://www.equalvoice.ca/pdf/EV%20Canada_Challenge_-_Letter_to_Ignatieff-Liberal_leader.pdf において閲覧可能であった。

17 Barker, J. (2008). "Over one third of liberal candidates are women." *National Post*, September 23. 2012年1月にアクセスした <http://network.national-post.com/np/blogs/posted/archive/2008/09/23/over-one-third-of-liberal-candidates-are-women.aspx> において閲覧可能であった。

18 2009年11月に行った自由党活動家との面接調査。

クロアチア共和国： 候補者クオータ制と能力増進研修に対する女性会の支援¹

背景

クロアチアは過去 20 年で独立を獲得し、北大西洋条約機構に加盟し、欧州連合の加盟候補国となった。独立後間もないころは、ユーゴスラビアの分裂をめぐる戦争という困難な状況の中にあった。2000 年以降、クロアチアは複数政党制度を持ち、クロアチア民主同盟と社会民主党（SDP）の 2 大政党が議会における議席を支配している。クロアチアの一院制議会の議員は、政党名簿比例代表選挙制によって選出される。クロアチアにおいては、他に少なくとも 6 つの政党が重要な役割を果たしており、また、2 大政党の 1 つと連立することが一般的である。

本ケーススタディでは、女性の参加を促進するために社会民主党が実行している戦略のいくつかを提示するが、同党が、クロアチアでこのような戦略を実行してきた唯一の政党だというわけではない。本ケーススタディは、党内での女性の結集と党内クオータ制の採択に焦点を置く。

男女共同参画の法制化を強く求める市民団体と活動家からの圧力は、議会における女性の参加を高めるのに役立った。1990 年には、女性が議会の議員に占める割合はわずか 4.6% であったが、この割合は 1995 年には 7.9%、2000 年には 17.8% に上昇した。2011 年には、女性は議会の議席の 23.5% を占めた。² 市民団体は指導的女性政治家と連携して、1990 年代中盤以来、政党の選挙候補者名簿に最低限、女性の代表を 30% 含めることを主唱してきた。彼らは、クオータ制の賛否に関する論争も続けてきた。



THINKSTOCK

キーワード

女性の結集
女性会
党内クオータ制

例となった政党

社会民主党（SDP）

一目でわかる クロアチア共和国

議会の名称	クロアチア議会
議会の構成	一院制
選挙制度の種類	比例代表制
議会選挙	2007 年 11 月
当選した女性の数	153 名のうち 32 名 (20.9%)

クロアチアの議会と政府における政策は、この圧力への対応の一つとして、女性の参加を促進してきた。2003年の男女共同参画法は、過少代表の性が、全人口に占める割合に相当する代表の選出割合を徐々に達成できるように、公務員を含めて、立法府、行政府、司法府の各々における特別措置の利用を通じて男女均衡を促進することを義務付けている。³ 同法は、選挙候補者の男女均衡を達成するための行動計画を採択することを登録政党に義務付けている。

女性の参加を高めるべき論拠

SDPの民主女性フォーラム(SDWF)が1995年に党内の内部組織として結成された。SDPの女性活動家が、主に党内における女性の参加率の低さに対処するために女性会を設けようとしたのである。SDPのある女性党員は、独立間もないころは、女性が「家にとどまり、赤ん坊を生むことを期待された」時期であったと述べた。⁴ SDWFを設立した女性の数名は、欧州の他の社会民主主義政党で働いた経験があり、クロアチアのSDPに、男女共同参画に関してこれらの政党を見習わせようとした。

過去15年間に、SDWFはSDPがクロアチアの女性を政治面で代表する声となるのに手を貸してきた。女性は党の機構のみならず、全国の様々な立法機関で指導的な役割を占めている。2010年には、SDPの執行委員会の40%以上、そして2名いる副総裁の1名が女性である。この成功は、党内クォータ制の導入、党内の著名な女性からの支持、そして女性にとっての優先的問題に関する立法計画と方針の作成によるものと言える。

採用された戦略

A. 女性会の結成

女性に対する党からの働きかけを高める意欲をもつSDPの活動家は、様々なレベルで地方支部事務所をもつ女性会を党内に設けることを推進した。1995年の設立後、SDWFは市民団体及び労働組合と戦略的関係を発展させ、党内クォータ制を実施し、女性党員にスキル開発機会を提供し、女性にとっての政策上の優先課題に関する地方レベルでの綱領を策定するための

努力を行った。

1990年代には、SDPは小さな政党であった。1992年から1995年にかけての議員数は女性2名を含む6名で、1995年から2000年にかけては女性3名を含めて9名であった。当時の党の規模と女性党員の数の少なさから、女性活動家たちは、もっと幅を広げてより多くの女性にアピールしない限り、女性のための政党フォーラムをつくるという目的は達成できないことを認識した。このため、SDWFは女性に対して加入前に党員であることを義務付けず、非政府・労働部門から党員でない女性がSDWFの活動に参加することを可能にした。⁵ このアプローチは、党の女性会をより多数の女性に開放し、女性の市民指導者を党に勧誘するのに役立ただけでなく、SDWFと、女性の市民団体や労働組合との間の絆の強化をももたらした。こうした絆がSDWFと市民団体の双方に役立ち、市民団体は重要な法律を策定する際に、党が頼ることのできる盟友となってきた。

B. 党内クォータ制

SDWFの初期の取組の1つが、中央議会選挙や地方議会選挙における候補者名簿を含めて、党のすべての機構において「過少代表の性」のために40%の党内クォータ制を可決することであった。過少代表の性という言い方がなされたのは、クォータ制が差別的である、又は男性の参加に影響を及ぼす可能性があることを懸念しかねない男性からの反対を抑えるためであった。SDWFは女性の政治参加に対する保守的な態度に対抗するため、また、SDPとクロアチアの他の政党とを差別化するための手段として、精力的にこのクォータ制を促進した。SDPの女性は、男女共同参画に関して欧州の多くの社会民主主義政党がすでに確立していたベストプラクティスについての認識を向上させた。SDWFはこのために、政治的指導者層にクォータ制の必要性を説得するための努力として、欧州の他の政党の例を利用した。最終的に1996年になって、SDPの自主的クォータ制は党内の派閥からの大きな抵抗もなく受け入れられ、党大会において全会一致で可決された。

SDWFは広範囲にわたる女性メンバーのた

めの研修プログラムを通じて、クオータ制方針を補強した。これらの研修に際して、SDWFは、援助を提供し、研修を実施することができる欧州の政党と政治財団との関係を活用した。研修プログラムは、候補者とすでに公選職にある者の双方の女性が有用なスキルを伸ばすのを支援する上で有効であった。実際的な経験を持つ女性がほとんどいなかった政治的交流活動の分野には、特に重点が置かれた。こうしたプログラムとワークショップは、女性政治家の幅広いネットワークの展開を助ける上でも効果的であった。このネットワークの存在により、経験を積んだ女性でクオータ制で定めた割合を埋めることが可能になったのである。

2007年の全国選挙に先立って、SDPはドメスティック・バイオレンス、平等賃金、育児やリプロダクティブ・ライツを含めて、クロアチアの女性にとっての優先課題である数々の問題点に関する**党の立場**を示した。2009年5月、SDWFは地方選挙のために男女共同参画に関する綱領文書を作成することも支持し、これが全国に配布されて、地方のSDP候補によって広く採用された。これら地方版綱領には、すべての地方レベルやその他の党支部が存在する場所に女性会をつくるという党の戦略から生まれた、町、市や郡のレベルの女性会を広範につないだSDPのネットワークが助けとなった。SDPには一時、200もの女性支部事務所があったのである。⁶

結果

SDPが中央議会の議席に占める割合は近年増加しており、それとともに、議員団における女性の数も増加している。党内クオータ制は、中央議会における女性代表の拡大に貢献し、2007年の選挙の後で、女性はSDPの議員グループにおいて32%を占めた。数名の女性が、議会の中でSDP議員団の副団長を含め影響力のある地位に就いており、農業、家族・青少年、社会事業や男女共同参画に関する委員会でも力のある女性が議長や副議長を務めてきた。その結果、SDPの女性議員は、男女共同参画法、差別防止法やドメスティック・バイオレンス防止法などの重要な立法を促進する上でも重要な役割を果たしてきた。

SDPの数名の活動家によれば、女性は党の意思決定過程にも実際に関わっている。SDPの中央役員会（Main Board）のメンバーとなっている女性は、党の候補者名簿の承認に関与し、クオータ制の遵守を監督している。地方レベルでは、地方の行政機関に選出されたSDP所属の当選者の29%を女性が占め、男女共同参画に関する2009年の綱領文書を踏まえて、医療専門職、言語療法士、心理学者を追加的に雇用してクロアチアのすべての小学校の正規職員とすることなど、有意義な社会政策の先陣を切っている。

課題と今後の展開

SDPのクオータ制は、政党名簿への女性の掲載という問題を取り上げることで、強化することが可能である。党の指導者層は政党名簿の最終的な作成について、かなりの裁量を持ち続けている。SDWFは、候補者選定プロセスに一般の党員をより直接的に関与させるような、よりボトムアップ型の候補者選定プロセスを求めてきた。

SDPには、女性の参加と影響力を高めようとしている積極的な女性理事会がある。党はこのことが、女性と女性にとっての重要問題を最もよく代表する党として、SDPが有権者の間で評判を高める上で役立ってきたことを認識している。SDWFが行ってきた立法作業とプログラムの策定も、この認識に貢献してきた。前進するに当たってSDPとSDWFにとっての課題は、求めている男女公正へと向かって、さらに歩を進めることができるよう、女性の政治参加を妨げる政治的、社会的、経済的要因に対処してきたこれまでの努力を発展させるため、連立相手と共働していくこととなる。

章末注

- 1 本ケーススタディは、クロアチア国内のすべての組織が女性の政治参加を促進することを目指して行っているすべての取組についての包括的分析を示すものではなく、1つの党のいくつかの具体的な措置を紹介するものである。分析と提言は必ずしも、UNDP又はNDIの見解を反映してはいない。
- 2 Inter-Parliamentary Union (IPU). (2011). "Women in national parliaments, situation as of 31 July 2011". 2011年9月にアクセスした<http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>において閲覧可能であった。2011年12月に議会選挙が行われ、女性が議席の23.8%を獲得した。

- 3 IWRAW Asia Pacific - CEDAW Knowledge Resource, *Gender Equality Laws*. 2011年9月にアクセスした <http://www.iwraw-ap.org/laws/genderequalitylaws.htm> において閲覧可能であった。2008年に行われた修正により、「過少代表の性」とは、意思決定機関における1つの性の参加が40%を下回った場合を意味していることが明確になっている。
- 4 2009年7月に行ったSDWFのメンバーとの面接調査。
- 5 Leakovick, K. (2004). "Political Party Quotas in the Croatian Social Democrat Party." International IDEA. 2012年1月にアクセスした <http://www.quotaproject.org/CS/Croatia.pdf> において閲覧可能であった。
- 6 同上。

エルサルバドル共和国： 解放後の政治において女性の参加を促進するための戦略¹

背景

1979年から1992年にかけて行われた内戦が終結して以来、エルサルバドルは民主主義の確立へと向けて大きく前進してきたが、近年の選挙は、不正が起きる可能性があるという脅威のもとで行われてきた。2009年の議会選挙では、ファラブンド・マルティ民族解放戦線（FMLN）が43%という相対多数を勝ち取り、国民共和同盟（ARENA）がそれに迫る第2党となった。キリスト教民主党、国民調和党、民主改革の3つの少数政党も、国の立法議会に議席を得た。2009年の大統領選では、ARENAが過半数与党として政権の座にあった20年間の後に、FMLNが結党以来初めて勝利した。

本ケーススタディは、党の機構内及び選挙という状況において女性の参加を促進するためにFMLNが実行した措置のいくつかを提示する。また、議会の内外において女性の政治的発言権を強化するための超党派組織であるエルサルバドル現職・元女性議員協会（ASPARLEXSAL）が行ったいくつかの努力も提示する。

エルサルバドルの政治への女性の代表選出と女性の関与の実績は、成否さまざまである。議会は19%の女性議員を含んでおり、女性の代表という点から見ると、世界的にも地域的にも同国は中間範囲に属している。² しかし内閣は男性が優勢なままで、閣僚15名のうち13名が男性である。さらに、地方レベルでは市長における女性の割合は11%程度である。³

“エルサルバドルでは、孤立するのではなく、党を分かち境界線を越えて協力すれば、政治分野で女性にとっての課題に対処するため、より多くのことを成し得ることに女性の政治指導者が気付いた。”

キーワード

党内組織
自主的クォータ制
女性議員団

例となった政党

ファラブンド・マルティ民族解放戦線（FMLN）

その他の例

エルサルバドル現職・元女性議員協会（ASPARLEXSAL）

一目でわかる エルサルバドル共和国

議会の名称	立法議会
議会の構成	一院制
選挙制度の種類	名簿比例代表制
議会選挙	2009年1月
当選した女性の数	84名のうち16名 (19.1%)

女性の参加を高めるべき論拠

FMLNにおける女性の影響力のルーツは、内戦時のゲリラ運動としての同党の歴史と、男女共同参画を党の「基本目標」の1つに含んでいた当時の同党の政治的基本理念にある。FMLNの女性の党活動家の1人が述べたように、「内戦の間、女性にはトップになる機会があり、私たちは認められた権限を持っていました。私たちは単なる同胞、戦闘員、あるいは看護師ではなかったのです」。⁴ 内戦を通じて、女性はFMLNの指導者層にいた。和平協定をめぐる交渉の最中でさえ、女性はFMLNの代表団の35%を占めていた。⁵ 内戦が終結してFMLNが政党に移行した時には、女性一般、そして特に一部の個々の女性の役割はすでに確立しており、それが、党の発展につれて女性の参加の重要な基準となった。このことは、FMLNの指導者層に女性の代表が選出され続けることを保証はしなかったが、同組織内で権利を主張しようとする女性の出発点にはなった。その一方で、そのスペースを女性に開放し続けようとする男性指導者の政治的意思が、党のより幅広いイデオロギー的な公約と相俟って、女性は平和への移行後もある程度のリーダーシップを維持することができた。

戦後間もないころ、孤立するのではなく、党を分かつ境界線を越えて協力すれば、政治分野で女性にとっての課題に対処するため、より多くのことを成し得ることに、女性の政治指導者が気付いた。女性はまだ立法議会内で最低限必要な数を持たないことから、彼女らは、様々な党派の垣根を跨ぎ、また議会のサイクルを越えて女性の政治指導者を一堂に集めることのできる、女性議員と元議員の超党派的な協会を設立しようとした。

採用された戦略

FMLNは女性党員の提案に基づいて、細則で男女共同参画を取り上げ、内部クォータ制を制度化し、女性部、女性の政策諮問委員会及び女性の年次大会など、女性党員をより良く支援することを目指す党機構を設けることによって、女性の政治参加の枠組を作り上げた。その一方で、エルサルバドルの女性は党の境界線を

越えて、次世代の女性政治指導者を研修することに力を結集した。

A. 党内組織：自主的クォータ制

ゲリラ勢力において女性が行ってきた行動は、男女共同参画が成文化されたFMLNの初期の綱領と倫理規定に反映され、FMLNは女性への差別と暴力に対して強い立場をとった。FMLNはさらに、すべての党活動について女性の代表を35%以上とすることを要求する自主的な党内クォータ制を可決することによって、女性の役割を制度化した。クォータ制には、すべての党内役員会、委員会、その他の党機構だけでなく、すべての候補者名簿が含まれている。このクォータ制は1993年に提案され、内戦中に女性がFMLNの武装勢力の35%を構成していたという認識に基づいて、1995年に合意された。FMLNには、女性が有意なやり方で関与し、参加するという長い歴史があったものの、提案されたクォータ制は当初、党内の一部の男性からの反対にあった。しかし最終的には、党の男性指導者層の支持を得て押しきられた。

党内クォータ制だけでは、女性による有意義な参加を保証するに足ることはまれであるが、FMLNの政治的歴史を背景に、このクォータ制は、すでに明確に存在していた趨勢を公式なものとした。党の機構がクォータに達しなくても公式な制裁は行われませんが、女性事務局（党の女性会）と党内のその他の女性指導者がクォータ制の実施を監督している。党の規定が、この執行の役割を正式に女性事務局に与えている。

女性事務局の定款は、党の女性指導者大会を毎年開催することをも要求している。この大会は党の最上位の公選職に就いている女性、役員会のメンバーその他を集めて、党の女性にとって重要な政策課題に関する議論を行い、戦略を策定するものである。年次大会は女性事務局に女性のニーズを判断する機会をも提供し、事務局はこの機会を利用して、女性党員に選挙運動の研修を行ってきた。FMLNはこういった研修や、これに類するその他のプログラムの資金を女性事務局に直接提供し、女性事務局の活動にある程度の自律性を保証している。

FMLN は、党の綱領と政策策定プロセスがどのように女性に影響を及ぼすのかについて関心を高めるための戦略も実施してきた。党は、女性とその政策上の優先課題に目を向けて提案された綱領案を検討する諮問委員会も設立した。さらに、その委員会でも女性が委員を務め、女性事務局の代表が綱領の審議に参加している。

B. 女性議員団：ASPARLEXSAL

FMLN が政治に携わる女性の活躍促進に成功したことには、エルサルバドルにおける他の超党派的努力や、複数政党が協力して行った努力という支えがあった。エルサルバドルにおける女性の参加を高めるために機能した主な組織の1つは、エルサルバドル現職・元女性議員協会（ASPARLEXSAL）である。ASPARLEXSAL は、議会の内外において女性の政治的発言力を強化しようとする超党派組織である。女性の政治指導者の団体を結成するという最初のアイデアは、エルサルバドルで働き、女性議員にこの問題を提起した国際関係者によって導入された。そのほとんどが ARENA 所属であることが目立ったが、このアイデアの可能性を認めた主な女性政治家が、最初は非公式に、次いで公式に、主要政党の現職及び元女性議員を一堂に集めて、政党の境を越えて行動することの利点を彼らに説得した。⁶ ASPARLEXSAL の指導者層は設立時以来、ARENA、FMLN と、規模のより小さいいくつかの政党に所属する女性指導者によって構成されていた。

ASPARLEXSAL は、女性を政治により関わらせることだけでなく、政府において女性により有効性を持たせることも目標にしていた。このため、ASPARLEXSAL はパートナーである教育発展ビジネス財団（Business Foundation for Educational Development）を通じて、女性が政治の仕事においてより効果を上げられるようになるのに役立つコミュニケーションと組織化のスキル、政府の様々な部門と政策決定の関係など、統治とより直接的な関連を持つトピックに関する研修とワークショップを提供している。

ASPARLEXSAL は超党派的な資格にこだわらず、様々な政党にまたがって女性に平等な機会

を提供しようとしている。ASPARLEXSAL の女性はすべて政党の活動家であるが、初期の頃は、それぞれの党の指導者層に相談をしたり、グループを結成することに党の許可を求めたりしないことを意識した意思決定が行われていた。党に何かを求めるのではなく、協会の枠組の一環として、党のアイデンティティよりも女性としての自らのアイデンティティを優先することがメンバー全員に求められた。どの政党が女性にとっての関心事に関して措置を取ったかとは無関係に、このグループに属する女性のすべてが、こうした努力から女性全員が利益を得ることを支持し、認識するようにするためである。ASPARLEXSAL は超党派性を維持するよう努力する一方で、プログラムの受益者が研修を修了した後に党内で自らのスキルを活用できることを確保するために、政党に対して、同協会の種々のプログラムへの参加者をそれと認識することを要請している。

結果

FMLN の女性は、最近の選挙での同党の勝利から利益を得ている。2009 年には、議会選挙で当選した女性の 75% が FMLN 所属であった。つまり、議会の FMLN 議員 35 名のうち 13 名が女性で、議会に議員を送っている政党の間で、女性議員の割合が最も高いのである。

その一方で、ASPARLEXSAL の超党派的アプローチは、彼女らが関連諸政党のすべてと繋がり、それを維持することに役立ってきた。組織にとって目立つことの重要性を認識している ASPARLEXSAL は、立法議会のオフィスビルに正式な事務所スペースを確保した。この立地により、現職議員はオフィスの資源を活用するために容易に訪れることができ、また ASPARLEXSAL は立法上の意思決定に、特に女性に影響を及ぼす場合には、より多く関与できるようにになった。女性が政党の境界線を越えて働くことについて ASPARLEXSAL が先例を示した結果、立法議会内に立法アジェンダに直接の影響を及ぼすことのできる恒久的な女性議員団を設けようとする努力が行われた。

ASPARLEXSAL は集中的な 6 ヶ月間のプログラムで 160 名の女性を研修し、1～2日

間の講習でさらに数百名を研修してきた。ASPARLEXSALのプログラムを修了した多くの女性が、中央議会や地方自治体政府を含めて種々の公選職に当選し、プログラムへの女性参加者は、さらに踏み込んで、複数政党が参加する新たな女性ネットワークの創設の先陣を切るまでに至っている。

課題と今後の展開

FMLNとエルサルバドルのその他すべての政党が、女性の参加に関しても直面している課題がいくつかある。FMLNの党候補者のクオータ制は国政レベルで最も厳格に適用されているため、女性は州や市町村レベルの会議よりも議会でより良く代表が選出される結果となっている。州や市町村のレベルでは、クオータ制の適用にムラがあることが報告で示唆されている。現在、ジェンダーによるクオータ制の要件を満たさない名簿を提出する州と市町村は、必ずしも党の指導者層から反撃を受けていない。このことが、これらのレベルで当選する女性の数の少なさに影響してきた。同国で女性市長がわずか11%であることがその例である。

エルサルバドルにおける内戦後の移行は、女性の政治参加をもっと可能にする環境をつくり出す機会であった。移行期間中に女性は重要な

参加者ではあったが、今日の政治分野、特に政策が討論され、決定される立法議会において女性が平等な足場を得ることを確保するためには、もっと多くのことを成し遂げる必要がある。新世代の女性政治家は先達とは違って、戦時からのリーダーシップの確固とした経歴を携えてはこない。このことはさらなる課題であり、女性の参加を促進するためには新たな創意ある戦略が必要である。ここで取り上げたFMLNとASPARLEXSALの戦略は、女性にとっての政治的スペースを育む上で重要なステップであった。しかし、エルサルバドルの政治において女性の平等な参加を確保するためには、さらなる努力を行う必要がある。

章末注

- 1 本ケーススタディは、エルサルバドルにおけるすべての政党の取組についての包括的な分析を提示するものではなく、一部の政党と組織のとった具体的な措置を詳細に紹介するものである。分析と提言は必ずしも、UNDP又はNDIの見解を反映してはいない。
- 2 Inter-Parliamentary Union (IPU). (2010). "World Average: Women in National Parliaments". 2012年1月にアクセスした <http://www.ipu.org/wmn-e/world.htm> において閲覧可能であった。
- 3 2009年9月に行ったFMLNの党活動家との面接調査。
- 4 同上。
- 5 同上。
- 6 2009年7月に行ったASPARLEXSALの創設者との面接調査。

インド：クォータ制、議席枠及び政党¹

世界最大の民主国家としてのステータスを持っているにもかかわらず、インドは議会における女性の人数に関しては、これまでずっと、下から4分の1程度のランキングに位置してきた。2009年に行われたローク・サバー（下院）選挙で当選した議員543名のうち、女性が独立後最高の58名を占め、議会における女性議員の割合が10.7%に上昇するという記録が実現した。² 当選した女性議員のうち17名は年齢が40歳未満で、若い女性の有望な可能性を示唆している。さらに、プラティバ・デヴィシン・パティル（Pratibha Devisingh Patil）が2007年に当選して女性初の大統領になり、女性が与党であるインド कांग्रेस党を含めて4つの政党の党首の席に着くなど、女性が政治指導者層の最高位に就けるようになった。

こうした数字に現れる進歩は、地方レベルにおいて法律で義務付けられている議席枠制度を通じて、女性がより著しい伸長を達成してきたことの上に築かれた。1993年に憲法第73次修正と第74次修正が行われた結果、パンチャヤト・ラージ（*panchayat raj*）制度—インドの地方政府制度—が強化され、地方議会（*panchayat*）の全議席の3分の1と地方議会（*panchayat*）の全議長の3分の1を女性の枠とすることが指定

“インドのほとんどの政党の政策は現在、3分の1が女性というクォータ制を支持しているように見えるが、候補者の選定プロセス又は意思決定プロセスに意味をもたらすほど女性を含めることに関して、政党はさらなる措置をとる必要がある。”

された。憲法が修正されてからの15年間で、農村部の200万人を上回る女性がこれら地方政府の意思決定機関で職務を行ったと推定されている。³ カルナタカなどの一部の州は、憲法によって義務付けられる前でも、女性を農村部の政治に誘導していた。マディヤ・ブラデーシュ、ヒマーチャル・ブラデーシュ、ビハール、ウッタラーカンドを含むいくつかの州は、女性について義務付けられる地方議会（*panchayat*）の議席の割合を50%に引き上げている。

政党は、党の機構を女性に開放することと、女性に働きかけることのもたらす利点も認識しつつある。2009年6月にインド कांग्रेस党は、議会の下院初の女性議長にミーラ・クマール（Meira Kumar）を指名した。このことは、プラティバ・パティル（Pratibha Patil）がインド初の女性大統領になる上で同党がこれと同等な役割を果たしたことに続





いて、「女性寄りの」政党としての同党のイメージを押し上げた。⁴ さらに、ミーラ・クマールはダーリット (Dalit) に属しているため、このことは同党が下層カーストであるダーリット社会の男女双方に関する基盤を強化するのに役立つ可能性がある。 kongress党はソニア・ガンディー (Sonia Gandhi) を党総裁に選出したことに次いで、すでに 2005 年という早い段階で、党のすべてのレベルにおいて女性に 33% のクォータ制を実施した。

インド人民党 (BJP) も、カーストの様々な階層出身の女性の代表者が党の指導者層に増えるのを促すための努力を行ってきた。 BJP による女性の活躍促進への努力は、1981 年の党創設に関わり、党における女性の役割についての初期のビジョンを採用した 1 人の女性のリーダーシップから恩恵を受けている。党における女性の立場を高めようとする BJP の戦略には、女子学生、ICT の専門職や農村地域の女性を対象とした女性のリーダーシップ向上プログラムである「18 歳から 35 歳の若い女性のためのリーダーシップ・アカデミー」及び女性候補者のための資金援助と資金調達プログラムの提供が含まれていた。⁵ 2008 年、BJP の全国執行委員会は党の定款も改正して、党の指導的地位の 33% を女性枠とし、全国女性部の責任者を党の中央選挙委員会のメンバーとした。BJP の女性指導者はさらに踏み込んで、特に地方レベルにおいて画期的な政策を導入することに取りかかっている。⁶ ラージャスターン州では BJP の女性知事が女性有権者を対象とした選挙戦術を採用して支持基盤を拡大したため、この

知事は州選挙で圧勝することができた。

インドのほとんどの政党の政策は現在、3 分の 1 という女性のクォータ制を支持しているように見えるが、候補者の選定プロセス又は意思決定プロセスに意味をもたらすほど女性を含めることに関して、政党はさらなる措置をとる必要がある。⁷ 地方議会 (Panchayat) で女性が存在感を高めている地方のレベルでは、男性が地方の政党機構を支配し続け、党のために選挙で勝てる候補者として自分を売り込んでいる。中央議会内部では、男性優位である党の議員団が、発言者と取り上げられる政策課題を決定し続けており、国政でのクォータ制その他、女性からのより幅広い貢献のための 1996 年女性代表法案の前進を阻んでいる。

章末注

- 1 本ケーススタディは、インド国内における全政党の取組についての包括的な分析を提示するものではなく、一部の政党の具体的な措置を詳細に紹介するものである。分析と提言は必ずしも、UNDP 又は NDI の見解を反映してはいない。
- 2 ローク・サバーとは、直接選挙で選ばれるインド議会の下院である。(2012 年 1 月にアクセスした <http://loksabha.nic.in/>)
- 3 The Hunger Project. (2009). "Two Million Women Leaders and Counting: Indian Women Participate in Their Local Government." International Museum of Women: Women, Power and Politics Online Exhibition. 2012 年 1 月にアクセスした <http://www.imow.org/wpp/stories/viewStory?storyId=100> において閲覧可能であった。
- 4 Pasricha, A. (2009). "India's Parliament Chooses First Woman Speaker." *Voice of America News*. 2012 年 1 月にアクセスした <http://www1.voanews.com/english/news/a-13-2009-06-03-voa11-68826467.html> において閲覧可能であった。
- 5 2009 年 7 月に行った BJP の党活動家との面接調査。
- 6 同上。
- 7 2009 年 7 月に行ったインドの女性組織の総裁との面接調査。Nagpal, S. (2008). "BJP Reserves 33% of Party Posts for Women." *TopNewsIndia*. 2012 年 1 月にアクセスした <http://www.topnews.in/bjp-reserves-33-partys-posts-women-217313> において閲覧可能であった。

インドネシア共和国：候補者の募集と政党のクォータ制¹

この10年間、インドネシアは民主的移行において大きな進歩を遂げてきた。女性は国会の議席の18.2%を占めている。インドネシアの女性の党活動家と市民活動家は議会に対して、政党の国会に向けての候補者名簿の位置づけの義務を伴う女性30%クォータ制を主張し、成功したが、結局、2009年4月の選挙の数ヶ月前に非拘束名簿式が導入されたため、その努力は水の泡となった。女性候補者は、候補者名簿の意義ある位置に掲載を受けるために、党内で積極的に選挙運動を行うことを強いられた。

インドネシア闘争民主党（PDIP）は、2009年にPDIPの国会議員団の20%を女性が占め、女性を公選職に就けることに成功している政党の1つとなっている。選挙のクォータ制が最初に可決される前の2000年の段階で既に、PDIPの女性活動家は党の細則を改正して、党のすべての機構において女性を20%とするクォータ制を盛り込むよう働きかけることに成功していた。PDIPの女性党員は、党内クォータ制が党の職員や地方レベルにまで拡大されることを確保するための努力も行った。女性は、男性で占められることが多かった職員の地位に女性を就かせることの利点に党内での注目を引かせた。2009年には、PDIPで

“女性候補者は、候補者名簿の意義ある位置に掲載を受けるために、党内で積極的に選挙運動を行うことを強いられた。”

は女性問題担当の議長、副議長、及び副書記長を含めて、党内の上級レベルの47の地位のうち3つを占めていたが、女性党員は、女性を指導的地位に置くことだけでは、女性が重要な意思決定、戦略及び政策に影響を及ぼすには十分でないという事実についてもより認識した。党内クォータ制の人気を踏まえ、新たなクォータ制が2014年の選挙でより多くの女性候補の出馬や、当選を促すようになることを期待して、PDIPの指導者層は2010年には細則を改正して内部クォータ制を30%に引き上げた。

2009年の選挙の下準備で、PDIPの女性部門である**女性エンパワーメント部**は、政党名簿の勝てる位置への女性の掲載を促進するため、党の役員会の支援を仰いだ。インドネシアの有権者の多くはまだ非拘束名簿式に不慣れで、政党を選ぶ際に名簿の最初に掲載されている人に投票する傾向があるため、非拘束名簿式においても掲載順はまだ重要であることを女性党員と党指導者層の双方が認識した。そこで、党の指導





者層の女性が、女性候補者を名簿の上位に掲載することを進める上で重要な役割を果たした。政党名簿への個々の候補者の記載順を決定するに当たって、PDIPは、党での勤続年数、市民活動、賞罰や、受けた研修、学歴などの点を考慮の対象とする候補者の採点システムを確立した。このシステムは、面接調査対象者の一人が「非常に家父長的な」政治環境と表現した環境の中で、PDIPの女性がすでに基準を満たしており、考慮の対象となることを党に立証する上での助けとなった。²

PDIP女性エンパワーメント部は、女性候補者のための研修プログラムを立案、実施するために党の研修部門にも働きかけを行い、2003年にこのプログラムが設けられた。これらの研修は党内の女性の政治的スキルを高めようとするもので、女性が「地方レベルで彼女ら自身の利益を守ること」を学ぶのに力を貸す上で成功したと見なされた。³

とは言え、女性活動家はインドネシアの一部政党が、党の意思決定過程に影響を及ぼすことのできない地位に女性を配置して党内クォータ制を達成していることに懸念を表明し続けている。ある政党の党員は、

ほとんどの女性は「党支部の書記又は党支部の簿記係、時には党内の在庫係」の地位に配属されることが多いと述べた。⁴ 多くの女性政治家も、能力開発の取組は有益であるが、女性の新たなリーダーシップ・スキルは、カネと利益供与に影響を受け続けている政治制度においてはほとんど意味がないとコメントした。ある回答者は、選挙で勝つために最も重要な要素を順に挙げると、「カネ、政党名簿での（1位）掲載、家族のコネ、そして最後に選挙運動」となる、と述べた。非拘束名簿式は同じ政党の党員同士を互いに直接競わせるため、女性候補者にとっての資金調達ハードルをさらに引き上げると見なされている。

章末注

- 1 本コラムは、女性の政治参加を促進することを目指すインドネシア国内のすべての取組、又はすべての関係機関についての包括的分析を提示するものではなく、ある政党の具体的な措置のいくつかを詳細に紹介するものである。
- 2 インドネシア国内にいる一部の国際観測筋は、2009年の選挙で名簿が拘束式のままであったとしても違いは出なかつただろうと示唆した。というのは、1選挙区当たりの平均議席数が6で、数党がその議席を争ったために、どの党も各州で得る議席は1～2議席どまりだったからである。30%のジッパー型クォータ制があったとしても、女性は3番目に掲載され、いずれにしても当選しなかつただろう。よって、成文化された法定クォータ制は、議会における女性代表の増加の保証にはならなかつただろうというのである。
- 3 2009年8月に行った党の活動家との面接調査。
- 4 同上。

メキシコ合衆国： クオータ制と研修のための国家資金を通じた、 女性代表の支援¹

背景

メキシコ議会は、上院と下院から成る二院制である。両院共に、比例代表制と小選挙区制の並立制度を通じて選ばれる。メキシコでは再選は認められていないため、忠誠は個々の候補者に対するよりも政党に対する方が強くなり、1期の任期内に政治綱領を実施するよう、当選者にはより大きな圧力がかかることになる。

メキシコには競争が行われる複数政党制度があって、制度的革命党（PRI）、民主革命党（PRD）、国民行動党（PAN）が3大政党である。さらに、あらゆるレベルで政権を争う少数政党がいくつかあり、親分・子分関係のような要素はあるものの、党のイデオロギーに基づく政治綱領を保持している。中南米の近隣諸国のいくつかと比べると、メキシコは議会における女性の参加という点では出遅れている傾向がある。しかし政党は、女性のエンパワーメントを促進する措置を徐々に取りつつある。

本ケーススタディは、党内及び選挙という状況における女性の参加を促進するためにPANが実行した戦略のいくつかを提示する。PANは、女性に訴えかけることによって有権者基盤を拡大しようとしてきたメキシコで唯一の政党ではないが、党内クオータ制を採用したごく少数の右傾政党の1つである。本ケーススタディは、連邦レベルにおける女性の参加に焦点を当てる。



COMSTOCK IMAGES

キーワード

女性の結集
候補者の資金調達
党内クオータ制

一目でわかる メキシコ合衆国

議会の名称	連邦議会
議会の構成	二院制（上院と下院）
選挙制度の種類	小選挙区比例代表並立制（下院）
議会選挙	2009年7月
当選した女性の数	500名のうち141名（28.2%）

女性の参加を高めるべき論拠

女性の参加を高めるという圧力は、主要政党の女性だけでなく、市民団体の関係者や、ジェンダークォータ制をもつ中南米の近隣諸国の成功を注意深く見守っていた女性団体からも掛けられた。歴史的なものとなった2000年の選挙と、70年以上ぶりのPRIからの政権移譲の余波の中で、政党は、ますます競争の激化するメキシコの政治環境を無視することは困難であると判断した。PANの場合には、党が新たに得た支持者の伸びを確固たるものにする上で、女性有権者が重要性を持つことを政治指導者が認識したのである。

PANの女性黨員と他政党の女性がクォータ制法案を一致して支持したことにより、クォータ制法案を支持するようPANの党指導者に説得するのに最低限の必要量が得られた。政治に携わる女性は、メキシコの選挙法である『選挙の制度及び手続きに関する連邦法(The Federal Code on Electoral Institutions and Procedures)』（略語でCOFIPE）に法制化されたジェンダークォータ制を盛り込むために、市民活動家と協力した。このクォータ制はCOFIPEの第219条に記載され、政党は女性が候補者の最低40%を占めることを保証するよう義務付けられており、これは比例代表制選挙の候補者名簿と小選挙区制選挙の候補者の双方に適用される。² COFIPEの第220条も、政党名簿の少なくとも5名ごとに2名を女性とし、男性と女性を交互に掲載することを義務付けている。

クォータ制は、それまでの法律的政策や政党方針よりも強力な執行メカニズムをもつ前向きなステップであったが、メキシコの並立選挙制度では、クォータ制は、政治における平等を求める女性が直面する多数の課題に対する唯一の解決策としては不十分であることが判明している。中道右派のPANは、国政でのクォータ制を強く主張し、補完的な党の取組を実施して女性の政治参加を阻んでいる種々の障害物に対処しようとしてきた政党の1つである。

採用された戦略

A. 改革のための戦略的提携を構築する

党内における女性の現状改革主義という強力な基盤の上に立って、PANの女性は国政レベルでのジェンダークォータ制と、女性候補者の研修を可能にする政党公的資金提供法に対してPANの支持を得るため、また、党内クォータ制を確立して、こうした国政での改革の機運を利用し、女性黨員をより有利な立場に置くために、他の政党や市民運動関係者との**戦略的提携**を活用した。

メキシコにおける国政選挙でのクォータ法は、メキシコの市民団体ならびに女性活動家と主要政党の議員が1991年から2008年にかけての長期間にわたって行った**超党派的**キャンペーンの成果であった。この連携は、より多くの女性を議会に選出するという優先課題をめぐる組まれた。これらの女性のアドボカシーへの努力は、1992年、1996年、そして1998年に重大な岐路に立ち、1993年と1996年にはかすかな一連の改革が始まるという、それなりの初期的成果を見た。30%というジェンダークォータ制は最終的に2002年COFIPEの第175条のもとで効力を獲得し、2007年には強化されて、現在の45%という形になった。

公正とジェンダー問題に関する委員会(Parliamentary Commission on Equity and Gender Issues)に所属する女性議員は、政党を分かち境界線を越えて2007年の選挙改革に関わり、この問題を検討のテーブルに載せる上で重要な役割を果たした。2007年COFIPEのクォータ制の策定に助力した、この同じ女性党活動家の多くが、それぞれの所属政党で党内クォータ制の提唱に関わり、1996年法と2002年法で起きたように、女性が政党名簿の最下位に埋もれるのを防ぐような**執行メカニズムを定めることの必要性を認識していた**。その結果、2007年法は、女性候補者のクォータ制を満たしていない政党には、公的なけん責の前に名簿を是正するための48時間が与えられ、戒告を受けてから24時間後に変更が加えられていない場合には、連邦選挙機関(IFE)の総

会 (General Council) が名簿の登録を却下する (COFIPE 第 221 条) ことを定めている。

PAN の女性指導者は、党の男性指導者が 2007 年改革を支持するように教育活動とロビー活動を懸命に行い、当時の PAN 総裁で党全体を一丸にする上で重要な役割を果たした German Martínez Cázares の支援を求めた。すでに議会と党の指導部の中で認知度の高い地位を勝ち取っていた PAN の女性指導者は、Cázares から耳を傾けてもらえ、党の支援を求めるロビー活動において信頼性を証明することができる有利な立場にあった。

クオータ制に対する党内の支持を確立するための道ならしをする際に、PAN の女性活動家は PAN における女性の現状改革主義の長い歴史を利用した。同党における女性の役割は、長年の内に大きく発展してきた。党の創設から間もないころ、PAN の「女性の活躍促進委員会 (Commission for the Promotion of Women)」には、党の催しでの食事・宿泊の取りまとめや、様々な政治キャンペーンでのボランティア活動などの責任が含まれていた。最近では、党の若い女性党員は「積極的、新鮮で権力のある役割を引き受けることをためらわない、若い新世代の PAN 党員」の一部となっている。³

B. 党内クオータ制

PAN は、女性が党の機構全般にわたって代表されることを確保するのに役立つ方針もいくつか策定してきた。党で最も力のある意思決定機関は、全国評議会 (National Council) と全国執行委員会 (National Executive Committee) の 2 つで、その双方に 30% 以上の女性メンバーがいる。PAN は CEN、州委員会と市町村委員会について 40% の党内クオータ制を実施したが、この基準の全面的な達成においては課題に直面してきた。メキシコのその他の政党も、PRI 及び PRD を含めて党内クオータ制を実施してきた。2001 年に PRI は党の細則の第 38 条を改正して候補者指名における男女の均衡を定め、1993 年には PRD が自主的な党内クオータ制を採択した。

PAN では、市町村委員会の委員を決める地

方党員による直接選挙においても、党の地方レベルの機構により多くの女性に関わることを促進してきた。所属するコミュニティで指導力があることを実証した女性は、地方党員の関心を集めることにかけては、PAN の州評議会及び全国評議会によって任命される全国執行委員会や州委員会のメンバーよりも成功してきた。

クオータ制と直接選挙の実践は、すべての意思決定過程で女性が平等に代表されることを保証はしないが、党の方針、政治綱領や意思決定に影響力をもつ PAN の意思決定機関には女性が存在している。さらに、党の政治綱領の草案は党の女性部の書記にも渡されるため、書記はその最終決定前にジェンダーの視点から草案を精査し、PAN の女性にとっての関心事項が反映されることを確保できる。ある党役員によれば、「女性は政治綱領、プロジェクト、政策、意見や公開協議等において重要であり、物事のやり方について相談を受けている」。⁴

C. 政党への公的資金提供

PAN 及びその他の政党は、COFIPE の第 78 条に定められているメキシコの「2%法」の可決に関わり、これを利用しようとしてきた。この条文は、政党への公的資金の最低 2% を、特に女性の政治的リーダーシップの研修、促進及び開発を目指すプログラムに使用することを命じている。その金額は、女性の政治的ニーズのすべてを賄うには不十分であるが、同法は、政党が女性の研修と女性が党内での立場を強化することへの支援にある程度の資源を投入することを強制している。国家資金は、研修のワークショップの実施や女性部のための機器設備の購入など、広範にわたる女性のニーズのために充当することができる。この国家資金の使用法についての決定は、最初は党の中央事務所によって行われ、その後は州の政党の女性部によって行われる。ただし政党の中央事務所は、資金が適切な方法で割り振られ、使用されることを確保するために、PAN の州委員会に研修作業計画の提出を義務付けるなど、追加的な対策を実施することができる。この資金を適切に使用しなかった PAN の州の会計責任者の中には、更迭された者がいた。

結果

COFIPE のクオータ制条項は、メキシコの政治に女性を参入させる上で役立ってきた。クオータ制が可決される前の 2000 年にメキシコ議会の両院において女性が占めていた議席は 18% であったが、2009 年の選挙では当選した議員の 28% が女性となった。⁵

PAN 内部では、市町村の党事務所における女性の参加が、女性党員の自信と政治的スキルの形成にも役立ち、州や国政レベルにおける女性の参加に徐々に影響を及ぼしている。女性は現在、PAN の州議員の 24.3% を占めており、この数字は国政レベルでの平均、21.4% を上回っている。⁶ さらに、ある党活動家は、地方レベルにおいて、より多くの女性ボランティア活動家が地方の公選職に出馬するようになっているが、そのことは、女性が「単なるボランティアから意思決定方法を学ぶこと」へと移行することの助けになっていると受け取っている。2%法は、研修を受けた女性が政府の様々な下位レベルから国政の場へと移行する道を整えるとも期待されている。ただしこれは新しい法律であるため、その有効性についての完全な判定が行われるのは、まだこれからである。

課題と今後の展開

COFIPE のクオータ制規則は、選挙の政党名簿部分にのみ適用され、選挙区における候補者の指名には適用されない。メキシコ議会には、女性が就任した後に議席を男性の後任に譲るといった新たな傾向が生じている。2009 年 7 月に行われた選挙から就任宣誓までの数週間に、11 名の女性が議員を辞任して、その議席を男性が補充した。公選職に就いた女性についてのこの補充慣習は、メキシコ全国の女性活動家、学者、そして党派に属さない公務員によって文書で立証され、非難されている。これら外部関係者はクオータ制と 2%法の双方について、より厳格な規制とモニタリングを行うことを要求している。

2009 年現在で、メキシコの 32 の州のうちの 18 州も、州の立法機関についてクオータ制を制定しており、チワワ、オアハカ、ソノラ、シ

ナロアの各州が 2000 年にその先陣を切っていた。しかし、地方のクオータ制には様々な不備があることが明らかにされ、2006 年にソノラ州は法律の書かれ方のせいで女性が代表を出すことが妨げられていることを認めて、クオータ制を廃止することまで行った。⁷ 同様に、市町村の政党の役職に足がかりを得た女性も、地方の公選職を勝ち取る上で同等の成功を経験してはならず、女性がメキシコの市長に占める割合は、依然として 5% に満たない。

メキシコの党内クオータ制が、女性のために生み出した成果には、極めて一貫性がない。PRD はメキシコで初めてクオータ制を採用した政党だが、同党がクオータを達成したのは、1997 年の 1 度だけである。PAN のメキシコ州の州委員会の女性は、総数 107 名のうちわずか 7 名である。⁸ このレベルでの女性の欠乏が、ひいては党の上級レベルにおける女性の機会を制限している。ある回答者はもう 1 つの傾向、すなわち PAN で最も積極的に活動している女性は「独身、未亡人、又は離婚者」のいずれかであることにも触れた。⁹ このことは、主たる育児・介護の担い手が家庭生活と政治生活を十分に両立させることのできる、十分にジェンダーに配慮したやり方を PAN が実施してはならず、ひいては女性が政治的キャリアを追求するのを妨げていることを示唆している。

様々なクオータ制は、クオータを満たす供給源となっている女性要員の多様化をも保証していない。メキシコでは、女性政治家のほとんどが都市部出身で教育程度が高い傾向にある一方で、資源が乏しく教育程度の低い農村部の女性は、今なお、正式な政治領域に入る上で大きな障害に直面している。その結果、地方的、全国的な問題に対する解決策を練る際に、これらの女性の能力をほとんど活かせなくなってしまうのである。

さらに、ジェンダークオータ制に関する現行の法律と政策を、メキシコに 1,200 万人いる先住民に合わせる必要がある。先住民人口の多いメキシコの諸州で定められている「慣習 (“Uses and Customs”）」法が、先住民の伝統的な統治機構と慣習を保護し、女性にとってさらに課題

を突き付けているのは、先住民社会における女性の役割が、しばしば意思決定機構の外部者として定められているからである。

総じて見ると、メキシコの事例は、クオータ制が女性の代表を出すことに取り組む上での入口に過ぎないことを実証している。再選が禁止されていることを考慮すると、特にクオータ制には意味のある執行メカニズムを持つことと、女性が、個人としても集合体としても、当選して効果的に統治を行うのに必要な人的・資金的資源の問題に対して党が補完的な対策を行うことの双方が必要である。

章末注

- 1 本ケーススタディは、メキシコ国内におけるすべての政党の取組についての包括的な分析を提示するものではなく、いくつかの政党の具体的な措置を詳細に紹介するものである。分析と提言は必ずしも、UNDP 又は NDI の見解を反映してはいない。
- 2 IDEA, Stockholm University and IPU. (2010). "Mexico." Global Database of Electoral Quotas for Women. 2012年にアクセスした <http://www.quotaproject.org/uid/countryview.cfm?country=157> において閲覧可能であった。
- 3 2009年8月に行った PAN の党活動家との面接調査。
- 4 2009年8月に行った PAN の党役員との面接調査。
- 5 Globalis. "Mexico: Seats in Parliament Held by Women". 2012年1月にアクセスした http://globalis.gvu.unu.edu/indicator_detail.cfm?IndicatorID=63&Country=MX において閲覧可能であった。
- 6 PAN のある党活動家によって提供された統計。
- 7 IDEA, Stockholm University and IPU, 2010.
- 8 同上。
- 9 2009年8月に行った PAN の活動家との面接調査。

モロッコ王国： 党の候補者クォータ制を促進するための党派横断的現状改革主義¹



キーワード

女性の結集
候補者クォータ制
党方針

一目でわかる モロッコ王国

議会の名称	モロッコ議会
議会の構成	二院制（参議院と衆議院）
選挙制度の種類	比例代表制（下院）
議会選挙	2011年11月
当選した女性の数（下院）	395名のうち67名（17%）

背景

モロッコには、比較的強力な君主制が議会制と共存する混成的政治制度がある。下院は、比例代表制を通じて選出され、上院は地方議会、職能団体及び労働組合から間接的に選ばれている。下院には18政党から代表を出しており、いくつかの院内会派に組織されている。6政党が、議会に25以上の議席をもっている。

2002年に、諸政党が、下院の30議席（議員総数の10%）を全国名簿に掲載される女性のための議席枠とする憲章に署名した。² その結果、女性が2002年に当選した議員の10.7%、2007年には10.5%を占めた。この割合は2011年の選挙前に2倍の60議席に引き上げられ、女性は今や議会において17%の議席に就いている。こうした協定の存在しない上院においては、女性の割合は2%に過ぎない。

本ケーススタディは、政党内と選挙という状況において女性の参加を高めるために市民団体と政党が実行しているいくつかの取組を提示するが、これらだけが、モロッコにおけるそうした取組ではない。本ケーススタディは、国政レベルにおける女性の参加に焦点を絞るが、国政レベルでの参加の割合は、統治の他のレベルにおけるよりもずっと高い。

女性の参加を高めるべき論拠

2004年のアラブ・サミットにおいて、国家指導者たちは、「政治、経済、社会、文化、教育の分野における女性の参加の幅を広げ、社会における女性の権利と地位を強化すること」への取組を表明した。³ モロッコでは、女性の政治的な地位と政治への参画の展望は、民主主義国を目指して過去10年間にわたって行われたモロッコの総合的な制度改革のプロセスと並行して開けてきた。モロッコ政府は、選挙で選ばれる組織に女性が代表を出すことを促進し、ジェンダーに基づくあらゆる形態の差別を防止することに取り組んだ。⁴ こうした明確な取組が存在し、近年は前進してきたものの、政治生活への女性の参加は相変わらず課題に直面している。⁵

採用された戦略

A. 女性の結集

モロッコの女性は長年にわたって、政党における女性部を含めて、また政党とつながりをもつ独立の団体を通じて、社会や政治への参加の向上に邁進してきた。彼女らの連携した努力は、2003年の家族法 (*Mudrawana*) 改正を導きだす上で、決定的に重要な要因であった。同法は、以前の法律で女性の司法上の地位が劣っていたために女性が直面した文化上、司法上の差別に対処するものであった。⁶ この改正は、女性の社会的・政治的地位に対する他の変更の参考になると同時に影響も受けたものであった。

女性の市民団体と女性党员が連携して、女性の政治参加の価値や、モロッコ憲法における女性の平等な権利の規定についての意識向上に努めた。実に広範にわたる女性の地方組織や国際組織が結集して国政でのクォータ制を主唱し、認識向上キャンペーン、公開のセミナーや講演、さらには研修活動などを通じて女性が代表を出すことに対する一般の意識とメディアの関心を徐々に高めた。女性の排除、女性の参加権、クォータ制の役割などの問題をめぐる議論が広く行われ始めた。⁷

市民運動や政党の女性指導者は、クォータ制

キャンペーン全般を通じて、主要政党の男性指導者層や首相、王宮へのロビー活動を行う際に、女子差別撤廃条約 (CEDAW) などの国際協約や、国際社会におけるモロッコの立場を向上させる機会を梃子として活用した。

B. 選挙クォータ制

女性の政治参加を向上させるための闘いは、連携した女性組織が協調して実行したアドボカシーキャンペーンで融合した。20の政党の女性部と女性の権利団体によって構成された全国委員会が、女性により大きな政治参加を認める政治的・法的提案に対する支持を高めるために、政党指導者、閣僚や一般大衆に対して働きかけを行った。⁸ 2002年にはこの組織だったアドボカシーの取組が、議会の下院で30議席を女性のために全国名簿から充当する枠として設けるという政党間での協定に結実した。このクォータ制は、正式に決定されて法律になることはなく、政党間の「協定」として存在した。

この協定を基礎として、政府は2008年に市町村の選挙のために12%のジェンダークォータ法を導入し、それが翌年の選挙に適用された。この改正選挙法の一環として、様々な市町村議会に議席が追加されたため、政党が合意された基準を達成することが可能になった。公選される地方機関で女性の代表の割合を最低12%とすることを要求するクォータ制が採用された後の2009年6月に行われ、女性の参加が躍進した歴史的な選挙で、3,400名を上回る女性が地方の公選職に選ばれた。⁹

2011年の憲法改正により、国政での女性の議席枠は倍増して、395議席のうち30議席から60議席 (15%) へと引き上げられた。選挙法も、議席数を増やし、候補者名簿の構成を改革するように修正された。こうした変更と、市民団体と女性グループが果たした積極的な役割により、議会における女性議員の割合は2011年の選挙で10%から17%へと上昇した。¹⁰

C. 党の方針

モロッコで展開している政治状況の中において、人民勢力社会主義同盟 (USFP) が2000

年の第6回大会中に、地方と国のレベルにある党のすべての委員会と指導的機関について20%という党内クォータ制を定めた初めての政党であった。同党には、選挙の候補者名簿における女性代表についても、20%のクォータ制を定めていた。党の指導者層の支持を得るのに役立つため、女性の党活動家は女性の権利拡張キャンペーンと、女性の政治への完全参加を結び付けて、男女共同参画、民主化、モロッコと国際社会との対外関係改善などを巡るより幅広い議論へとつなげた。USFPとは別に、イステイクル党は女性が全国名簿に掲載されることを確保するために選定基準を採択している。¹¹

モロッコの主要政党のほとんどが、女性の問題や女性党員のニーズを取り上げる女性部又はこれに類する党内機構を設立している。進歩社会主義党(PPS)が党の意思決定過程に女性が代表されることを確保するために、平等評議会を設けたのがその例である。USFPは党の政策綱領に女性の権利を反映させるよう努力し、モロッコ人女性と外国人男性の子供に権利を保証する国籍法などの問題に取り組んでいる。他の政党は各自の支持者層の声に対応して類似の活躍促進戦略を実行し、それが女性のエンパワーメントと見なされることが望ましいと考えている。

結果と今後の展開

憲法改正と選挙改革、そして女性の議席枠の正式化により、モロッコの女性は政治に参加できるようになった。女性の議席枠が合意される前は、議会の下院議員となった女性は2名だけであった。これに対して2009年の市町村選挙では、地方レベルでのクォータ制により、当選した女性地方議員の数が127名から3,400名以上へと期待を上回る大躍進を見せ、就任可能な議席の12.4%を女性が占めている。総じて見ると、クォータ制はすべての政党にわたって20,000名以上の女性に、2009年の選挙で立候補する動機をもたせた1つの要因であった。¹²

ただし、クォータ制への依存が強いのは、一つには、他の方法で女性の政治参加を促進させる補完的な戦略又は政策が不足しているためで

ある。さらに、政党の財源の多くは、公的資金提供制度を通じて提供される。こうした公的資金の支出方法についての決定権は、相変わらず党の男性指導者層に集中しており、女性候補者が、選挙運動を成功裡に実行するのに必要な資金を必ず受け取れるようにする機構は設けられていない。

政党間の協定を通じての女性の進出は、モロッコのすべての政党で女性指導者層の拠点を築くのに役立った。モロッコの民主制が進化を続けるにつれ、これら政党の機構は、政治に携わる女性がより幅広い役割を演じ、影響力を発展させるのを育む上で有効な位置づけを持つだろう。すでに地方レベルで選出され、党の境界線を越えて働こうとしている女性は、クォータ制や、草の根から生まれる他の政策のより強力な実行を提唱するための努力をリードすることができる。

章末注

- 1 本ケーススタディは、モロッコ国内におけるすべての政党や組織のすべての取組についての包括的な分析を提示するものではなく、ある時点におけるいくつかの具体的な措置を紹介するものである。分析と提言は必ずしも、UNDP又はNDIの見解を反映してはいない。
- 2 Tahri, R. (2004). "Women's Political Participation: The Case of Morocco." In Julie Ballington, ed. (2004). *The Implementation of Quotas: African Experiences*, International IDEA, p.32. 2012年1月にアクセスした http://www.idea.int/publications/quotas_africa/index.cfm において閲覧可能であった。
- 3 United Nations International Research and Training Institute for the Advancement of Women (UN-INSTRAW). (2009). "North Africa: Women's Political Participation". *Women Living Under Muslim Laws*, <http://www.wluml.org/node/5231> において閲覧可能。
- 4 Gribaa, B. (2009). *Mapping of the situation of women participation in politics in Algeria, Morocco and Tunisia*. UN-INSTRAW and Centre for Arab Women Training and Research (CAWTAR). 2012年1月にアクセスした <http://www.womenpoliticalparticipation.org/upload/publication/publication2.pdf> において閲覧可能であった。
- 5 UN-INSTRAW, 2009.
- 6 Gribaa, 2009.
- 7 Tahri, 2003.
- 8 Liddell, J. (2009). "Gender Quotas in Clientelist Systems: The Case of Morocco's National List." *In al-raida (The Pioneer)*, Issue 126-127, pp.79-86. 2012年1月にアクセスした <http://inhouse.lau.edu.lb/iwsaw/raida126-127/EN/p001-105.pdf> の p.82 において閲覧可能であった。
- 9 National Democratic Institute for International Affairs (NDI). (2009). "Morocco". 2012年1月にアクセスした <http://www.ndi.org/morocco> において閲覧可能であった。

- 10 Make Every Woman Count. (2011). "Women Political Participation & Elections Monitoring: MOROCCO Parliamentary Election 2011". 2012年1月にアクセスした http://www.makeeverywomancount.org/index.php?option=com_content&view=article&id=2124:morocco-parliamentary-elections-2011&catid=69:political-participation-a-electionmonitoring&Itemid=170 において閲覧可能であった。
- 11 Liddell, 2009, p.83.
- 12 Morocco News. (2009). "Over 20,000 women to run for 2009 local elections". 2012年1月にアクセスした <http://morocco.marweb.ma/politics/women-local-elections.txt>, において閲覧可能であった。

コラム

ペルー共和国：女性フォーラムによるクオータ制の提唱

“女性フォーラムは、地域における新たなクオータ制を梃子に、国政でのクオータ制を提唱することができた。”

メキシコの例で実証されたように、1990年代には中南米において、女性のためにより大きな政治的機会を創り出すことの必要性についての意識が高まり、その結果、相次いでクオータ法やクオータ制が可決された。1994年には、女性フォーラムという名のペルーの女性組織の連合体が地域における新たなクオータ制を梃子に、国政でのクオータ制を提唱し、女性の主要な党活動家からの支持を得て、フジモリ前大統領を

説得することに成功し、クオータ法に関する議会審議で彼が率いる与党に支持させた。

1997年には、市民団体と政党の女性指導者の協調した努力が、政党名簿の25%クオータ法の可決の成功へとつながり、それに続いて、国政、市町村、地方の選挙における法定クオータ制が30%へと引き上げられた。このクオータ制を守らないと、政党は名簿を却下される事態に直面する。このクオータ制の執行メカニズムはまだ適用されることがないが、クオータ制の可決は議会における女性議員の実質的増加への扉を開き、2006年の選挙では女性数が11%から29%に増えた。

ルワンダ共和国： 憲法を用いた、紛争後に女性が獲得したものの制度化¹

背景

ルワンダは1990年代初頭に内戦を、そして1994年には集団虐殺を経験した。現在は政党となっているルワンダ愛国戦線（RPF）がルワンダに安定をもたらし、国の再建という骨の折れる継続中の課題で指導的役割を担ってきた。2003年には、虐殺以降初めて行われた大統領選挙でカガメ大統領が選ばれ、国家元首としてのこの地位を維持した。

ルワンダは2008年に、女性が議席の56%を占めて、女性議員が議会の下院で過半数を占める世界初の国となった。² この偉業は、政界への女性の参加と、憲法で保障されたクオータ制の実施を奨励しようとする虐殺後の慎重な努力の結果であった。にもかかわらず、女性の政治参加という点でルワンダが先頭に立っていることは、民主主義を確立する上での同国の幅広い課題を背景において理解しなければならない。

本ケーススタディは、女性の政治的エンパワーメントを促進するためにルワンダ愛国戦線が実行した戦略のいくつかを提示するものである。女性活動家の連携した努力と男性指導者の支持が女性の議席枠の採択と党内クオータ制にどのように繋がったかを明らかにする。結果として、ルワンダは下院における女性の割合が世界で最も高くなっている。



UNDP

キーワード

自主的クオータ制と法制化されたクオータ制
女性の結集

一目でわかる ルワンダ共和国

議会の名称	ルワンダ議会
議会の構成	二院制（上院と下院）
選挙制度の種類	比例代表制と議席枠（下院）
議会選挙	2008年9月
当選した女性の数	80名のうち45名 (56.3%)

女性の参加を高めるべき論拠

女性の政治参加に対する支援は、1994年から2003年にかけての解放期間に遡ることができる。移行期間中、議員は直接選挙によるのではなく、政党によって任命されていた。RPFは決まって、割り当てられる議席の50%近くまで女性を任命した。³ これら女性党活動家は、ある評論家によれば、反政府運動が政権の座に就いた後に女性が政治から疎外された他のアフリカ諸国における先例を認識していた。⁴ このため2003年に、女性はルワンダがその轍を踏むのを防ぐために団結し、ルワンダ憲法に30%のクォータ制を正式に定めることを主張して、そのことに成功した。⁵

集団虐殺とその余波も、ルワンダ政府が女性のリーダーシップを促進することに影響を及ぼしていた。直後の余波として、とてつもない社会的激変が起き、女性が生存者の過半数を占めていた。女性は新たな経済的・社会的な役割を担い、文字通り家庭と国家を再建した。女性が公的な役割をも担い、政治的優先課題の方向づけに発言権をもつことは必然であった。政府への女性の参加は、集団虐殺後のルワンダで女性が果たしてきた新たな役割の当然の帰結であった。

集団虐殺で夫を亡くし、事件後に加害者の妻たちと協力してコミュニティを再建した未亡人たちが、手本として国民に示された。集団虐殺の問題を扱うために設けられた連帯と和解委員会、ガチャチャ裁判などの主要機関は女性によって率いられた。国の社会構造を破壊させ得る戦争、暴力や難民などは、社会変革の機会に通じる窓口ともなり得る。ルワンダの女性の場合には、このことが当てはまった。

採用された戦略

A. 女性の結集

平和への移行中に、ルワンダの女性活動家は政治的指導者が公言した取組を制度化し、女性が政治機関のあらゆるレベルにおいて代表される平等な機会を持ち続けることを確保するために働いた。RPFはクォータ制を支持し、女性

の政治的リーダーシップの経験の形成や、有権者を女性候補者への投票になじませることに取り組んだ。

ルワンダの政治指導者が女性の政治的平等に取り組んだため、クォータ制を憲法に盛り込むことが可能になった。RPFが親女性的立場を取ったために、他の政党もこれに倣うことが必要となり、ルワンダでは有権者の過半数が女性であるだけに、それがなおさらであった。他の政党がこういった改革に反対したり、女性を重要な地位につけたりすることを拒否していれば、政治的に疎外されるリスクが大きくなったはずである。

この問題に関するカガメやRPFの政治的指導力と一致したのが、女性の草の根組織や女性党員のアドボカシーキャンペーンであった。この女性の運動は、集団虐殺後の国の再建にこれほど重要な役割を果たしてきた女性が、新たな政治体制の一部となることを確保しようとした。女性組織は、カガメの支持は貴重ではあるが、国の指導者層が常に男女共同参画政策を支持することを前提にはできないことを理解しており、そのため、女性の権利を法律的に成文化することを推し進めた。ルワンダの女性組織は統括組織である*Pro-Femmes/Twese Hamwe*によってよく代表されている。この組織は政府及び女性指導者と緊密な協力関係にある。女性の市民団体の指導者は、相続法、強姦や性に基づく暴力を刑事犯罪とすること、2003年の憲法に定められたクォータ制などを含めて、ルワンダにおける女性の法的立場を向上させた最近の変革の多くを主唱してきた。

B. 女性の参加のための国家機構を設ける

集団虐殺後初の政府は、政府のあらゆるレベルにおける女性の参加の土台を築く機構を設立した。隣組から国のレベルまで、政府の数多いレベルのそれぞれに、女性評議会の制度が定められた。当初、各レベルの女性評議会の代表1名が、そのレベルの公共の議会に議席枠1つを持ち、女性評議会と政府の間のつながりをつくり出した。女性評議会は女性がリーダーシップ・スキルを伸ばし、様々なコミュニティにおいて

支援を築き上げる機会を提供した。憲法に定められるクォータ制が採択されて議会の30%の議席が女性枠となった2003年、これらの議席は既存の女性評議会制度に属する女性によって充たされた。

女性評議会に加えて、ルワンダは女性を政治職に引き入れるための画期的な選挙制度を他にも採用した。たとえば2001年と2006年に行われた地方の地区選挙の際に、各有権者は一般票、青年票、女性票の3票を与えられた。この制度は、何名かの女性が地区の議会に選出されることを保証し、女性候補者に投票するという経験をも有権者に与えて、女性が公的なリーダーとしての役割を求めないようしてきた国において、女性に投票することを容認可能な政治的プロセスの一部とした。

C. 憲法におけるクォータ制

ルワンダの憲法は、CEDAWを引用し、女性代表のクォータ制を定めていることで名高い。すべての意思決定機関において、30%のレベルで女性が参加することを憲法が命じているのである。このクォータ制は議会だけでなく、大統領の内閣、司法府や地方政府にも適用される。

憲法の各条項により、議会下院の80議席のうち24議席が女性枠となり、これら議席は、独立した女性のみ選挙名簿を通して充たされている。議席枠に加えて、政党は各自の自主的クォータ制を採用して、政党名簿における自党の候補者の30%が女性であることを確保している。議席枠と政党の自主的クォータ制が相まって劇的な結果を生み、2003年の選挙では議席の48.8%、2008年の選挙では56%を女性が占めた。

結果

ルワンダ女性の影響力は議会に限られず、意思決定機関全般にも及んでいる。地方議員、市長と副市長の30%以上が女性である。商務大臣、教育大臣、東アフリカ共同体担当大臣、そして人権委員会委員長、最高裁の裁判長、ガチャチャ裁判所の責任者や警察長官代理(Acting Chief of Police)を含めたその他の官職にも女性がいる。ある回答者は、「ルワンダは女性の

権限を尊重するようになった。この国の本当に中心をなしている機構のすべてに女性がいる」とコメントした。⁶

RPFはクォータ制を生み出す上で主要な役割を果たしたが、その他の政党も法律を守り、女性を指名して議会に女性議員を選出してきた。少数政党所属の女性は、RPFとの連立の一部として、政府の上級職に就いている。

議会で女性議員の割合が多いことが女性議員団の活発さに繋がっている。1996年に設立されたこの議員団は当時、ルワンダの議会において初めての超党派の議員団であった。その設立者の1人によれば、女性議員フォーラム(Forum of Women Parliamentarians)は、「女性の出身を考えず、人種又は政党に基づく分裂や差別なしに、女性の利益を守ろう」としてきた。⁷ 移行期間中は特に、女性議員はルワンダの女性の利益が脅かされていると感じた時には、たびたび政党を分かち境界線を越えた。女性議員の大半が、立法院において女性の利益が真剣に受け取られることを保証する役割を果たしたのである。

ルワンダのいくつかの重要な立法は、女性の代表が多いこと、そして女性議員フォーラムの強さによるものであると考えられる。⁸ 相続・継承法(1999年)、児童保護法(2001年)、ジェンダーに基づく暴力禁止法(2008年)などがこれに当たる。女性は、国籍、集団虐殺犯罪の分類、証人保護に関する法律を含めて、他の立法がジェンダーに配慮し、子供に優しいものであることを確保する上でも影響力があった。

課題と今後の展開

ルワンダの経験は、クォータ制その他の手段を介しての政治における女性の進出は、憲法の起草の段階で成文化された場合に特に有効になり得ることを実証している。憲法にクォータ制を含めることが、政党にこの問題を委ねるよりも好ましいのは、こうすればすべての政党が遵守を強いられるためである。

指導的地位にある女性は、私的な役割と公的な役割のバランスを取ることをはじめとして、

いくつかの課題に直面してきた。女性が公人生活に入ることが期待される一方で、これに対応して、家族や家庭生活における女性の責任を減らそうとする運動は行われてきていない。女性のリーダーシップに対する一般の容認度は大幅に変化した。女性の家庭や社会での役割に対する伝統的な期待は変わっておらず、女性が二倍の仕事量を担う羽目になることが多い。

同時に、女性議員は男性よりも大いに一般の批判の対象となってきた。2008年の選挙で、ルワンダの主導的な英字紙の社説が、女性は2003年の選挙以来、国のために何をしてきたか、と問うたことがその例である。この社説は、同じ期間中に男性議員が国のために何をしてきたか、とは問わなかった。女性は新しい役割を演じていることが特に目立って、男性の同僚よりも高い基準を適用されることが時としてある。先駆的世代のメンバーとして、ルワンダで公選職に就いている女性のミスや失敗は入念に精査される。民主主義の確立と、国の議会に過半数の女性を選んだ世界初の国であるという歴史的な偉業の達成は、ルワンダの女性を待ち受けている政治上の重要なハードルである。

章末注

- 1 本ケーススタディは、ルワンダ国内におけるすべての政党の取組についての包括的な分析を示すものではなく、いくつかの政党が取った具体的な措置を詳細に紹介するものである。分析と提言は必ずしも、UNDP 又は NDI の見解を反映してはいない。
- 2 Inter-Parliamentary Union (IPU). (2008). "IPU Applauds Rwanda as First Parliament to Elect a Majority of Women Members (2008)". 2012年1月にアクセスした <http://www.ipu.org/press-e/gen311.htm> において閲覧可能であった。
- 3 Powley, E. (2003). "Strengthening Governance: The Role of Women in Rwanda's Transition." Hunt Alternatives. 2012年1月にアクセスした http://www.huntalternatives.org/download/10_strengthening_governance_the_role_of_women_in_rwanda_s_transition.pdf において閲覧可能であった。
- 4 2009年11月に行った、市民団体の専門家との面接調査。
- 5 Ministry of Defense Rwanda. "Constitution of the Republic of Rwanda (2003)". 2012年1月にアクセスした http://www.cjcr.gov.rw/eng/constitution_eng.doc において閲覧可能であった。
- 6 2009年に行った女性活動家との面接調査。
- 7 同上。
- 8 Powley, E. (2008) "Defending Children's Rights: The Policy Priorities of Rwandan Women Legislators." Hunt Alternatives. 2012年1月にアクセスした http://www.huntalternatives.org/pages/7859_defending_children_s_rights_the_legislative_priorities_of_rwandan_women_parliamentarians.cfm において閲覧可能であった。

セルビア共和国：政治的変革のための女性会の結集¹

セルビアは、立法権が政府とセルビア共和国議会（Narodna skupština Republike Srbije）の双方に付与されている共和国である。女性は2008年の選挙で共和国議会の議席の21.6%を得た。きわめて多数の政党が政治権力を争っており、政党は共和国議会の政策議題に影響を及ぼすために連立を形成することが必要となる場合が多い。G17 プラスは自由保守主義政党で、17名の自由市場主義エコノミストのグループによって結成された市民団体が母体であった。セルビアのG17 プラス党には強力な女性会があって、それがセルビア議会におけるG17 プラス議員団の中での女性の代表を増やし、影響力をもつ党内の地位に就く女性の存在感を拡大するのに役立ってきた。女性は、G17 プラスの議員団の29.1%を占めている。

G17 プラスの女性会の起源は、2002年に同党が設立された当初から女性が党内で重要な役割を果たせることを確保しようとした15名の女性指導者グループにある。これらの女性は、それまでセルビア人女性のための研修、ワークショップその他の活動に財源を提供してきた国際機関との間の絆を足がかりとした。G17 プラスの女性はこれら国際機関に働きかけ、ジェンダーについての認識、広報や交渉を含めた広範な

“より多くの女性を公選職と党の指導者に就かせることは、これら女性の支持を確保し、より多くの潜在的有権者を党に惹き付けるのに役立つだろう。”

主題に関して、G17 プラスの女性メンバーのための研修を要請した。

G17 プラスの女性100名がこうした研修を受けた後で、最も活発な女性参加者16名が地域ネットワークのコーディネーターに任命され、より多くの女性を募集する任務を負った。これら女性が、党の女性会の設立の先頭に立った。この方法は、女性会にとって強力な草の根的支持者を生み出し、この支持基盤は党にとって有用であると共に、女性に対しては、概ね男性である党の指導者層に対するより強力な交渉上の立場をも提供した。

女性会が確立された後、この女性会の指導者層は、党の細則を改正して女性会を党の正式の機構として認めるようG17 プラスを説得した。その後まもなく、女性会はより多くの女性が公選職に就くのに成功することを確保するための追加的な方策を提唱し始めた。セルビアにはすべての政党名簿についての30%クオータ法があるが、同法





には女性を名簿の勝てる順位に掲載することを党に要求するという配置の権限がなかったため、意味がないと見なされていた。このため女性会は、女性候補者が名簿で上位を与えられることを確保するため、党に直接陳情を行った。

G17 プラスの女性会は女性の政治参加を促進するよう党の指導者層に説得する際に、主に2つの論拠に依拠した。女性活動家たちはG17 プラスの親欧州の姿勢を梃子にして、G17 プラスが「欧州」の政党として認知されるためには、男女共同参画の促進が必要であると主張した。そしてさらに、女性は人口の半数以上、党員の少なくとも40%を占めているのであるから、より多くの女性を公選職と党の指導者に就かせることは、これら女性の支持を確保し、より多くの潜

在的有権者を党に惹き付けるのに役立つだろうと主張した。女性の代表を増やすことの提唱に加えて、女性会は、女性の候補者と活動家のための研修とワークショップの財源も積極的に求めた。また、女性にとっての優先課題に関する政策に地方レベルでもっと影響を及ぼせるようにするため、地方政府がセルビア全土で設けた男女共同参画委員会をも支持し、女性をそのメンバーに指名した。²

章末注

- 1 本コラムは、セルビア国内におけるすべての政党の取組についての包括的な分析を示すものではなく、ある政党の取った具体的な措置を詳細に紹介するものである。
- 2 National Democratic Institute for International Affairs (NDI). (2008). "Assessing Women's Political Party Programs: Best Practices and Recommendations". 2012年1月にアクセスした <http://www.ndi.org/node/15121> ; 2009年に行った、NDIセルビアの上級プログラム管理者である Lidija Prokic との面接調査。

南アフリカ共和国： 女性の結集と政治課題の転換¹

背景

南アフリカは、アパルトヘイト制度のもとでの人種隔離の長い歴史の後、民主主義国へと移行した。1993年に議会によって暫定憲法が制定され、1994年4月27日に施行された。議会の両院から成る憲法制定会議が共同で1996年憲法を起草した。1994年に南アフリカ史上初の自由な総選挙が実施され、同国初の黒人大統領としてネルソン・マンデラを選出することができた。アパルトヘイトが崩壊してからの年月で、同国は実質的な民主的進歩を遂げた。南アフリカの民主主義は、信頼性のある通常選挙、報道の自由、かなり強力な法の支配が特徴である。

アフリカ民族会議（ANC）とその連立相手（南アフリカ労働組合会議及び南アフリカ共産党）が南アフリカの政治を支配している。議員数400名の国民議会は、拘束式政党名簿による比例代表選挙制で選ばれる。ANCは、国民議会の議席の65%を占めている。残りの議席を、民主同盟、国民会議、独立民主党、インカタ自由党を含めた12の政党が分け合っている。女性は、議会の議席の44%を占めている。²

本ケーススタディは、党内及び選挙という状況において女性の参加を促進するためにアフリカ民族会議が実行した戦略のいくつかを提示する。また、ANC内部での女性の結集が自主的な党のクォータ制の採択にどのように影響を及ぼしたかを浮き彫りにする。ケーススタディは国民議会における女性の参加に焦点を当てるが、女性の参加における重要な前進のいくつかは、全国州評議会や州、地方のレベルでもなされている。



GETTY IMAGES/PAWEL GAUL

キーワード

女性の結集
自主的な政党のクォータ制

例となった政党
アフリカ民族会議

一目でわかる 南アフリカ共和国

議会の名称	南アフリカ議会
議会の構成	二院制 (国民議会と全国州評議会)
選挙制度の種類	比例代表制（下院）
議会選挙	2009年4月
当選した女性の数 (下院)	400名のうち174名 (44%)

女性の参加を高めるべき論拠

制度的な人種主義、家父長制社会と抑圧を特徴とする抑圧的な政府制度との長期にわたる闘争を経て、1994年に新たな民主主義国が、民主的で非人種主義的、非性差別主義的な社会を目指して国を前進させるという負託をもたらした。³ 男女共同参画に対する南アフリカの取組は、権利宣言に基づいて憲法に成文化されており、憲法には、すべての女性と男性の平等で奪うことのできない権利の確認と、非性差別主義の原則が盛り込まれている。⁴

南アフリカの指導者の間に、女性の参加を進める強力な政治的意思があることが、女性の地位事務所や男女共同参画委員会などの機構を含めて、男女共同参画を促進させるための包括的な国家機構（ナショナル・マシーナリー）を確立することの主な要因となった。南アフリカ政府は、男女共同参画を促進する地域協定や国際文書への加盟、政府の政策やプログラムへの女性の統合の強化、保健、福祉、住宅、水や教育の確保などの分野での貧困が障害になっている女性を含め、女性のエンパワーメントを促進するための新たな法律の導入、さらにはより多くの女性を政府の上級の地位につけることなどにより、その取組をさらに強化してきた。

採用された戦略

政党の機構の重要な指導的地位に就く女性が早くから増えたことが、国と党の移行期にANCの女性活動家が審議の場に席を確保するのに役立ち、女性たちはそのことを利用して、党の重要な文書を通じて男女共同参画の枠組を制度化した。ANCの女性の結集は、1990年代に女性が党の指導部と重要な交渉のプロセスに参加することを確保する上で最も重要であった。

A. 女性の結集

南アフリカの女性は頻繁に街頭デモを繰り広げ、アパルトヘイト体制との闘争の中心をなした。1956年8月9日には20,000名の女性がプレトリアをデモ行進して、彼女たちに通行証の携行を義務付けようとする新しい法案に抗議した。⁵ ANCの女性はいまでも、人種を越えて女性が変革の触媒としての能力をもつことを証明した重

要な瞬間として、この歴史的なデモ行進を指し示す。この日は現在、全国女性の日と呼ばれる国民の祝日として祝われている。その行進から生まれた歌—「あなたがたは女たちに触った、あなたがたは岩を打った、あなたがたは巨石を押しつけた。そしてあなたがたはつぶされるだろう！」—は、いまなお女性運動で用いられており、この歴史が女性とこの国の現在の政治にとってもつ意義の大きさを強調している。

1992年から1994年にかけての憲法制定の交渉中に、女性組織は女性のニーズと利益が権利についての討議の一部になることを確保する上で不可欠であった。人種やイデオロギーの壁を越えた女性全国連盟（WNC）が結成されて、憲法制定プロセスに影響を及ぼした。⁶ WNCは200万名以上の女性を巻き込んだ2年間の全国キャンペーンを経て、南アフリカの女性の希望を明確に表現し、男女共同参画という目的を追求する「有効な平等のための女性憲章」を作成した。すべての政党の女性党員がWNCに関わり、WNCは女性のエンパワーメントと、議会選挙に女性候補者を含めることを押し進めるという総意に達した。WNCは、新国家に、男女共同参画を促進し、保護する制度の「パッケージ」、すなわち議会においては女性の議員団を、国においては女性の地位に関する官庁を、そして独立した男女共同参画委員会を、含めることを提案した。⁷

活発な抵抗の期間中、女性はANCの指導的機構に選出されるか任命され、そのことは運動内での女性の存在感を生み出すと共に、女性の関心事と女性が政治において果たす役割についての認識も党の指導者層の間に生み出した。加えて、民族解放運動は、強力な権利のアジェンダに基づく非性差別主義と平等の政策に従っていた。このことは、1993年の国際連帯会議におけるThabo Mbeki元大統領による開幕演説で次のように概説された。「真に非人種差別主義的、非性差別主義的で民主的な社会という、我々が共有しているビジョンは、我々が最も十全な意味での開発の問題に巧みに対処しなければ、実現することができない」⁸

移行期間中における女性の組織化は、女性が

新たなアジェンダと共に準備された民主主義的時代に入ることができることを意味していた。女性は、憲法起草機関、新制度のために党の細則を書き直す機関や初めての政府を含めて、移行をめぐる機関に参加した。政党や人種の垣根を越えての女性の平等を呼び掛けた ANC の内部文書である女性憲章はその後、国の憲法に組み込まれた。草の根の女性組織は、これらすべてのイニシアチブを立案し、実行する上で重要な役割を演じた。ANC の女性会である ANC 女性同盟 (ANCWL) の機構は、国中の草の根レベルの女性たちが国のレベルで起きている事態とつながることを確保し、それによって、労働者階級の女性がより幅広く代表されている、新しくよりダイナミックな指導者層が党内で前面に出るための道を切り開いた。草の根レベルでの組織化された討論は、女性の問題を前面に押し出すのに役立ち、女性のための資金集めを助けるために新聞が利用された。⁹

B. 党の自主的クォータ制

女性の党活動家が党に対し強力にアドボカシーの努力を行ったことは、南アフリカの政治に女性が代表されることを確保するために ANC がいくつかの自主的なメカニズムと政策を定めることへとつながった。ANCWL は一貫して、党の内部機構における男女共同参画の問題を提起した。1994 年の選挙前に、ANC の女性たちは、候補者名簿の少なくとも 30% が女性になることを確保するためにクォータ制を要求し、これを勝ち取った。法制化されることは決してなかったものの、クォータ制は 1993 年 10 月に最終決定された ANC の「国政選挙のための名簿採択プロセス (Adopted List Process for National elections)」に反映された。30% のクォータ制は 1994 年から 2004 年にかけての選挙に適用された。2009 年の選挙に間に合うように女性候補者のクォータ制は 50% に引き上げられ、その結果、ANC の議員団の 40% が女性になっている。

これらの努力全般に共通する戦略として、ANC の女性は国際的な圧力を利用して党内での目標を前進させた。ANCWL は南アフリカ地域の中の市民団体の活動家と協力して、意思決定を行う地位における女性の同等を定めた南

部アフリカ開発共同体 (SADC) の「ジェンダーと開発に関する宣言 (1997 年)」と SADC の「ジェンダーと開発に関する議定書 (2008 年)」に南アフリカが加盟することを求めて精力的なキャンペーンを行った。ANCWL は社会主義インターナショナルへの所属を通じて、世界の 157 の政党の女性会を含めて、同様な考えをもつ政治団体との緊密な絆を保っている。¹⁰

結果

ANC のクォータ制が採択される前は、議会における女性の代表が 4% を上回ることは決してなかった。2009 年の選挙により、南アフリカは議会に 44% の女性議員を選んで、男女同数の達成に近づき、議会に最も女性の多い国の世界ランキングで第 3 位となった。しかし、ANC の女性の影響力は、議員数だけに基づいているのではない。彼女らは政府のほぼすべてのレベルに職を有し、副大統領、閣僚、議会の議長や党の院内幹事長などの官職に就いている。市町村の機構や議会における女性代表者の数も増えている。このような実績により、政党に属している女性は、男女共同参画が ANC のビジョンと原則に全面的に根付いていると感じ取っている。女性が重要な官職に就いていることは、扶養・子ども支援法 (Maintenance or Child Support Act)、衡平雇用法 (Equity Employment Act)、ドメスティック・バイオレンス防止法や中絶法を含めて、議会におけるいくつもの立法にも貢献してきた。

その一方で、他のいくつかの政党も、女性有権者に対応する必要があることを認識してきた。民主同盟と独立民主党は、ともに女性指導者を持ち、ジェンダーに配慮した政治綱領を採択することに率先して取り組んできた。

民主制への移行における南アフリカの女性運動の成功は、学者や活動家にはよく知られている。民族主義闘争に続いての民主制への移行は、民主制の議論の中心に男女共同参画の問題を取り込むことへと繋がった。女性の政治参加が拡大されて代議政治の領域となり、政策決定において女性の利益を擁護するために様々な制度が設けられた。

課題と今後の展開

紛争の終結によるものであれ、体制の変革あるいはその他の要因によるものであれ、移行の重要な瞬間が訪れた時には、新たな体制における女性の役割に正式な形を持たせなければならない、というのが主な教訓である。南アフリカでは、移行期間中に審議の席について女性たちが、男性同僚たちが党内、憲法、そして政治制度において ANC の女性への取組を確固たるものにするような包括的戦略を必ず実施するようするための努力を行った。ある党員が回答したように、ジェンダーに配慮した法律は「女性の政治参加が重要な理由又は背景を理解しないかもしれない将来の世代からの女性の政治参加への反動や後退の可能性を防止するために必須である。憲法にクォータ制が成文化されていなければ、あるいは法律で定められていなければ、そうならないという保証はない」。

女性は特別措置や特別政策の採択により、南アフリカで具体的な成果を達成してきたが、同国は依然として、アパルトヘイトという過去からの甚大な影響を受けており、アパルトヘイト廃止後の発展にはムラがある。この国は、世界で最も大きなものの1つに数えられる貧富の差を経験している。女性は、ムラのある開発や根強く残る貧困の被害を正面から受け、相変わらず HIV/AIDS の法外な被害を受けている。男女の不平等は、依然として国家機関や公共機関の構造や姿勢に深く根をおろしている。2008年の ANC の演説で、当時の女性同盟総裁の Nosiviwe Mapisa-Nqakula は、「南アフリカの女性の大半はまだ、解放の果実を十分に味わっておらず、労働者階級、農村部、そして貧困層の女性ではそれが特に著しい」と述べた。南

アフリカは民主主義の強化に目を向けているため、あらゆる人種、あらゆる背景をもつ女性がその政策から平等に利益を得、政治機構の統治に有効に参加することを確保するよう強く求められることになろう。

章末注

- 1 本ケーススタディは南アフリカ国内のすべての政党の取組についての包括的な分析を提示するものではなく、ある政党がとった具体的な措置を詳細に紹介するものである。分析と提言は必ずしも、UNDP 又は NDI の見解を反映してはいない。
- 2 Inter-Parliamentary Union (IPU) and UNDAW. (2010). *Map on Women in Politics: 2010*. 2012年1月にアクセスした http://www.ipu.org/pdf/publications/wmmmap10_en.pdf において閲覧可能であった。
- 3 同上。
- 4 南アフリカ共和国憲法、権利章典、1996年第108号法。2012年1月にアクセスした <http://www.info.gov.za/documents/constitution/1996/a108-96.pdf> において閲覧可能であった。
- 5 South African History Online. "20 000 women march to the Union Buildings in protest of Pass Laws". 2012年1月にアクセスした <http://www.sahistory.org.za/dated-event/20-000-women-march-union-buildings-protest-pass-laws> において閲覧可能であった。
- 6 Meintjes, S. (2004). "South Africa: Beyond Numbers." In Julie Ballington and Azza Karam, eds. (2005). *Women in Parliament: Beyond Numbers*, Stockholm, Sweden: International IDEA, p.230. 2012年1月にアクセスした <http://www.idea.int/publications/wip2> において閲覧可能であった。
- 7 同上。
- 8 Thabo Mbeki. (1993). "Opening Speech" delivered at the *International Solidarity Conference on the Theme From Apartheid to Peace, Democracy and Development*, 19 February, Johannesburg. 2012年1月にアクセスした <http://www.anc.org.za/show.php?id=4570> において閲覧可能であった。
- 9 2009年10月に行った ANC の党活動家との面接調査。
- 10 社会主義女性インターナショナルは、社会主義インターナショナルに加盟している社会主義政党、社会民主主義政党、労働党の女性会及び女性同盟の国際組織である。現在、世界のあらゆる地域に157の組織がある。詳細な情報は、<http://www.socintwomen.org.uk/> において閲覧可能である (2012年1月にアクセス)。

南部アフリカ：移行期間の梃子としての活用と党による男女共同参画の実践の制度化に関して地域が学んだ教訓¹

モザンビークとナミビアの政治関係者の多くは独立のために闘った運動の出身者であるが、移行期間を利用して、男女共同参画を政党の機構とそれぞれの国の憲法の双方に組み込んだ。両国とも、現在では、女性が政治的に代表されている程度の高さを誇り、大々的な政権の移行に由来する機会をとらえて、政治において女性の参加を促進させることの重要性を実証している。

モザンビークでは、モザンビーク解放戦線(FRELIMO)党は1962年に反植民地主義運動として始まり、この初期においてさえ、独立闘争に女性を取り込んでいた。1977年にFRELIMOが政党に転換した時にも、女性を含めることは党の使命の重要な要素であり、女性会の創設を含めて、女性は党の機構のあらゆるレベルに意図的に組み込まれた。FRELIMOは1992年、政府のすべての機関とあらゆるレベルで女性が代表されることを確保するためにクォータ制度を実施して、党内における男女共同参画を正式に定めた。2010年1月に女性はモザンビーク議会の42%を占め、議会は初の女性議長、Veronica Macamoを選出した。²

ナミビアでは植民地支配と南アフリカのアパルトヘイトから独立して、1990年憲法が採択された。憲法は国の独立闘争を踏まえて、尊厳、平等及び人権の回復に高い

“モザンビークとナミビアは、女性の政治参加を向上させるための進歩的戦略を実行した政党と政府が、同等の又は補完的な取組を実施するようお互いに影響を及ぼし合えることを実証している。”

価値を置いている。³ 特に第23条は、「ナミビアの女性が伝統的に特別な差別を受けてきたという事実、また女性たちはこの国の政治的、社会的、経済的、文化的生活において完全かつ平等で有効な役割を果たすことを奨励される必要があるという事実」を是正するために、特別措置政策を認めている。ナミビア議会はこの憲法を踏まえて、1992年地方公共団体法を可決した。この法律は、地方選挙では、議員が10名以下の議会ごとに最低2名の女性議員、議員が11名以上の議会ごとに最低3名の女性議員の掲載を義務付ける政党名簿制を用いることを命じるものであった。この法律は1997年に強化され、その結果、現在ではナミビアの地方議員の42%、市長の40%が女性となっている。⁴

政党の男女共同参画の実践の制度化

モザンビークとナミビアは、女性の政治参加を向上させるための進歩的戦略を実行した政党と政府が、同等の、又は補完的な



取組を実施するようお互いに影響を及ぼし合えることを実証している。

1997年にナミビア議会で女性のクオータ制の強化が立法化された後、政府とナミビア女性マニフェストネットワーク (Namibian Women's Manifesto Network) の政治指導者は協力して、南西アフリカ人民機構 (SWAPO) と野党である民主ターンハーレ同盟に対し、地方レベルでの政党名簿に男性と女性の候補者を交互に記載するよう党の支部に呼びかけるよう説得した。⁵ その後の選挙で、女性の候補者が占める総割合は47%に上昇した。

モザンビークでは FRELIMO のクオータ制政策に促されて、政府のいくつかの省庁がジェンダーを政策立案の主流に組み込むためのプログラムを実施し始めた結果、ジェンダーへの配慮を組み込んだ政府の取組が増えた。⁶ FRELIMO 党の指導のもと、行政政府は女性委員会や特別委員会の発展を含めて、女性とその優先課題に基盤を提供するための新たなメカニズムを設けてきた。議会でも同様に、社会、ジェンダー、環境の問題を扱う委員会が設けられた。司法府も、立法プロセスに女性を含めるための措置をとってきた。

これらの例は、政党と政府の間の戦略的な相互関係がより幅広い女性の政治参加の向上を推進できる、という方法を示している。

ジェンダーと民族性の認知

モーリシャスでは、選挙の議論において、歴史的に民族の区分が重視され、ジェンダーに関する考慮はなおざりにされてきたた

め、モーリシャスにおける女性の代表状況は SADC 加盟国内で最も低水準の国の1つにとどまっており、議会に占める女性の割合はわずか18%である。

モーリシャスの政党は、すべての民族グループが政治に含まれることを確保するために、「ベスト・ルーザー・システム」と呼ばれる固有の制度の開発を進めてきたが、女性に関してこれに類する取組は行われたことがない。モーリシャスにおける民族区分への関心は、将来性のある横断的な女性組織や、政府に対して政治における男女の不均衡に対処すべきことを主張できる組織的運動の出現を押しとどめてきた。⁷ モーリシャスは、包摂を論じる政治的取引の余地が限られている民主主義国では、平等な参加を求める民族グループと女性が、認知を求めて競争する羽目になり得ることを実証している。

章末注

- 1 本コラムは、ここに言及されている国々のすべての政党の取組についての包括的分析を提示するものではなく、いくつかの具体的な措置を紹介するものである。
- 2 Sapa. (2010). "Mozambique's First Woman Speaker." *Times Live*. 2012年1月にアクセスした <http://www.timeslive.co.za/news/africa/article257512.ece> において閲覧可能であった。
- 3 Bauer, G. (2004). "The hand that stirs the pot can also run the country: electing women to parliament in Namibia." *Journal of Modern African Studies*, 42(4): 479-509.
- 4 Gender Links. (2009). "Namibia: Women in Parliament likely to decline despite regional commitments (2009)". 2012年1月にアクセスした <http://www.genderlinks.org.za/article/for-immediate-release-namibia-women-in-parliament-likely-to-decline-despite-regional-commitments-2009-11-04> において閲覧可能であった。
- 5 Bauer, 2004.
- 6 Leigh Disney, J. (2008) "Women's activism and feminist agency in Mozambique and Nicaragua." Temple University Press: Philadelphia, PA.
- 7 Chiroro, B. (2005). "Engendering Democracy Through the Ballot Box in the Mauritius 2005 Elections." EISA Occasional Paper, No. 57. 2012年1月にアクセスした <http://www.eisa.org.za/PDF/OP37.pdf> において閲覧可能であった。

スペイン： 女性にとっての政治環境を変えるための男性との連携した努力¹

背景

スペインは、下院と上院から成る二院制を持つ。政治を支配している社会労働者党 (PSOE) と民衆党の2大政党がある。さらに、スペインの政治領域には統一左翼、集中と統一、バスク民族主義党、カタルーニャ左翼共和党、ガリシア民族主義ブロック、カナリア諸島連合などを含めた少数政党も数多くある。³

PSOE の政治的指導者層の最高レベルに女性が占める割合は高い。2008 年の選挙の後、PSOE の議会グループの 47.6% は女性であった。さらに、PSOE 内閣の過半数が女性で、閣僚 17 名のうち、防衛、経済、公共事業や副首相などの重要官職を含めて、女性は 9 名である。防衛大臣であったカルメ・チャコン (Carmen Chacon) は、スペインで初の妊娠中の大臣でもあり、平等大臣であったビビアナ・アイド (Bibiana Aido) が 31 歳で就任した時には、スペイン最年少の閣僚であった。女性の政治への参加を促進する上での PSOE の実績は、互いに重複するいくつかの戦略によるものとされている。

本ケーススタディは、政党内と選挙という状況における女性の参加を促進するために社会主義政党が実行した戦略のいくつかを提示するものであるが、この党が、スペインでそれを行ってきた唯一の政党だというわけではない。男性指導者の支持が党内における女性の政治的機会をどのようにして大幅に向上させ、進歩主義的なクォータ制という制度へとつながったかをこのケーススタディで検証する。



FOTOLIA/ALFONSO DE TOMAS

キーワード

男性との協力
党内クォータ制
女性の結集

例となった政党

社会労働者党 (PSOE)

一目でわかる スペイン

議会の名称	スペイン議会／コルテス
議会の構成	二院制（下院と上院）
選挙制度の種類	比例代表制（下院）
議会選挙	2008年3月
当選した女性の数（下院）	350名のうち127名（36%） ²

女性の参加を高めるべき論拠

2004年に政権獲得をうかがっていたPSOEの党指導者層は、PSOEを女性に優しい党としてブランド化すれば選挙での勝利に役立つ可能性があるとして提案した党の女性活動家の主張を受け入れた。PSOEは積極的に女性候補者を立てて、法定クォータ制や男女共同参画政策のキャンペーンを張った。議会選挙で投票を得て、サパテロ政権の閣僚に指名された数多くの女性は、PSOEが選挙公約を果たすのを助けることができた。

採用された戦略

PSOEの女性事務局は、女性を指導者として促進すること及び男女共同参画の綱領を採用することを受け入れる党文化の枠組となるような、一連の漸進的党内クォータ制を導入する上で重要な役割を果たした。親女性的党指導者が出現し、内閣にジェンダークォータ制を適用したことにより、PSOEは、党内で開発されたものと同じ男女共同参画の枠組をスペインの政治制度へと拡大することのできる有利な立場にあり、政治、経済及び社会において女性が直面する様々な不平等に対処するいくつかの公共政策を可決した。

A. 党内クォータ制

党内で女性の活躍を促進しようとするPSOEの努力は、スペインが独裁主義体制から脱し、民主主義を目指して動き始めた1970年代末期に始まった。その間にPSOEの女性事務局が設立され、党内で男女共同参画のアドボカシーを開始した。クォータ制は常にそのアドボカシーの努力の中心にあったが、当初は男性と女性の双方から党内クォータ制に対する抵抗があり、彼らは、クォータ制は女性に不当な優位を与え、すべての女性候補者の資格を何らかの形で疑問視させると主張した。PSOEでジェンダーに基づくクォータ制を主唱した者たちは自分たちのキャンペーンと、スペインの様々な州や地域にまたがって幅広い支持基盤を確保しようとするPSOEの努力の一環であった地理的クォータ制の問題とを関連付けた。⁴ 最終的には女性事務局の主張が奏功し、1988年にPSOEはすべての政党名簿について党内クオ

ータ制度を実施した。このクォータ制は当初は25%に設定されていたが1997年には40%に引き上げられ、候補者名簿ばかりでなく党の指導部の役員会や委員会にも適用された。

下院議員と上院議員の選挙には異なる制度が用いられることから、PSOEの党内クォータ制は上院（名簿と小選挙区を併用した混合制を用いている。）に対してよりも、下院（政党名簿を通じて選ばれる。）に対する方が、影響力が大きかった。とは言え、党内クォータ制はPSOEが、自党の女性候補者の能力を増進し、女性党員に地方や国のレベルで政治経験を得る機会を開くことを可能にし、さらには必要にさえた。

B. 政策改革

クォータ制のおかげで党における女性の存在感が高まったことは、サパテロ首相による女性のための強力な権利擁護や2007年の平等法の可決を含めて、他の戦略に貢献した。サパテロは政権の座につく前に自らは熱心なフェミニストであると公言し、そうすることで、ある調査回答者の言葉を借りれば、スペイン政治においてフェミニズムにまつわる「タブー」を取り除いた。⁵ 2004年に同党は、すべての議会のすべての候補者名簿に40%のクォータ制を定めることも要求する幅広い男女共同参画法を可決するためのキャンペーンを行った。首相に選出された後でサパテロが最初にとった政治的な動きは、内閣と党の議員団を調整して、ある法案を導入することであった。サパテロは、2008年にスペインで初めて女性が過半数の内閣を組閣する上でも、平等省を設けて閣内で女性に数の上での優位を与えたことと同様に役割を果たしたことが広く知られている。

男女共同参画法が可決された後、PSOEは政策立案過程の中にジェンダーを主流化することに目を向けた。PSOEは2004年以降、男性と女性が不動産所有権を共有できるようにするための農業改革に関する法案や、行政管理省が被扶養者への扶養に関連する費用の、最高で3分の2までを家庭に補助できるようにするための被扶養者の扶養に関する法案などを導入してきた。女性は議会における影響力に加え

て、PSOE の政策立案、党内討論やその他の意思決定過程に参与している。面接調査のある対象者が述べたように、女性は政治における単なる「ウィンドウの飾り付け」以上のものと見なされている。⁶ 一部の回答者は、女性は党内で男性と同じ処遇を受けており、女性の見解は男性に対するものと同じように考慮されると述べた。

結果

スペインの民主主義が強固になりつつあった 1980 年代を通じて、議会に代表される女性の割合は低いままであった。女性が議会議員の 10% を超えることはなく、PSOE が党内クオータ制を採択した 1988 年以前の年月においては、PSOE の議員団においてさえ 10% を超えることはなかった。PSOE がクオータ制を定めてから初めて行われた 1989 年の選挙で、PSOE の議員団における女性の割合が 7% から 17% に上昇した。

クオータ制に関する平等法は、PSOE の内部方針をすべての政党に対する法的義務付けへと変えた。民衆党は 2008 年の国政選挙で法制化されたクオータ制に従い、それまでよりも多くの女性を候補者に指名した。平等法は、スペインの女性が伝統的に周辺に追いやられてきたもう 1 つの部門である民間部門の指導的機関にも、これに類する男女共同参画の拡大規定を課した。

スペインは、国内で発揮したジェンダーに関するリーダーシップを海外でも再現しようと、EU 内部で、ジェンダーに基づく暴力から保護する法律と、非差別指令を設けることを主唱した。

課題と今後の展開

党内クオータ制、男性指導者の協力を求めることや平等法などは党の別々の戦略であると見なすことができるが、互いに依存関係にもある。党内クオータ制方針についての 10 年間にわた

る PSOE の経験は、政治に女性を取り込むことの価値にその男女双方の指導者層の目を開かせて、同党の首相候補が男女共同参画の問題に関するキャンペーンを受け入れる可能性を高めた。同様に、クオータ制の恩恵を受けて PSOE の議員のほぼ半分を構成していた PSOE の女性議員は、サパテロの法案を議会で通過させる上で重要な役割を果たした。

とは言え、スペインと PSOE にとっての課題はまだ残っている。国の政治領域において女性が代表されるのを保証することでの PSOE の成功は、地方のレベルでは同じようには実現されていない。PSOE の地方議会議員の 36% は女性であるが、女性が PSOE 所属の市長に占める割合はわずか 15% で、名簿式クオータ制に影響を受けない当選者がまだ男性優位であることを示唆している。さらに国政レベルで見ると、男性の方が女性よりも再選される頻度が高く、在任期間が長い。目を将来に転じれば、スペインと PSOE は自分たちの達成した成功を維持し、多様な女性グループがスペインの政治領域に参加するのを妨げかねない要因に対応し、女性が政治のキャリアを追求するための平等な機会を得られるように、ジェンダーに配慮した政治制度を育むことを可能にするような戦略を検討しなければならないだろう。

章末注

- 1 本ケーススタディは、スペイン国内のすべての政党の取組についての包括的分析を提示するものではなく、いくつかの党の具体的な措置を詳細に紹介するものである。分析と提言は必ずしも、UNDP 又は NDI の見解を反映してはいない。
- 2 本ケーススタディは 2009 年から 2010 年にかけて執筆され、記載されている情報は 2008 年の選挙についてのものである。2011 年 5 月に選挙が実施され、女性は議席の 36% を勝ち取った。
- 3 Inter-Parliamentary Union (IPU), *PARLINE Database*. 2012 年 1 月にアクセスした http://www.ipu.org/parline-e/reports/2293_E.htm において閲覧可能であった。
- 4 Dahlerup, D. and L. Freidenvall. (2008). "Electoral Gender Quota Systems and Their Implementation in Europe." Stockholm University, International IDEA, and Women in Politics Research Center. 2012 年 1 月にアクセスした <http://5050campaign.files.wordpress.com/2009/03/ep-quota-report.pdf> において閲覧可能であった。

- 5 2009年9月に行った、PSOEの役員との面接調査。
- 6 同上。

東ティモール民主共和国：女性候補者の募集を進めるためのインセンティブの創設

東ティモールは、2002年に独立を獲得した。新しい国、そして紛争後の国という両面で、東ティモールで女性を政治生活に参加させる努力が成功したことは、国の発展の早い段階で女性の政治参加に取り組むことの価値を浮き彫りにした。

国連東ティモール暫定行政機構(UNTAET)は2001年に、女性を取り込むことと、憲法に平等を成文化することが果たす重要な役割を認識して、国が初めて行う制憲議会、すなわち憲法を起草する責任を負う機関の選挙に女性が必ず関わるようにしようとした。UNTAETは、選挙プロセスの様々な側面への女性の参加を強化しようとした。2001年に東ティモールは88名の議員を選出するための小選挙区制と全国名簿式を併用した混合選挙制度を採用していた。¹

UNTAETは、多くが初めて立候補し、有権者基盤を確立するためにメディアの活用を必要としていた女性候補者のための、メディアへの働きかけに関する戦略を支援した。メディアの時間が、女性候補と、女性候補を政党名簿の勝てる順位に掲載した政党の双方に提供されたのである。後者の戦略は、政党が女性候補者を支援するための強力なインセンティブを生み出した。メディアの利用には、テレビやラジオの放送時間及び新聞の広告スペースが含まれた。

さらに、選挙運動のスタッフや政府の他のレベルに、女性が必ず代表されるようにするための努力が行われた。選挙法においてはクォータ制が適用されなかったが、政党の選挙運動事務局においては女性に30%のクォータ制が確立され、行政の官職に就く女性についてもこれに類するクォータ制が定められた。UNTAETは、全国選挙委員

“選挙運動のスタッフや政府の他のレベルに、女性が必ず代表されるようにするための努力が行われた。”

会の15名のメンバーのうち、最低でも4名が女性になることを確保するために、全国選挙委員会のクォータ制を定めることに貢献した。こうした取組は、女性が2001年の制憲議会の議席の26%を獲得することに貢献した。女性議員はさらに踏み込んで、「女性と男性は家族、政治、経済、社会及び文化に関する生活のすべての領域において同じ権利と義務を有する」²と定める憲法第17条を可決する上で重要な役割を果たした。2001年以降、同国は政治生活に女性が代表されるのを確保するための他の政策を立ち上げている。

直近では、東ティモールは選挙法において女性候補者のクォータ制を採択した。政党は、女性が政党名簿に掲載される候補者の25%を構成すること、及び候補者の4名ごとに1名が女性であることを確保しなければならない。このクォータを満たさない政党は、選挙登録を行うためにこの候補者名簿を改訂しなければならない。³

章末注

- 1 その後、2007年の選挙の準備期間中に、地区議席が廃止され、議会の規模が縮小されたために、65名の議員は単一の名簿を利用して選出された。
- 2 East Timor and Indonesia Action Network. "Constituent Assembly: East Timor". 2012年1月にアクセスした<http://www.etan.org/etanpdf/pdf2/constfnen.pdf>において閲覧可能であった。
- 3 Global Database of Quotas for Womenを参照。2012年1月にアクセスした<http://www.quotaproject.org/uid/countryview.cfm?country=22>において閲覧可能であった。

英国： 勝てる議席への女性候補者の指名¹

FOTOLIA/RUI VALE DE SOUSA



キーワード
候補者の指名
政党の政策改革

一目でわかる 英国

議会の名称	ウェストミンスター議会
議会の構成	二院制（庶民院と貴族院）
選挙制度の種類	相対多数／絶対多数（下院）
議会選挙	2010年5月
当選した女性の数（下院）	650名のうち143名（22%）

背景

英国は立憲君主制で、女王が国家元首を務め、首相が政府の首長を務めている。議会、すなわちウェストミンスターは二院制で、貴族院と庶民院から成っている。庶民院の議員は小選挙区で直接選挙され、任期は5年間である。英国は複数政党制をとっており、保守党と労働党が1920年代から議会で優位を占めてきた。庶民院では女性が選挙によって選ばれた議員の22%を占めているが、これは2005年に行われた前回の選挙から見ると2.5%の増加である。²

本ケーススタディは、女性の政治参加を促進するために、保守党を含めた政党が実行した戦略のいくつかを提示するものである。女性の参加を積極的に促進するために、候補者選定方法が利用されていることを浮き彫りにしている。

女性の政治的エンパワーメントと議会への関与の進展は緩慢である。多数票主義の選挙制度で当選する女性の割合を増やすために、複数の政党が異なる戦略を用いてきた。この選挙制度は女性の選出に特に有利ではなく、名前の認知度が高く、選挙運動を成功させるのに必要な財源もより有利に手に入る現職であることが多い男性と、女性を直接に競争させている。勝者総取り方式の選挙制度も候補者クォータ制の実施を困難にしているため、戦略は勝てる選挙区に女性を指名することに集中してきた。

女性の政治参加

英国選挙委員会が2004年に行った調査で、投票率では大きな男女差はないことが判明した。しかし同じ調査で、政党の遊説、党員としての加盟、寄付などの選挙運動に係る政治活動、あるいは政治家との単なる接点の確立においてさえ、女性が参加する傾向は男性よりも大幅に低いことが判明した。³ 女性の方が男性よりも、政治組織への信頼と、自分が政治プロセスに影響を及ぼせる力への信頼が低く、これらは男性に支配されていると考えていた。女性は女性議員のいる選挙区の方が選挙運動により多く関わり、政府の制度を信頼する傾向が高いことは、政治的な女性の代表を増やすことの重要性を示唆している。⁴

労働党が保守党から政権を奪取した1997年の選挙結果は、一部は女性が保守党から労働党に鞍替えしたためであるとされた。⁵ 労働党が独自の特別措置を採用したことが、記録的な女性当選者の数につながったのである。合計で120名の女性が当選したが、これにより議会の女性議員の数が倍増した。101名が労働党所属で13名が保守党、6名は少数政党又は無所属であった。政党が法的な異議申立てを受けるとを恐れてクォータ制実施を前回よりもためらったために、2001年の選挙ではこの数は微減した。⁶ 2005年の総選挙で女性は議会の128議席(20%)を勝ち取ったが、⁷ ほとんどの女性がまたも労働党の所属であった。2010年の選挙で、議会は1974年以来初めて絶対多数政党のない議会となったが、保守党と自由民主党は最終的に連立政権を組織することを発表した。合計で143名の女性が当選した。当選した保守党の女性の人数は17名から49名へと大幅に増えたが、⁸ それは概ね、そのWomen2Winのキャンペーンによるものであった。

英国においては政党が率先して、女性が候補者や政党その他の組織のメンバーになることを奨励してきた。こうした取組には研修、助言、女性を対象にした加入推進、組織の刷新を奨励するための資金的なインセンティブの活用などがある。⁹ 女性が党の指名を確保する機会を

促進するために、労働党が候補者指名のための女性だけの最終候補者リストを実施したり、保守党も候補者選定手続きの改革を実施したりしたことがその例である。

2005年にデービッド・キャメロンが保守党の党首となった。保守党党首の座を勝ち取った後の演説で、キャメロンは、保守党の未来は、「自らが統治したいと考える国をより良く反映するため、議会における我々の代表性を拡大することに決定的に依っている。」と宣言した。¹⁰ 保守党は候補者の選定プロセスを改定して、より包摂的で多様性のあるものにするので、女性、青少年、民族的マイノリティを含め、英国有権者の伸長する集団ともっと関連性を持つことを望んだのである。

採用された戦略

A. 女性指導者を増やす：Women2Win

2005年に男女の保守党員のグループが、勝ち目のある議席と保守党が占めている議席についての指名をより多くの女性が勝ち取るようにするためのキャンペーンを行って、保守党の女性国会議員を増やすための取組、Women2Winを立ち上げた。Women2Winは「保守党全般にわたって、英国国民の信頼と信任を勝ち取るためには、党が常に変化する必要があることを共に認識するようになった男女党員の幅広い代表」である。¹¹

同名のウェブサイトを含め、Women2Winは、新たな女性党員の募集、彼女たちが党内で成功するのに必要な研修、助言や支援の提供に活発な役割を果たした。これまでに選ばれた女性候補者の多くが、Women2Winから支援を受けている。¹² Women2Winは「候補者の男女バランスが現代英国のそれを反映する時に、保守党に対する選挙での支持は大幅に高まる。つまり、男女共同参画を実現するために協調した努力を行うことによって、有権者は積極的な努力が行われていることを認識し、それが彼らの投票に反映されることになる」¹³ と確信しているのである。

B. 候補者選定のクォータ制

Women2Win の発足から数週間後に、女性と民族的マイノリティの保守党議員の数を増やすことを目的にした、新たな候補者選定手続きが発表された。この手続きには、少なくとも半分が女性、10%が民族的マイノリティの「最も優秀で最良の」候補者による優先名簿の導入が含まれていた。保守党が握っていて狙っている選挙区の連合会は、候補者をこの名簿から選ぶことを期待された。2007年1月に、この名簿に掲載されている誰でもが、どの議席にも応募することができるという変更が発表された。さらに変更が行われて、選挙区民には2つの主な選択肢が与えられた。1つ目は、「ビッグイベント」の一環として、その半分は女性である4名の最終候補者名簿を作成するために、各党員は4票（2票は女性用、2票は男性用）をもつことができるというものである。そして、選挙区の幹部が徹底的な面接のプロセスを実施して、最終候補者を選定した。2つ目の選択肢のもとでは、その選挙区で有権者登録をした誰でもが、ジェンダーの要件を満たす必要のない最終候補者名簿に投票することができる。その後の改革で、選挙区民がどのアプローチを選んでも、このプロセスの各段階で検討の対象となる個人を男女50%とすることが義務付けられた。¹⁴

今後の展開

改定された候補者選定方針の提案者は、これが最終候補者名簿に掲載されて当選した女性の人数を増やす上で効果的であることが判明しただけでなく、保守党の訴求力を拡大するのにも役立ったと主張している。候補者選定ルールの変更には、確かに強い影響力があった。2010年の選挙では、議会の中での保守党グループの女性国会議員の数が17名から49名に増えたのである。

ただし、この割合は保守党議員団総数の16%にしか当たらない。Women2Winは、「議員になることを望む女性に支援、助言と研修を提供することで保守党の女性国会議員の人数を増やし続ける」¹⁵ 必要があることを認めている。

この課題は内閣における官職にも当てはま

る。2010年の政権における閣僚ポスト24のうち、女性が占めていたのは4つだけであった。女性はいまなお、党のリーダーシップを引き受ける上での障害に直面している。保守党の歴史で党の指導者となった女性はただ1名であり、英国では他の政党においてもこれに似た傾向が見られるのである。

章末注

- 1 本ケーススタディは、英国内において女性の政治参加を促進することを目指すすべての組織のすべての取組についての包括的分析を提示するものではなく、1つの組織の具体的な措置を詳細に紹介するものである。分析と提言は必ずしも、UNDP又はNDIの見解を反映するものではない。
- 2 Center for Women and Democracy. (2010). "Derisory Increase in Number of Women MPs (2010)". 2012年1月にアクセスした <http://www.cfdw.org.uk/news/28/61/Derisory-increase-in-number-of-women-MPs> において閲覧可能であった。
- 3 Norris, P., J. Lovenduski, and R. Campbell. (2004). *Gender and Political Participation*. The Electoral Commission. 2012年1月にアクセスした <http://www.hks.harvard.edu/fs/pnorris/Acrobat/Electoral%20Commission%20gender%20report.pdf> において閲覧可能であった。
- 4 同上。
- 5 The Fawcett Society. (2010). "Fawcett BBC News 27 April 2010". 2012年1月にアクセスした <http://www.youtube.com/watch?v=HgQaLX4jzGQ> において閲覧可能であった。
- 6 The British Council. (2002). *Women's Political Participation in the UK*. 2012年1月にアクセスした <http://www.britishcouncil.org/china-society-publication-lawandgovernance-2002-en.pdf> において閲覧可能であった。
- 7 Inter-Parliamentary Union (IPU). (2010). "United Kingdom (House of Commons): Elections in 2005". 2012年1月にアクセスした http://www.ipu.org/parline-e/reports/arc/2335_05.htm において閲覧可能であった。
- 8 Women2Win. (2011). "Our Organization". 2012年1月にアクセスした <http://www.women2win.com/text.aspx?id=5> において閲覧可能であった。
- 9 Norris, Lovenduski, and Campbell, 2004.
- 10 Cameron, D. (2005) "Cameron: Until we're represented by men and women in the country, we won't be half the party we could be." *Conservatives*. 2012年1月にアクセスした http://www.conservatives.com/News/Speeches/2005/12/Cameron_Until_were_represented_by_men_and_women_in_the_country_we_wont_be_half_the_party_we_could_be.aspx において閲覧可能であった。
- 11 Women2Win, 2011.
- 12 Ashiagbor, S. (2008). *Political Parties and Democracy in Theoretical and Practical Perspectives: Selecting Candidates for Legislative Office*. National Democratic Institute for International Affairs. 2012年1月にアクセスした http://www.accessdemocracy.org/files/2406_polpart_report_engpdf_100708.pdf において閲覧可能であった。
- 13 Women2Win, 2011.
- 14 Ashiagbor, 2008.
- 15 Women2Win, 2011.

アメリカ合衆国： 資金調達ネットワークと党大会のジェンダー衡平方針¹

背景

アメリカ合衆国（米国）は立憲的な連邦共和国であり、1850年代から2つの政党が米国の政治で優位を占めてきた。中道左派寄りの民主党と中道右派寄りの共和党である。他にいくつかある第三党が、国及び州のレベルで少数代表となる場合が時々ある。政治団体を規制する法律はほとんどなく、その結果、政党は自由に独自の組織制度を発展させることができた。民主党にとっても共和党にとっても全国大会が最高の権限をもつ機関であり、大統領選挙が行われる年には、党の大統領・副大統領候補を指名し、党の綱領を採択するために、党内の代議員が集まる一連の集会、すなわち指名大会を行う。民主党と共和党の全国委員会が、指名大会と指名大会の間のそれぞれの党の業務について総合的な責任を負う一方で、各州の支部には独自の憲章と細則がある。

本ケーススタディは、女性の参加を促進するために民主党が採用した戦略のいくつかを提示するものである。ジェンダークォータ制はその憲章によって禁止されているが、民主党はいわゆるソフトクォータ制を党の機構とプロセスに適用し、党内において平等に「実施可能な限り最も近く」代表を出すことを命じている。本ケーススタディは、連邦レベルにおける女性の参加に焦点を置く。

米国には、下院と上院の二院制議会がある。第112回議会において、女性は上院の17%、下院の16%を占めていた。² 民主党員又は共



DIGITAL VISION

キーワード

女性の結集
資金調達ネットワーク
党組織

例となった政党

民主党

一目でわかる アメリカ合衆国

議会の名称	議会
議会の構成	二院制（上院と下院）
選挙制度の種類	相対多数／絶対多数
議会選挙	2008年11月
当選した女性の数（下院）	435名のうち73名（16.8%）

和党员として公選職に出馬することを望む候補者は、党への加入を宣言するだけでよく、予備選で十分な票を集めることができれば、党の正式候補者になることができる。実際には、州の党委員会が自ら選ぶ候補者を採用し、支持することが多いが、選挙プロセスは、州により、また州内の地区によっても異なる。³

女性の参加を高めるべき論拠

1848年という早い時期に、女性活動家がニューヨーク州セネカ・フォールズで米国初の女性の権利大会を開いて所感宣言を作成し、女性の参政権を要求した。1世紀にわたって女性の政治参加への支持が高まったにもかかわらず、米国の女性活動家が経験してきた民主党内での伸長には一貫性がない。1953年、民主党の指導者は、女性の党活動家をすべての委員会と指導的役割に統合するために、党の女性部を解散することを決定した。党の女性からは馬鹿にされたものの、ジェンダーに中立的なこのアプローチは数十年間根付いて、女性は一般に、有権者グループとして政策に影響を及ぼそうとする集団的戦略を放棄した。⁴ しかし党の内外で女性が団結した結果、民主党の女性はやがて、党内で影響力を持つべきことを提唱し始めた。派閥を越えて女性が結集し始めたため、民主党は党の選挙成果に女性が影響を及ぼし得ることを認識して、より多くの代表を出すことを求める女性の要求に機敏に対応するようになった。加えて、1980年以降女性の投票率が男性を上回り、浮動票や無党派層も多いため、党指導者層は女性を重要な有権者の1つと認識するようになった。⁵

採用された戦略

A. 女性の結集

民主党に同調した女性の活動家は、党の内外で改革時期を梃子として活用して、全国大会に平等に代表を出すこと、州レベルにおける党の指導部の役職を平等に分配すること、大統領の公認候補者に女性を指名することを含めて、党の指導部が政治に携わる女性のために重要な基準を達成することを要求した。

その一方で党に属さない女性の組織が現れた。

1960年代から1970年代にかけて、女性の完全な政治参加を促進することを固有の使命とし、米国の政治は「OBネットワーク」に当たると主張する女性の市民団体や政治活動委員会がいくつ出現した。⁶ 全米女性機構(NOW)、全米女性政治連盟(NWPC)、全米民主主義女性連合(NFDW)、女性選挙運動基金(Women's Campaign Fund)やEMILY's Listを含む、こうした組織のいくつかは、主要政党の内外で卓越した名声を獲得するまでになった。これらの組織は、州や国のレベルで女性候補者の募集・研修や寄付金の提供を通じて、政治的権力への女性の参入を高めようとした。

これらの組織は会員や支援が増すにつれて、平等な政治的スペースと機会を女性に保証するよう、政治機関に圧力をかけ始めた。男女平等憲法修正条項(ERA)一連邦、州又は地方の法の下での平等な権利はジェンダーを理由として否定することはできないという合衆国憲法の修正一可決をめぐるフェミニスト集会の波に乗って、NWPCのような女性組織は、1972年の党大会で、ERAを支持する民主党の政治綱領を再確認するよう、民主党の指導者層に戦略的なロビー活動を行った。

B. 党大会に関する内部規則

1976年の党大会の(党内)代議員の中で女性代表が減少した結果、NWPC、NOW及び女性議員団が一致して、民主党大会において女性と男性の代表が半々になることを党憲章の文言で保証することを主張した。1980年の党大会の準備段階で、ジミー・カーター大統領はこの取組を支持するよう説得された。そうしないと、民主党の大統領予備選で自分の一番のライバルに女性が投票するだろうという懸念があったためである。⁷ その結果、1980年の民主党大会は米国史上初めて、党の全国指名大会の代議員に男女同数が含まれた大会となった。この大会では、NWPCとNOWのメンバーが女性代議員の20%以上を占めていた。⁸

民主党は、今後の全国大会が男女同数の代議員によって構成されることを確保するために党憲章を改正するための投票も行った。さらに、憲章はいまや、DNC(民主党全国大会)、執行

資金調達ネットワーク： エミリーズ・リスト (EMILY's List)

1980年代にEMILY's Listの25名の「創設の母たち」は、女性候補者が、男性に太刀打ちする候補者として真剣に受け取られるのに必要な選挙運動の元手資金を得ていないことを明らかにした。¹ 創設者たちは少額の寄付でも女性の選挙運動を助けることができると主張し、手近にあった自分たちのネットワークを利用して、新しく創るネットワークについての認識を喚起し、女性候補者に資金を提供することを女性たちに促す手紙キャンペーンに乗り出した。²

EMILY's Listは、米国の選挙運動の資金調達制度と法律についての理解をもとに資金調達戦略を策定した。このグループは政治活動委員会として、選挙の1サイクルあたり、候補者1名についての寄付は5,000ドルに限定されてはいるが、会員からの個々の寄付金は総額³に制限なく「まとめる」ことができることに気付いた。EMILY's Listは厳格な選定プロセスを用いて最良の民主党女性候補者を明らかにし、国中の会員に推薦して、彼女らが情報を踏まえた意思決定を行えるように、各候補者の意見、背景や選挙運動についての詳細なプロフィールを提供して、これら女性の選挙運動に直接に資金を提供することを会員に求めた。女性候補者の資金を膨らませるために、会員の寄付の100%が選挙運動に入るのである。⁴

EMILY's Listの会員と資金調達能力が育っていくと、民主党は、このグループが中絶を支持する女性候補者に肩入れしていること、また、EMILY's Listのネットワークに関わっている結果として女性候補が選挙運動にもたらす資金が大きくなっていることを認識した。党の指導部と女性議員団は、EMILY's Listが立ち上げた制度を歓迎したが、党もEMILY's Listも、党内の機構の中からこれに類する成功が達成できるとは思っていなかった。⁵

創設以来、EMILY's Listは100,000名を上回る会員を擁するまでに成長し、候補者のために何百万ドルをも調達し、中絶を支持する民主党の女性党員が議会に80名、上院に15名、知事に9名、それに州と地方の公職に数百名当選するのに力を貸した。⁶ EMILY's Listは、テキサス州のAnnie's Listなどのように州レベルの民主党組織によって、また党の境界を越えて、共和党候補のためのWish ListやSusan B. Anthony Listなどの創設によって、この戦略が複製されることを鼓舞し、支援してきた。

注

- 1 元手資金とは、党の指名を勝ち得るために選挙運動を始めるのに必要な初期資金である。これにより、パン生地（すなわち選挙運動資金）を膨らませるということから、EMILY's Listは、「Early Money Is Like Yeast」の頭文字を取っている。（2010年1月に行った、EMILY's Listの創設者との面接調査）。
- 2 EMILY's List. "Our History". 2012年1月にアクセスした<http://emilyslist.org/who/history/>。
- 3 現在、個人が1回の選挙について連邦レベルの公選職の候補者1名について寄付できるのは最高で2,400ドルにすぎない。
- 4 EMILY's List. "Our History". 2012年1月にアクセスした<http://emilyslist.org/who/history/>。
- 5 2012年1月に行った、EMILY's Listの創設者との面接調査。
- 6 同上。

委員会、地域の党員集会や州の中央委員会を含めた党のすべての機構を男女同数で分けることを指示しており、DNCと党の執行委員会の席をNFDWと女性議員団に与えている。州の民主党も同様に、男女同数に関する憲章の規定を守るために「立証可能な積極的措置」を取ることを義務付けられており、⁹ 民主党の州の細則のほとんどが、州レベルの党の副議長の性は、議長と反対でなければならないと定めている。¹⁰

女性議員団と関連の女性組織は、女性の政治的指導者層の草の根から全国レベルにつながるパイプをつくるために努力している。この作業は、地方レベルで女性指導者を募集し、特に民主党の現職が出馬していない空き議席に女性が立候補することを強く求め、¹¹ 選挙運動のテレビ広告に女性の画像を含めることを候補者に奨励するという戦略を基本としている。¹²

結果

1980年代以降、民主党は党の全国大会で男女のバランスを保ってきた。党大会に出席した女性には、ある意味で彼女らの政治的キャリアを左右するネットワークづくりや資金調達を行う機会があった。初めて公選職を求める女性の多くはそれまでに党内の代議員を務めており、そのことにより、党大会への参加を通じて築いた人間関係を活用することができた。憲章の改正を通じて党大会における女性の役割を正式なものにしようとする民主党の努力に呼応して、共和党も党大会における女性の割合拡大を促進するよう努力し、1980年の大会では女性の割合は48%となった。¹³

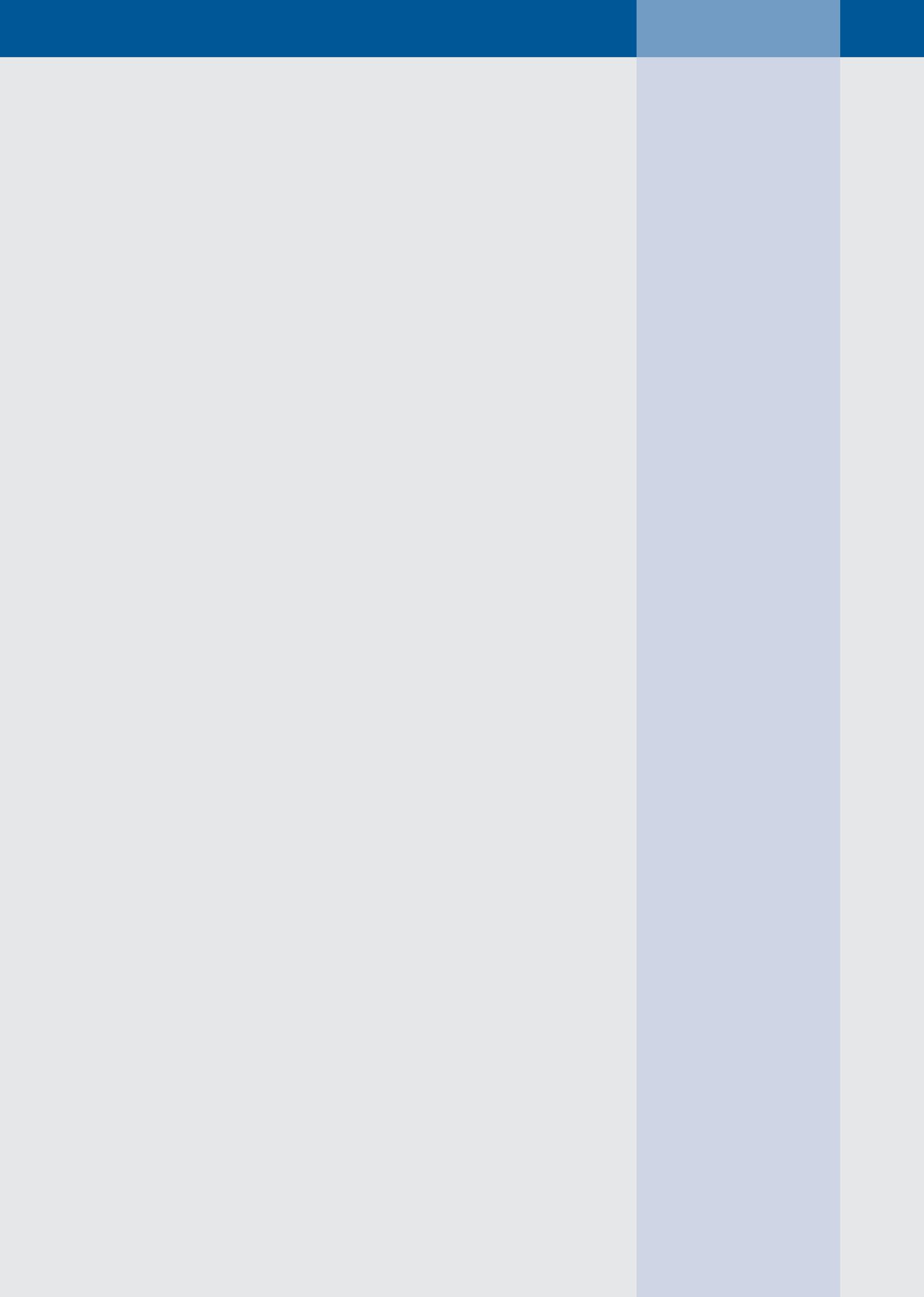
課題と今後の展開

民主党において女性の政策的優先課題のための代表権と支援が実際に伸長したにもかかわらず、より多くの女性を公選職に当選させるという点で、党大会を舞台にした政治が果たす役割は限定されていると証明された。米国のあらゆるレベルで公選職を求める女性は、立候補者支援の伝統的な王道を迂回することが多く、その代わりに、金銭的援助、調査、情報及びスタッフを提供し、民主党の女性が政治プロセスに積極的に参加することを全般的に奨励する女性の政治団体のネットワークから支援を得ていた。¹⁴

政党が大統領選挙に重点を置いていたことから、女性の党活動家や市民活動家は引き続いて、民主党が女性の大統領候補を選ぶことを主唱した。しかし、大統領選を舞台にした政治に焦点が当てられているため、政府の様々なレベルに女性が同数の代表を出すための勢いを蓄えるための活動家の手腕は制約されてきた。さらに、EMILY's Listの成功により、民主党は党内により強固な女性会を設立しないことを正当化できた。米国の女性は相変わらず、議会で17%以上の議席を得る上での障害に直面しており、2010年現在で州の執行的地位の22.9%、¹⁵ 州議会の24%、¹⁶ 市長の17.6%¹⁷を占めているにすぎない。

章末注

- 1 本ケーススタディは、米国内におけるあらゆる政党の取組についての包括的分析を提示するものではなく、1つの政党の具体的な措置のいくつかを詳細に紹介するものである。分析と提言は必ずしも、UNDP又はNDIの見解を反映してはいない。
- 2 "Facts on Women in Congress 2010." *Center for American Women and Politics*. 2012年1月にアクセスした http://www.cawp.rutgers.edu/fast_facts/levels_of_office/Congress-CurrentFacts.php.
- 3 Ulloa, F. "The Electoral System of the United States." *Mundo Electoral*. 2012年1月にアクセスした <http://174.36.232.8/html/index.php?id=98>.
- 4 Brodtkin, K. (2007). "We Are Neither Male nor Women Democrats: Gender Difference and Women's Integration Within the Democratic Party." *Journal of Women's History*, 19(2): 111-137.
- 5 "The Gender Gap and the 2004 Women's Vote: Setting the Record Straight." Center for American Women in Politics. 2012年1月にアクセスした http://www.cawp.rutgers.edu/fast_facts/voters/documents/GenderGapAdvisory04.pdf.
- 6 2010年1月に行った民主党活動家との面接調査。
- 7 Gelb, J. (1989). "Feminism and Politics: A Comparative Perspective." Berkeley, USA: University of California Press.
- 8 同上。
- 9 Center for American Women and Politics. "Firsts for Women in U.S. Politics". 2012年1月にアクセスした http://www.cawp.rutgers.edu/fast_facts/resources/Firsts.php.
- 10 The Democratic National Committee. "The Charter and Bylaws of the Democratic Party of the United States". 2012年1月にアクセスした http://s3.amazonaws.com/apache.3cdn.net/58e635582dc516dd52_5wsmvyn09.pdf.
- 11 2010年1月に民主党の活動家と行った面接調査。
- 12 同上。
- 13 Gelb, J. (1989). "Feminism and Politics: A Comparative Perspective." Berkeley, USA: University of California Press, p.64.
- 14 Gelb, J. (1989) "Feminism and Politics: A Comparative Perspective." Berkeley: University of California Press, p.67.
- 15 Center for American Women and Politics. "Facts on Women in Stateside Elective Executive Office 2010". 2012年1月にアクセスした http://www.cawp.rutgers.edu/fast_facts/levels_of_office/Statewide-CurrentFacts.php において閲覧可能であった。
- 16 Center for American Women and Politics. "State Legislature". 2012年1月にアクセスした http://www.cawp.rutgers.edu/fast_facts/levels_of_office/state_legislature.php において閲覧可能であった。
- 17 Center for American Women and Politics. "Women Mayors in U.S. Cities 2009". 2012年1月にアクセスした http://www.cawp.rutgers.edu/fast_facts/levels_of_office/Local-WomenMayors.php においてアクセス可能であった。



“ 政党の意思決定機構への女性の平等な参加を確保することは、
政党内での、そして最終的には社会全体の中での男女共同参画
を推進する上で不可欠である ”



国連開発計画
開発政策局

One United World Plaza
New York, NY, 10017 USA
電話: +1 212 906 6305

詳細については、
www.undp.org/governance を参照されたい。



全米民主国際研究所

455 Massachusetts Ave, NW, 8th Floor
Washington, DC 20001-2621
電話: +1 202 728 5500

詳細については、
<http://www.ndi.org> を参照されたい。

ISBN 978-0-9848059-5-2



9 0000 >